

(財)大阪府文化財センター調査報告書 第206集

寝屋川市所在

高 宮 遺 跡

－遺物編－

太秦遺跡、高宮遺跡、讃良郡条里遺跡

一般国道1号バイパス（大阪北道路）・第二京阪道路建設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書

2010年10月

財団法人 大阪府文化財センター

寝屋川市所在

高宮遺跡

－遺物編－

太秦遺跡、高宮遺跡、讃良郡条里遺跡

一般国道1号バイパス（大阪北道路）・第二京阪道路建設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書

序 文

財団法人大阪府文化財センターでは、平成13年から平成22年にかけて、第二京阪道路の建設に伴う発掘調査を長年にわたり実施してきました。当センターが手がけた遺跡は、門真市、寝屋川市、四條畷市、交野市、枚方市、以上5市の広範囲にわたります。そのうち本書で報告する高宮遺跡は、寝屋川市に所在する旧石器時代から近世までの遺跡で、当センターでは平成13年から14年にかけて発掘調査を手がけました。調査では、30棟ちかくの竪穴住居群から構成される古墳時代中期の集落、奈良時代の倉庫を中心とした建物群、中世の建物群など数多くの貴重な発見がみられました。この調査成果は、第二京阪道路の建設に伴う発掘調査のなかでも指折りのもので、北河内における歴史を考えるうえで、きわめて重要なものであることはいまでもありません。

そこで当センターでは、発見された遺構の重要性に鑑み、早急に調査報告をおこなうべく、同遺跡の遺構編を調査報告書として先行して刊行いたしました。そして遺構編刊行後に、出土遺物を整理し報告しましたのが本書にあたります。遺構編と遺物編をあわせ、これらの成果が高宮遺跡周辺地域における文化・歴史復原の貴重な資料となることを願ってやみません。

さいごに第二京阪道路は、平成22年3月20日に門真インターから、枚方東インター区間が開通し、全線開通となりました。高宮遺跡のみならず、第二京阪道路建設に伴うすべての発掘調査に、多大な理解とご協力を賜った、国土交通省近畿地方整備局浪速国道事務所、西日本高速道路株式会社関西支社枚方工事事務所、大阪府教育委員会、寝屋川市教育委員会など多くの関係機関および、各地元自治会に深く感謝いたしますとともに、今後とも文化財行政に対しいっそうの御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

平成22年10月

財団法人 大阪府文化財センター
理事長 水野 正好

例 言

1. 本書は、第1章から第4章までが、大阪府寝屋川市小路・高宮に所在する高宮遺跡の調査報告書（遺物編）である。なお遺構編は（財）大阪府文化財センター調査報告書第115集『高宮遺跡—遺構編—』として2004年3月に刊行済みである。また本書の、第5章から第10章までには、以下の発掘調査報告を所収する。

- ・太秦遺跡 08－1：大阪府寝屋川市打上
- ・高宮遺跡 07－1：大阪府寝屋川市高宮
- ・高宮遺跡 08－1：大阪府寝屋川市小路
- ・讃良郡条里遺跡 06－1：大阪府寝屋川市高宮地内
- ・讃良郡条里遺跡 08－1：大阪府寝屋川市高宮・小路

2. 発掘調査は、一般国道1号バイパス（大阪北道路）・第二京阪道路建設に伴うもので、国土交通省近畿地方整備局浪速国道事務所の委託を受け、大阪府教育委員会の指導のもと、財団法人大阪府文化財センターが実施した。

3. 各調査の受託名称、受託期間および調査体制は、以下の通りである。

○平成18年度

讃良郡条里遺跡 06－1

受託名称：第二京阪道路（大阪北道路）太秦遺跡他遺物整理

受託期間：平成18年4月1日～平成19年3月31日

現地調査期間：平成19年12月17日～平成20年3月8日（06－1－2区）

平成19年12月7日～平成19年12月11日（06－1－5区）

調査体制：調査部長 赤木克視、調整課長 田中和弘、調整第一係長 岡戸哲紀、
調整第二係長 山上 弘、京阪調査事務所所長 山本 彰、
調査第四係長 藤永正明、技師 井上智博、専門調査員 和田大作

○平成20年度

太秦遺跡 08－1

受託名称：第二京阪道路（大阪北道路）讃良郡条里遺跡他遺物整理（その3）

受託期間：平成20年4月1日～平成21年3月31日

現地調査期間：平成20年10月14日～平成20年12月26日

調査体制：調査部長 赤木克視、調整課長 田中和弘、調整第一係長 岡戸哲紀、
調整第二係長 岡本茂史、京阪調査事務所所長 山本彰、調査第二係長 秋山浩三、
技師 奥村茂輝、専門調査員 市来真澄、専門調査員 市田英介

高宮遺跡 07－1

受託名称：第二京阪道路（大阪北道路）讃良郡条里遺跡他遺物整理（その3）

受託期間：平成20年4月1日～平成21年3月31日

現地調査期間：平成20年5月13日～平成20年5月27日

調査体制：調査部長 赤木克視、調整課長 田中和弘、調整第一係長 岡戸哲紀、

調整第二係長 岡本茂史、京阪調査事務所所長 山本 彰、調査第二係長 秋山浩三、
技師 奥村茂輝、専門調査員 市来真澄、専門調査員 市田英介

高宮遺跡 08 - 1

受託名称：第二京阪道路（大阪北道路）讚良郡条里遺跡他遺物整理（その3）

受託期間：平成 20 年 4 月 1 日～平成 21 年 3 月 31 日

現地調査期間：平成 20 年 12 月 15 日～平成 21 年 3 月 25 日

調査体制：調査部長 赤木克視、調整課長 田中和弘、調整第一係長 岡戸哲紀、
調整第二係長 岡本茂史、京阪調査事務所所長 山本 彰、調査第二係長 秋山浩三、
技師 奥村茂輝、専門調査員 市来真澄、専門調査員 市田英介

讚良郡条里遺跡 08 - 1

受託名称：第二京阪道路（大阪北道路）讚良郡条里遺跡他遺物整理（その3）

受託期間：平成 20 年 4 月 1 日～平成 21 年 3 月 31 日

現地調査期間：平成 20 年 10 月 14 日～平成 20 年 12 月 26 日

調査体制：調査部長 赤木克視、調整課長 田中和弘、調整第一係長 岡戸哲紀、
調整第二係長 岡本茂史、京阪調査事務所所長 山本 彰、調査第二係長 秋山浩三、
技師 奥村茂輝、専門調査員 市来真澄、専門調査員 市田英介

4. 遺物整理事業の受託名称、受託期間および調査体制は、以下の通りである。

○平成 20 年度

受託名称：第二京阪道路（大阪北道路）讚良郡条里遺跡他遺物整理（その3）

受託期間：平成 20 年 4 月 1 日～平成 21 年 3 月 31 日

調査体制：調査部長 赤木克視、調整課長 田中和弘、調整第一係長 岡戸哲紀、
調整第二係長 岡本茂史、京阪調査事務所所長 山本 彰、調査第二係長 秋山浩三、
技師 奥村茂輝、専門調査員 市来真澄、専門調査員 市田英介

○平成 22 年度

受託名称：第二京阪道路高宮遺跡他遺物整理

受託期間：平成 22 年 4 月 1 日～平成 22 年 10 月 29 日

調査体制：調査部長兼調査課長 福田英人、調査課調整グループ長 江浦 洋、
調査課調整グループ主幹 岡本茂史、調査課調査グループ長 岡戸哲紀、
京阪総括主査 三好孝一、副主査 奥村茂輝

5. 工事請負委託と航空測量委託の契約名称および期間は次のとおりである。

高宮遺跡 08 - 1

工事請負委託契約名称：高宮遺跡（その5）発掘調査に伴う工事

委託期間：平成 20 年 12 月 15 日～平成 21 年 3 月 25 日

写真測量委託契約名称：高宮遺跡（その5）発掘調査に伴う航空測量

委託期間：平成 20 年 12 月 16 日～平成 21 年 3 月 25 日

6. 遺物写真については、調査部調査課調整グループ主査上野貞子が担当した。金属製品の保存処理・軟 X 線写真撮影は調査部調査課調査グループ主査山口誠治がおこなった。

7. 本書の執筆は第 1～8・10 章を奥村、第 9 章を井上がおこない、編集は奥村がおこなった。

8. 現地での発掘調査では、国土交通省近畿地方整備局浪速国道事務所、大阪府教育委員会、寝屋川市教育委員会のご協力を得るとともに、下記の方々にご指導・ご助力を賜った。記して感謝いたします（敬称略・五十音順）。

大野 薫（大阪府教育委員会）、中久保辰夫（大阪大学大学院）、宮野淳一（大阪府教育委員会）

9. 本書収録の写真・遺物などの記録類は、財団法人大阪府文化財センターにおいて保管している。広く利用されることを希望する。

凡 例

1. 第5章以降で報告する発掘調査、及び整理作業は、当センターの『遺跡調査基本マニュアル【暫定版】2003.8』に従っておこなった。
2. 発掘調査でおこなった測量は、世界測地系に準拠する平面直角座標系第VI系を基準とし、数値はメートル単位で表示している。また、本書で記す北は、座標北を示す。
3. 発掘調査で使用した測量の標高は、東京湾平均海水面（T.P.）を基準とする。
4. 本書第1～4章で使用する遺構名称は、『遺構編』で使用されている遺構名称に拠った。また遺構番号も同様である。そのため遺構の情報については『遺構編』を参照されたい。また本書との錯綜を避けるため、遺構名称は『遺構編』で用いられたものをそのまま使っている。
5. 第6章以降の付編で報告する遺構は、アラビア数字を用いて通し番号で名称を付けており、アラビア数字の後ろに遺構の形態・種類を表す文字を付している。例) 123 溝、456 流路
なお、複数の遺構の集合である、掘立柱建物については遺構番号とは別に、遺構の種類を表す文字の後ろに、アラビア数字の通し番号を付して表している。例) 掘立柱建物 1
6. 第1～4章に掲載している遺物の番号は、本文・遺物実測図・遺物写真すべてに共通する。
7. 断面図・平面図・遺構図は、対象により適宜縮尺を変え掲載しており、図ごとにスケールバーと縮尺を表示している。
8. 遺物図版の縮尺は土器、鉄器、石製品が1/4、鏡が2/3である。
9. 遺物実測図の断面は原則として白抜き、須恵器は黒塗りとする。
10. 地層の土色および遺物観察表の色調は、小山正忠・竹原秀雄編『新版 標準土色帖』2004年版 農林水産省農林水産技術会議事務局監修・財団法人日本色彩研究所色票監修に準拠した。

本文目次

第1章	調査に至る経緯	1
第2章	地理的・歴史的環境	2
第1節	地理的環境	2
第2節	歴史的環境	2
第3節	高宮遺跡の調査成果	5
第3章	遺物	6
第1節	中世（平安時代後期～室町時代）	6
第2節	古代（飛鳥～平安時代中期）	18
第3節	古墳時代	26
第4節	縄文・弥生時代	41
第4章	まとめ	42
第1節	中世	42
第2節	古代（奈良時代）	43
第3節	古墳時代	46
第4節	縄文・弥生時代	50
第5章	調査の方法	57
第6章	太秦遺跡 08－1	57
第1節	調査に至る経過と経緯	57
第2節	基本層序	59
第3節	調査成果	60
第7章	高宮遺跡 07－1	62
第1節	調査に至る経過と経緯	62
第2節	基本層序	63
第3節	調査成果	63
第8章	高宮遺跡 08－1	65
第1節	調査に至る経過と経緯	65
第2節	基本層序	65
第3節	調査成果	65
第9章	讚良郡条里遺跡 06－1	67
第1節	調査に至る経過と経緯	67
第2節	基本層序	69
第3節	06－1－2区の調査成果	69
第4節	06－1－5区の調査成果	73
第5節	まとめ	74
第10章	讚良郡条里遺跡 08－1	75

第1節 調査に至る経過と経緯	75
第2節 基本層序	76
第3節 調査成果	77

挿 図 目 次

第1図 調査地の位置	1
第2図 周辺の遺跡	4
第3図 中世の遺構出土遺物 1	7
第4図 中世の遺構出土遺物 2	9
第5図 中世の遺構出土遺物 3	11
第6図 中世の遺構出土遺物 4	13
第7図 土壙墓 12 平面図	15
第8図 土壙墓 12 出土和鏡	15
第9図 中世の遺構出土遺物 5	17
第10図 古代の遺構出土遺物 1	19
第11図 古代の遺構出土遺物 2	21
第12図 古代の遺構出土遺物 3 (落ち込み 1 出土遺物)	23
第13図 古代の遺構出土遺物 4 (土坑 1 出土遺物)	24
第14図 古代の遺構出土遺物 5 (ピット P 5 出土礎石)	25
第15図 古墳時代の遺構出土遺物 1	27
第16図 古墳時代の遺構出土遺物 2	29
第17図 古墳時代の遺構出土遺物 3	31
第18図 古墳時代の遺構出土遺物 4 (竪穴住居 26 出土遺物)	32
第19図 古墳時代の遺構出土遺物 5 (竪穴住居 27 出土遺物)	33
第20図 古墳時代の遺構出土遺物 6 (竪穴住居 28 出土遺物)	35
第21図 古墳時代の遺構出土遺物 7	37
第22図 古墳時代の遺構出土遺物 8 (溝 23 出土遺物)	39
第23図 古墳時代の遺構出土遺物 9	39
第24図 縄文・弥生時代の遺物	41
第25図 高宮遺跡出土軒瓦	43
第26図 高宮遺跡の倉庫群と高宮廃寺の位置関係	45
第27図 高宮遺跡における竪穴住居の消長	47
第28図 高宮遺跡遺構配置図 (中世)	54
第29図 高宮遺跡遺構配置図 (古代)	55
第30図 高宮遺跡遺構配置図 (古墳・弥生・縄文時代)	56
第31図 地区割りの方法	58
第32図 太秦遺跡 08 - 1、高宮遺跡 07 - 1・08 - 1、讃良郡条里遺跡 06 - 1・08 - 1 の調査地	58

第 33 図	太秦遺跡 08 - 1 調査地位置図	59
第 34 図	太秦遺跡 08 - 1 基本層序	60
第 35 図	太秦遺跡 08 - 1 全体平面図・遺構断面図	61
第 36 図	高宮遺跡 07 - 1・08 - 1 調査地位置図	62
第 37 図	高宮遺跡 07 - 1 断面図	63
第 38 図	高宮遺跡 07 - 1 全体平面図	64
第 39 図	高宮遺跡 08 - 1 全体平面図・基本層序図	66
第 40 図	讃良郡条里遺跡 06 - 1 - 2 区・5 区の調査地位置図	67
第 41 図	06 - 1 - 2 区 第 4 - 2 a 層下面平面図	68
第 42 図	423 溝断面図	69
第 43 図	06 - 1 - 2 区 第 4 - 4 a 層～第 6 a 層までの遺構平面図	69
第 44 図	06 - 1 - 2 区 第 6 a 層出土遺物	70
第 45 図	第 4 - 2 a 層下面における 03 - 1 調査区と 06 - 1 - 2 区の関係	71
第 46 図	06 - 1 - 5 区 検出遺構	72
第 47 図	03 - 1 - 1 区 建物 5 と 720 ～ 722 柱穴との関係	72
第 48 図	讃良郡条里遺跡 08 - 1 の調査地位置図	75
第 49 図	1 区南壁断面図	76
第 50 図	2 区西壁・3 区南壁断面図	77
第 51 図	4 区北壁断面図	78
第 52 図	1 区平面図	79
第 53 図	2 区平面図	80
第 54 図	3 区平面図	80
第 55 図	4 区平面図	81
第 56 図	高宮遺跡 07 - 1・08 - 1、讃良郡条里遺跡 08 - 1 出土遺物	81
表 1	本書の遺構掲載頁と、『遺構編』の掲載頁対応表①	52
表 2	本書の遺構掲載頁と、『遺構編』の掲載頁対応表②	53

写真図版目次

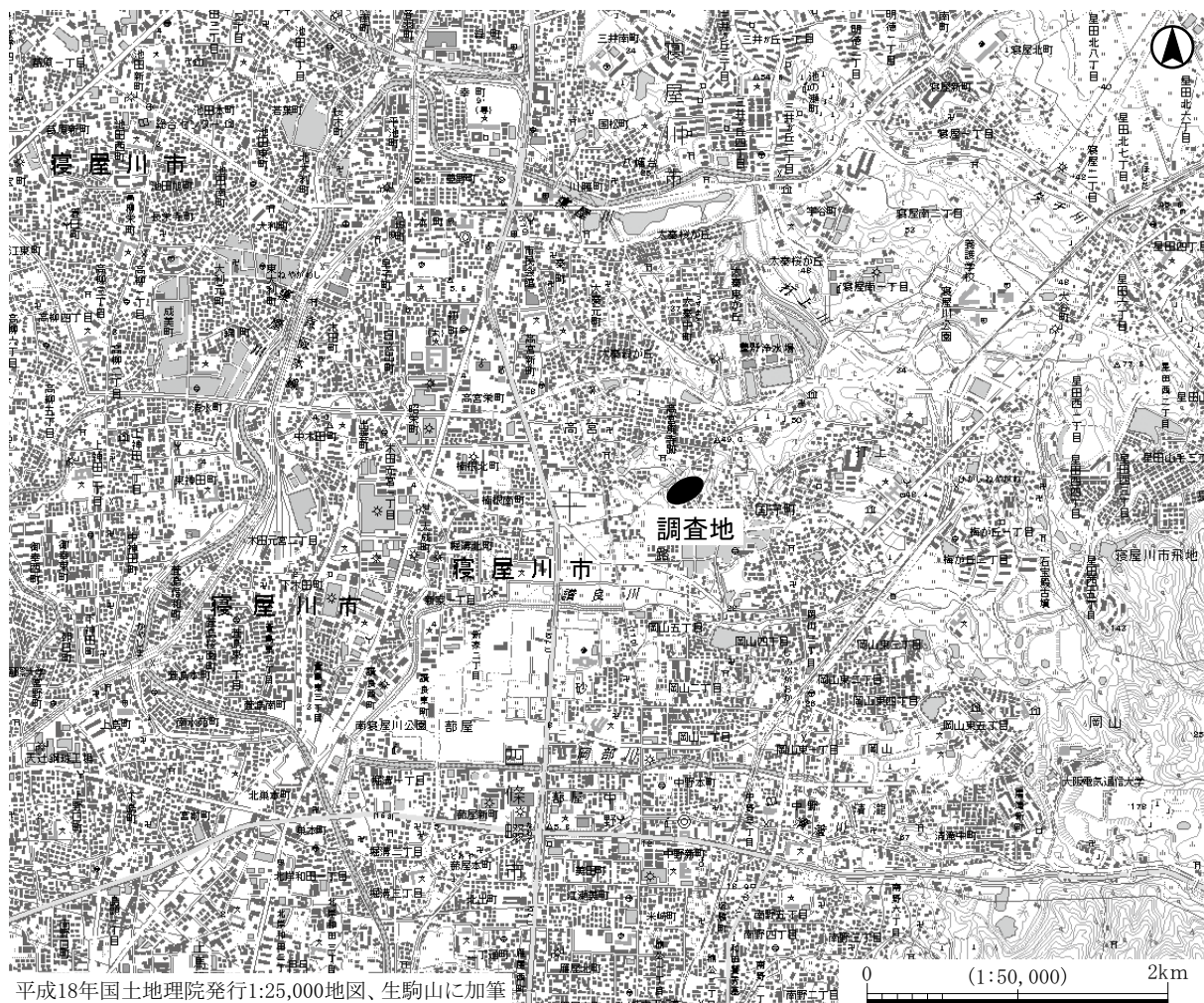
図版 1	中世の遺物	図版 2	中世の遺物	図版 3	中世の遺物
図版 4	古代の遺物	図版 5	古代の遺物	図版 6	古代の遺物
図版 7	古代の遺物	図版 8	古代の遺物	図版 9	古墳時代の遺物
図版 10	古墳時代の遺物	図版 11	古墳時代の遺物		
図版 12	古代 古墳時代の遺物	図版 13	古墳時代の遺物	図版 14	古墳時代の遺物
図版 15	古墳時代の遺物	図版 16	古墳時代の遺物	図版 17	古墳時代の遺物
図版 18	古墳時代の遺物	図版 19	古墳時代の遺物	図版 20	古墳時代の遺物
図版 21	古墳時代の遺物	図版 22	古墳時代の遺物		
図版 23	古代・古墳時代の遺物	図版 24	中世 古墳時代の遺物	図版 25	古墳時代の遺物

第1章 調査に至る経緯

財団法人大阪府文化財センター（以下センターと略記）では、一般国道1号バイパス（大阪北道路）・第二京阪道路の建設に伴い、国土交通省近畿地方整備局浪速国道事務所の委託を受け、日本道路公団関西支社（現、西日本高速道路関西支社）の協力を得、大阪府教育委員会文化財保護課の指導のもと、平成13年6月20日から平成14年3月25日および、平成14年4月24日から平成14年11月29日にかけて、大阪府寝屋川市小路・高宮の高宮遺跡において発掘調査をおこなった。

現地調査終了後、検出された遺構の平面・断面図、航空測量図、写真の整理をおこない、遺構の情報を主として掲載した、(財)大阪府文化財センター調査報告書第115集『高宮遺跡―遺構編―』（以下『遺構編』と略記）を平成16年3月に刊行した。

『遺構編』の刊行後、センターは国土交通省近畿地方整備局浪速国道事務所の委託を受け、京阪調査事務所寝屋川分室において、平成20年4月1日から平成21年3月31日の間、および京阪調査事務所において、平成22年4月1日～平成22年7月30日の間に出土遺物の整理作業をおこなった。整理作業の内容は、報告書掲載用遺物の抽出、実測、レントゲン撮影、ペントレース、文章の執筆、報



第1図 調査地の位置

告書の編集作業と印刷製本である。これらの整理作業の結果、459点の出土遺物を実測し、うち447点を報告書に掲載した。報告書に掲載した遺物は、プラスチック製遺物整理箱（54cm×35cm×15cm）26箱分におよぶ。さらに上記の整理作業の成果を纏め、平成22年10月20日に本報告書を刊行した。

なお第6章以降に掲載する調査のうち、太秦遺跡08-1、高宮遺跡07-1・08-1、讃良郡条里遺跡08-1は、上記の整理作業期間中におこなったもので、いずれも一般国道1号バイパス（大阪北道路）第二京阪道路の建設に伴うものである。それぞれの調査期間は、太秦遺跡が平成20年10月14日～平成20年12月26日の間、高宮遺跡07-1が平成20年5月13日～平成20年5月27日の間、高宮遺跡08-1が平成20年12月15日～平成21年3月25日の間、讃良郡条里遺跡08-1が平成20年10月14日～平成20年12月26日の間である。これらの調査で得られた、遺構図面、写真、出土遺物についての整理作業は、上記の整理期間のうち平成22年4月1日～平成22年7月30日の間におこなった。

讃良郡条里遺跡06-1は上記の整理期間よりも前に発掘調査がおこなわれたもので、調査期間は平成19年12月7日～平成20年3月8日の間である。これらの調査で得られた、遺構図面、写真、出土遺物についての整理作業は、上記の整理期間のうち平成22年4月1日～平成22年7月30日の間におこなった。

第2章 地理的・歴史的環境

センターでは一般国道1号バイパス（大阪北道路）・第二京阪道路の建設に伴い、寝屋川市域で数々の発掘調査を実施してきた。そのため高宮遺跡周辺の地理的・歴史的環境については既往の発掘調査報告書でふれられているため、詳細な内容についてはそれらに拠りたい。ただし、一般国道1号バイパス（大阪北道路）・第二京阪道路の建設に伴う発掘調査がもたらした情報は、道路建設以前のそれとは比べものにならない程の質と量を有している。そのため本章では、最近までの調査成果によりあきらかになった、高宮遺跡周辺の歴史的環境について時代ごとに概略を述べたい。

第1節 地理的環境

高宮遺跡は現行の行政区分では、大阪府寝屋川市の北東部に位置しており、地理的には枚方丘陵から西に派生した丘陵斜面の端に位置している。遺跡は南と西に向けて傾斜しており、今回の調査対象地内でも東西での標高差は16m、南北での標高差は10mに達する。遺跡内の最も高い箇所は標高29m近くに達するが、そこには高宮廃寺が立地する。今回の調査地は高宮廃寺の南に位置する。

第2節 歴史的環境

旧石器時代 遺物の出土量は少ないが、国府型のナイフ形石器が高宮遺跡、讃良川遺跡、讃良川川床遺跡、忍ヶ丘駅前遺跡から出土しており、南山下遺跡からは有舌尖頭器が、岡山南遺跡からは木葉状尖頭器が出土している。

縄文時代 高宮遺跡から西の讃良郡条里遺跡にかけては、縄文時代前期末から中期にかけての流路があったと推測され、讃良郡条里遺跡では土坑から、北白川下層Ⅲ式～大歳山式にあたる縄文前期の土器

が出土し、また高宮遺跡では同時期の石鏃・石錐・石匙が出土している。縄文時代中期の調査例では、讃良郡条里遺跡で検出された貯蔵穴や、讃良川遺跡での船元式土器の大量出土があげられる。晩期の調査例としては、更良岡山遺跡で検出された27基の土壙墓と、大型彫刻石棒やヒスイ、石斧等の出土があげられよう。また、高宮八丁遺跡や長保寺遺跡でも、縄文時代晩期の土器が出土している。

弥生時代 讃良郡条里遺跡のほぼ中央部の調査では、縄文時代晩期から弥生時代初現期の土器がまとまって出土している。この調査地では、弥生時代前期の建物跡が検出されており、扇状地末端にあたる讃良郡条里遺跡の中央部において、同時期の集落が展開していたものと考えられる。四條畷小学校内遺跡では、弥生時代前期の石敷遺構が検出されている。高宮八丁遺跡では、弥生時代前期から中期の土坑、柱穴、貯蔵穴などの遺構が検出され、石庖丁や鍬、鋤などの農耕具が出土している。本書で報告する高宮遺跡では、丘陵の西斜面において弥生時代中期の方形周溝墓が検出されている。また高宮遺跡の北東に位置する太秦遺跡では、弥生時代中期の集落、太秦遺跡に隣接する大尾遺跡では、同時期の方形周溝墓が検出されている。打上中道遺跡や小路遺跡では、弥生時代後期の土器が出土している。雁屋遺跡は弥生時代前期から後期まで続く遺跡で、弥生時代前期の溝、弥生時代中期から後期にかけての方形周溝墓、弥生時代後期の竪穴住居や円形周溝墓等が検出されている。なかでも弥生時代後期の竪穴住居と円形周溝墓からは、近江系・丹後系・北陸系の土器が出土しており、同地の集落が丹後・近江以北とのつながりを有していたことがわかる。

古墳時代 高宮遺跡の南隣に位置する小路遺跡では、庄内期の前方後方形周溝墓が検出されている。4世紀に入ると高宮遺跡の南方に位置する丘陵上で、前方後円墳の忍丘古墳が築かれる。忍丘古墳からは鉄製武器類や碧玉製品が出土しており、同時期の近隣の盟主墳であったことがわかる。忍丘古墳の次の段階（5世紀後半）には、更良岡山古墳群が築かれる。また更良岡山古墳群よりやや遅れる、5世紀後半～6世紀前半には太秦古墳群、清滝古墳群が築かれる。同時期の古墳として、清滝街道沿いの木間池北方・城遺跡で発見された前方後円墳は、二段築成で葺石を持つもので、被葬者が当時の中央政権と深いつながりを持つ人物であったことが想定される。

古墳時代中期以降の調査成果では、葦屋北遺跡と、讃良郡条里遺跡が顕著な例としてあげられよう。葦屋北遺跡では5世紀中頃から6世紀後半まで存続する集落が発見されている。集落は北河内有数の規模を誇り、70棟以上の竪穴住居が検出されている。居住域は3ないしは4つに分かれるようであるが、基本的には同一集団の大規模集落と考えていいだろう。遺跡からは初期須恵器、韓式系土器、製塩土器、移動式竈、馬具等の鉄製品、馬骨などが大量に出土しており、居住者が朝鮮半島南部に出自を持つ馬飼技術に長けた集団であったことがわかる。葦屋北遺跡の北側に位置する讃良郡条里遺跡でも、上記と同様の遺物が大量に出土しており、葦屋北遺跡における北側の居住域が讃良郡条里遺跡にまで広がっていたことがわかる。これまで周辺における古墳時代中・後期の集落は、清滝街道沿いの中野遺跡や奈良井遺跡などの扇状地末端の遺跡が中心と考えられてきたが、葦屋北・讃良郡条里遺跡の調査成果により、さらに西側の平野部にも大規模な集落が展開していたことがわかったのである。本書の高宮遺跡も同時期の集落が展開していた場所である。高宮遺跡からは馬具や馬骨など、馬の飼育にかかわる遺物の出土は無いが、初期須恵器、韓式系土器がまとまって出土している（詳細は第3章参照）。すなわち寝屋川市・四條畷市にまたがる枚方丘陵の西側の遺跡では、朝鮮半島に出自を持つ複数の集団が、5世紀中頃以降丘陵部と平野部に住んでいたのである。

古代（飛鳥～奈良時代） 飛鳥時代（7世紀代）になると清滝街道沿いの正法寺（跡）、讃良川南岸の讃

良寺（跡）、高宮遺跡が所在する丘陵上の高宮廃寺が築造される。なお正法寺と高宮廃寺は、薬師寺式伽藍配置に復元されているが、現今堂舎や検出遺構の配置から考える限り、薬師寺式ではあり得ない。この3寺はいずれも創建瓦に古新羅系の単弁軒丸瓦を使用しており、造瓦工人もしくは建立氏族が同一の系譜にあったらしい。同時期の集落としては讃良郡条里遺跡で検出されている掘立柱建物群があげられる。これらの建物は、出土須恵器から7世紀第2・3四半期のものと考えられ、上述の3寺院との関連を考える上で興味深い。

奈良時代の調査例で顕著なものは、本書で報告する高宮遺跡の倉庫群であろう。詳細は第3章以降に委ねるが、高宮遺跡の倉庫群は出土土器から、8世紀第3四半期のものと考えられ、高宮廃寺で同時期の軒瓦が多量に出土することと関連すると考えられる。讃良郡条里遺跡の西南部では、8世紀第3四半期の掘立柱建物群が検出されている。周辺には谷地形があったにもかかわらず、木簡の出土が皆無かつ墨書土器の出土が僅少であることから、これらの建物が官衙的な性格を有していた可能性は低い。また清滝街道沿いの木間池北方・城遺跡では、7世紀後半から8世紀にかけての旧河道が検出され、そこから円面硯、転用硯、土馬等が出土している。また遺跡内の井戸からは、「日置」と記された8世紀中頃の墨書土器も出土しており、付近に文書行政と祭祀を担った施設があったことがわかる。

ちなみに寝屋川・四條畷市域では、讃良郡衙に比定される遺跡がみあたらない。高宮遺跡の評価にもかかわるが、周辺に讃良郡衙にあたる遺跡が存在した可能性を指摘しておきたい。

中世(平安・鎌倉・室町時代) 長保寺遺跡では、大溝から輸入陶磁器や瓦類などが大量に出土しており、周辺に平安時代末から鎌倉時代にかけての寺院があった可能性が指摘されている。本書で報告する高宮遺跡では、掘立柱建物群や複数の土壙墓が検出され、13世紀代の瓦器椀や土師器皿が出土することから、鎌倉時代の屋敷および屋敷内墓があったと考えられる。門真市巢本遺跡では、水路およびそれに伴う堤が検出されている。同遺跡では複数の掘立柱建物や区画溝の検出例、また大量の瓦類や輸入陶磁器の出土から、水路沿いに立地した寺の存在が想定されている。清滝街道沿いの上清滝遺跡では寺院の基壇跡が検出され、木製観音像2体、金箔貼りの光背、木簡、大量の土師器皿・瓦器椀・瓦類、輸入陶磁器が出土している。出土遺物の年代観から、同遺跡に14世紀から16世紀にかけて存続した逸名寺院があったことがわかる。出土木簡のなかには、経文を書いたものも含まれ、その内容から同寺院が西方浄土信仰に基づいて建立されたことがわかる。

第3節 高宮遺跡の調査成果

ここでは次章以降の遺物が出土した高宮遺跡の調査成果について概略的にふれておく。

縄文・弥生時代 調査地の西端は西に向かって低くなる斜面地であるが、この斜面地で縄文時代の流路が検出されている。また斜面地を上がった平坦面では埋土中に縄文土器を包含するピットが検出されている。また西端の平坦地から斜面地にかけて、弥生時代後期の方形周溝墓が検出されている。

古墳時代 調査地の西南部を除くほぼ全域で、古墳時代中期の竪穴住居が検出されている。竪穴住居の検出数は、住居の可能性が高い落ち込みも含めれば30基にのぼる。竪穴住居の時期は、5世紀中頃の須恵器導入直後のものが最も多い。なお調査地の中央部では竪穴住居の分布が希薄であるが、これは奈良時代以降の開発で、この場所が平坦化されたため、竪穴住居が削平されたためであろう。

古代 調査地の中央部で総柱の倉庫が5棟、西端の斜面地を降りた地点で掘立柱建物が2棟（柱の並びを考慮すればそれ以上か）検出されている。倉庫はいずれも大型の掘方を持つもので、第3章以降の出

土遺物報告による限り、8世紀第3四半期に建てられたものと考えられる。西端の建物建立時期も同様であるが、倉庫群とのかかわりは不明である。

中世 調査区の中央部で建物群、およびそれにかかわる柱穴列、井戸が検出されている。建物の時期は12世紀から13世紀の間である。また同時期の土壌墓も調査区中央南側で複数検出されている。同時期の屋敷とそれに伴う墓が、合わさって検出されているのであろう。

第3章 遺物

第1節 中世（平安時代後期～室町時代）

以下で述べる掘立柱建物柱穴（掘方）出土遺物はすべて、柱の根固め土から出土したのか、柱抜き取り後の埋土から出土したのか不明である。したがって以下で述べる遺物は、築造時期を示すものか、廃絶以降を示すものかは断言できないことをことわっておく。なおこのことは、次節で述べる古代の掘立柱建物出土遺物についても同様である。

掘立柱建物5（第3図） 掘立柱建物5の柱穴からは、8の瓦器椀、9・10の土師器杯、16・17（図版6）の瓦が出土している。

8は和泉型瓦器椀の底部で、13世紀前半もしくは中頃のものである。9の土師器杯は古代と考えられるが、細かな時期は不詳である。10の土師器杯は8世紀代のものである。16は平瓦の破片で、凹面に布目痕跡、凸面に縄タタキ痕跡を残す。奈良時代以降のものと考えられるが、細かな時期は不詳である。17は均整唐草紋軒平瓦の瓦当左半分で、時期は8世紀第3四半期である。17は高宮廃寺の奈良時代の所用瓦である。

以上の遺物のなかで最も新しいものは、8の瓦器椀である。8以外の遺物の出土要因は、柱穴の埋土に付近の包含層が入り込んだためといえる。したがって掘立柱建物5の存続時期は、13世紀中頃が一つの定点となる。

掘立柱建物7（第3図） 掘立柱建物7の柱穴からは、6の土師器杯、7の土師器皿が出土している。

6の土師器杯は高台が付くもので、奈良時代以降のものだが、細かな時期は不詳である。7の土師器皿は口縁端部が外反し、内外面には暗文はみられない。8世紀第4四半期以降のものと考えられる。

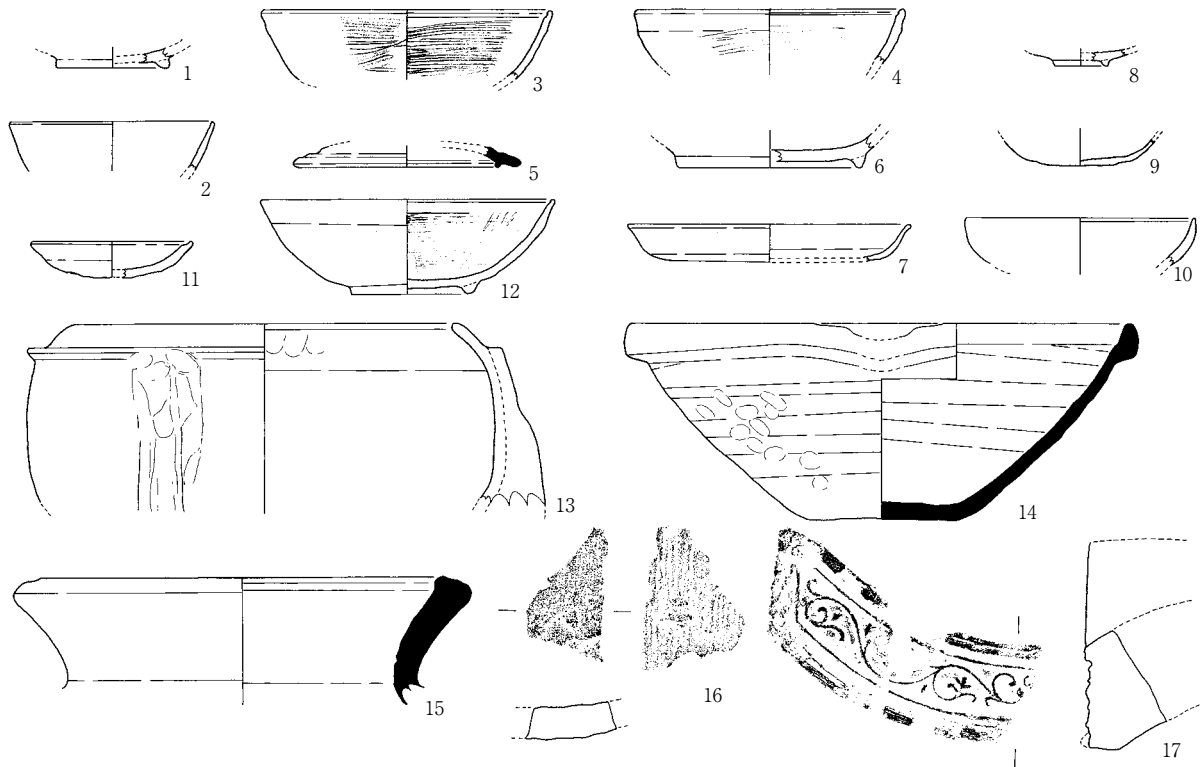
以上のように掘立柱建物7は、『遺構編』では中世の建物と報告されているが、出土遺物は古代のものばかりである。ただし上述したように、出土状況が不明であるため、一概に遺物の時期を建物の存続時期にあてることには注意したい。

掘立柱建物10（第3図） 掘立柱建物10の柱穴からは、15の須恵器甕が出土している。

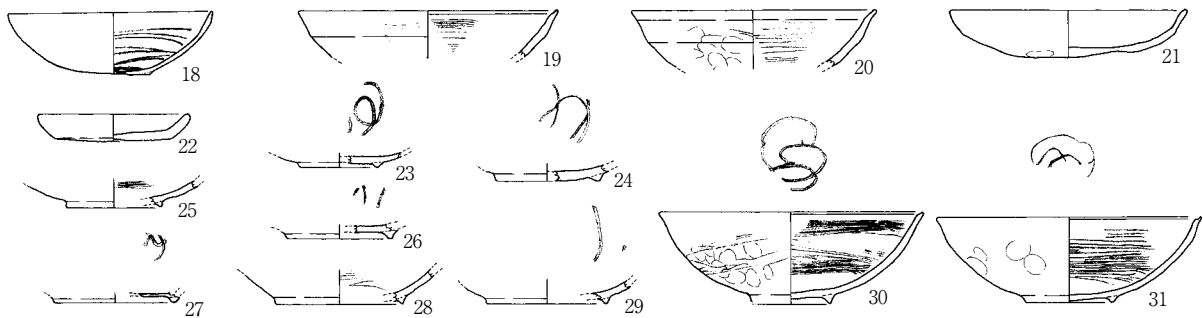
15は須恵器甕の口縁部片で、口縁先端部が内反する。時期は7世紀後半から8世紀前半にかけてのものである。なお『遺構編』には、柱穴から13世紀の瓦器椀が出土したと記されているが、柱穴から出土している遺物は全て細片で、瓦器椀片も認められたものの、13世紀と時期を限定できる資料はなかった。

掘立柱建物11（第3図） 掘立柱建物11の柱穴からは、12（図版2）の瓦器椀が完形で出土している。

12の瓦器椀は内面口縁端部にうっすらと沈線が走るが、楠葉型とはいいがたい。以降当遺跡で出土している瓦器椀で、内面口縁端部に沈線のあるものはすべて同様である。外面の暗文は磨滅により確認



掘立柱建物 5 : 8~10・16・17 掘立柱建物 7 : 6・7 掘立柱建物 10 : 15 掘立柱建物 12 : 3~5
 掘立柱建物 15 : 11 掘立柱建物 17 : 1・2 掘立柱建物 18 : 13 井戸 1 : 14



井戸 1 : 18 井戸 2 : 19~31

第3図 中世の遺構出土遺物 1

できないが、内面には細い単位の暗文が密に施されているのがわかる。12は12世紀中頃のものである。完形で出土していることから、地鎮にかかわるものであった可能性が高い。そうならば、12の時期が建物の建立時期を直接示すことになる。

掘立柱建物 12 (第3図) 掘立柱建物 12の柱穴からは、3・4の瓦器碗、5の須恵器杯蓋が出土している。

3の瓦器碗は、内外面ともに細い単位の暗文が密に施されている。3は12世紀中頃のものである。4は内外面ともに磨滅しているため、暗文がわずかしか確認できない。4は12世紀前半のものである。5は須恵器杯蓋で、天井部にツマミの付くタイプである。時期は7世紀後半である。掘立柱建物建立時に、周辺の包含層遺物が入り込んだのだろう。

3・4の瓦器碗の時期から、掘立柱建物 12の存続時期は、12世紀中頃が一つの定点となる。となれば掘立柱建物 11とほぼ同時期となる。さらに建物の配置から考慮すると、出土遺物は無いが、南側の建物 13も同時期の可能性が高い(『遺構編』第17図)。すなわち東西棟である掘立柱建物 11と、

南北棟である掘立柱建物 12・13 は、12 世紀中頃に邸宅建物として同時存在していたといえる。

掘立柱建物 14 『遺構編』には、掘方から 8 世紀の土師器甕片や黒色土器が出土したとあるが、出土遺物を総覧する限り、細片ばかりで時期を決定できるものは皆無であった。

掘立柱建物 15 (第 3 図) 掘立柱建物 15 の柱穴からは、11 の土師器碗が出土している。

11 は小型の土師器碗で、口縁端部はやや外反し、内外面ともにナデ調整を施す。胎土中には土師器の細片が混入している。11 は 10 世紀前半のものである。

11 の土師器碗のみで、掘立柱建物 15 の存続時期は、にわかには決めがたいが、建物の主軸が上述した中世の掘立柱建物とは全く違うことから、掘立柱建物 11～13 等とは、存続時期が違う可能性も考えられる。ここでは確言しがたいが、掘立柱建物 15 の存続時期を 10～12 世紀の間にあてておきたい。掘立柱建物 17 (第 3 図) 掘立柱建物 17 の柱穴からは、1・2 の瓦器碗が出土している。

1 は瓦器碗の底部で、内外面ともに磨滅しており、調整は不明。12 世紀後半のものである。2 はやや小ぶりの和泉型瓦器碗の口縁部から体部片で、内外面ともに磨滅しており、調整は不明。1 と同様 12 世紀後半のものである。

1・2 の瓦器碗を、掘立柱建物 17 の存続時期の定点にあてるなら、上述の掘立柱建物 11～13 とほぼ同時期となる。

掘立柱建物 18 (第 3 図) 掘立柱建物 18 の柱穴からは、13 の瓦質焼成の羽釜が出土している。

13 は三足付の埴の口縁から胴部の破片で、口縁部は内湾し足は鏝部分から取り付く。磨滅により内外面の調整はほとんど残存しないが、口縁端部の内面と外面の足接合部分にのみ指オサエが確認できる。13 は 14 世紀代のものである(註 1)。なお『遺構編』では瓦質三足釜の脚部が出土したとあるが誤りである。

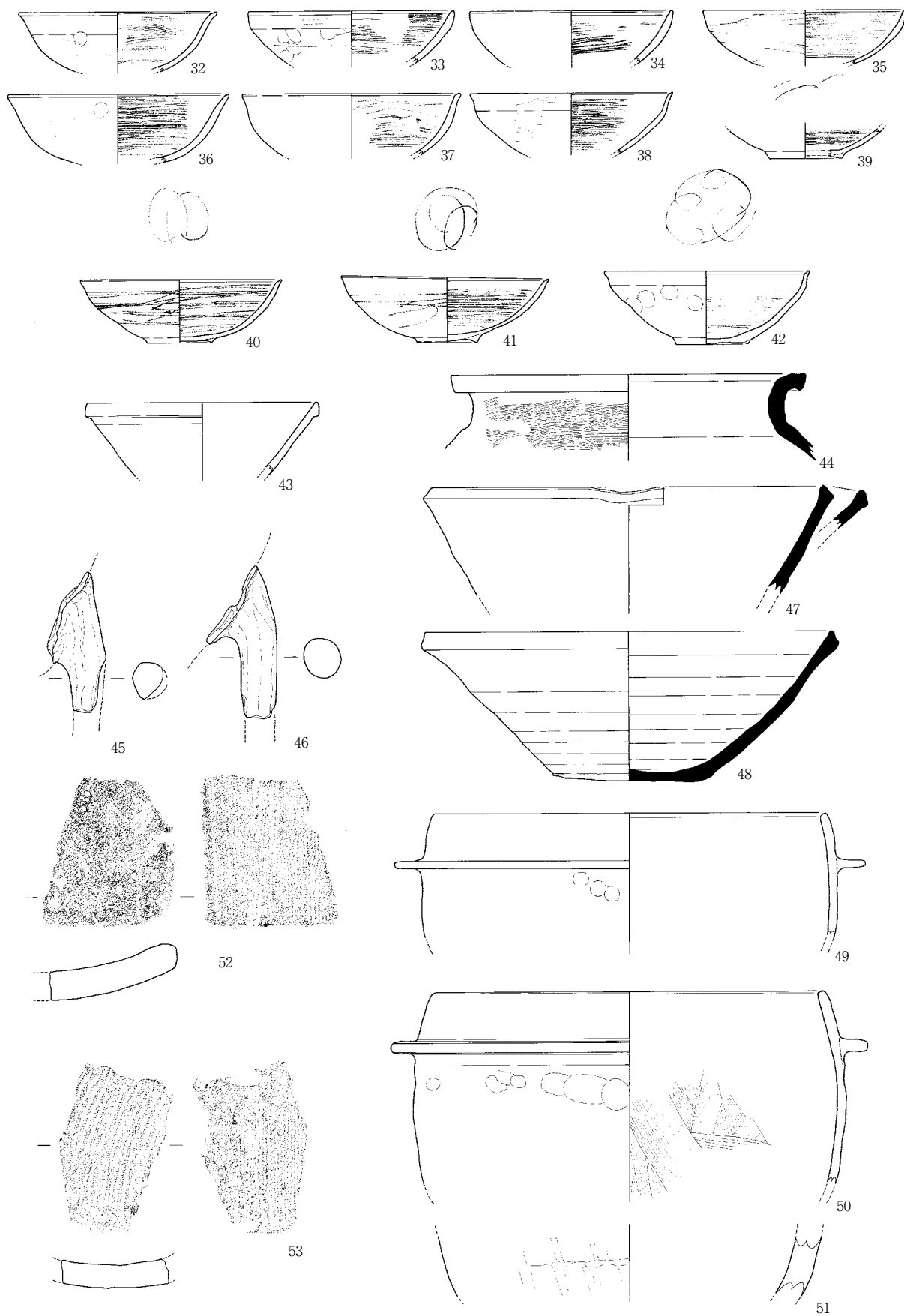
井戸 1 (第 3・4 図) 井戸 1 からは、14 の須恵器片口鉢、18 (図版 1) の瓦器碗、44 の須恵器甕、45・46 の瓦質焼成の羽釜が出土している。

14 は東播系の須恵器片口鉢で、完形である。口縁部は外面に「く」の字状の縁帯を有する。内外面には回転ナデが施されるが、外面にはわずかに指頭圧痕が残る。12 世紀の後半代にあてられる。18 は和泉型瓦器碗で、ほぼ完形のものである。器壁は全体的に薄く、底部の高台はほぼ形骸化している。外面は磨滅により調整は不明であるが、内面にはまばらに暗文が確認できる。18 は 13 世紀後半のものである。44 は須恵器甕の口縁部から頸部にかけての破片である。口縁は上端部がつまみ上げられ、下端部は垂下する。頸部より下部の外面には横方向のタタキ痕跡がみられ、内面には回転ナデ調整を施す。14 と同じく東播系の須恵器で、12 世紀の後半代にあてられる。45・46 は瓦質焼成の埴の足の破片である。45・46 は同一個体の足の可能性がある。いずれも 14 世紀代のもものと推測される。

井戸 1 の出土遺物は、12 世紀後半の須恵器甕から、14 世紀代の瓦質足付羽釜まで時期幅があるが、須恵器甕の使用期間を長く見積もれば、概ね 13 世紀後半から 14 世紀にかけて投棄されたものとみて間違いない。したがって井戸の機能時期は、13 世紀後半頃、もしくはそれ以前といえる。

井戸 2 (第 3 図) 井戸 2 からは、19・20・23～31 の瓦器碗、21・22 の土師器皿が出土している。

19 は瓦器碗の口縁部から体部にかけての破片で、内面口縁端部には沈線が走るが、楠葉型とはいえない。外面は磨滅しており、暗文はまばらにしか確認できない。内面にはやや密な暗文が確認できる。12 世紀後半のものである。20 は瓦器碗の口縁部から体部にかけての破片である。外面は暗文がまばらで、指頭圧痕が確認できる。内面にはまばらな暗文が確認できる。13 世紀前半のもものと想定される。



井戸1 : 44~46 井戸4 : 32~43・47~53

第4図 中世の遺構出土遺物2

21は土師器皿で、内外面ともにナデ調整を施す。手捏で製作したため、底部に粘土の合わせ目がみられる。22は土師器皿で、内外面ともにナデ調整を施す。21・22ともに12世紀代のものである。23～29は瓦器椀の底部片である。いずれも13世紀前半のものと想定される。30は完形の瓦器椀である。外面はほぼ全体に指頭圧痕が確認でき、暗文はまばらである。内面には細かい単位の暗文が密に施されているのがわかる。12世紀中頃のものである。31は完形の瓦器椀である。外面には指頭圧痕のみが認められ、暗文はみられない。内面にはやや太目の単位の暗文が施されている。12世紀中頃のものである。

井戸2の出土遺物は、概ね12世紀中頃から13世紀前半のものに限られる。このことから井戸2の機能時期は、13世紀の前半頃もしくはそれ以前といえる。

井戸3（第5・22図） 井戸3からは、78・80～82の瓦器椀、86（図版7）・87の瓦が出土している。

78は完形の瓦器椀で、底部の高台はほぼ形骸化していることから、新しい様相がうかがえるが、口縁部の傾きはさほど外反せず、高台の特徴と型式的にそぐわない。高台の形状から13世紀後半のものと想定する。80・81の瓦器椀はいずれも口縁部から胴部の破片で、いずれも外面に指頭圧痕、内面にまばらな暗文が残る。12世紀後半のものである。82は瓦器椀の口縁部から胴部にかけての破片である。外面にはまばらな暗文、内面には密な暗文が残る。12世紀後半のものである。86は平瓦の破片である。凹面には布目痕跡と糸切り痕跡、凸面には格子目タタキ痕跡が残る。凹面には模骨痕はみられないが、一枚作りとはいいがたい。7世紀後半のものと想定される。後述するように、今回の調査で検出された古代の掘立柱建物は、すべて8世紀の後半に建立されたものである。86の平瓦は高宮廃寺に所用されたものが、中世段階に混入したものだだろう。87も平瓦の破片で、凹面には布目痕跡、凸面には縄タタキ痕跡が残る。8世紀のものと想定されるが、86同様、高宮廃寺所用瓦が中世段階に混入したものである。

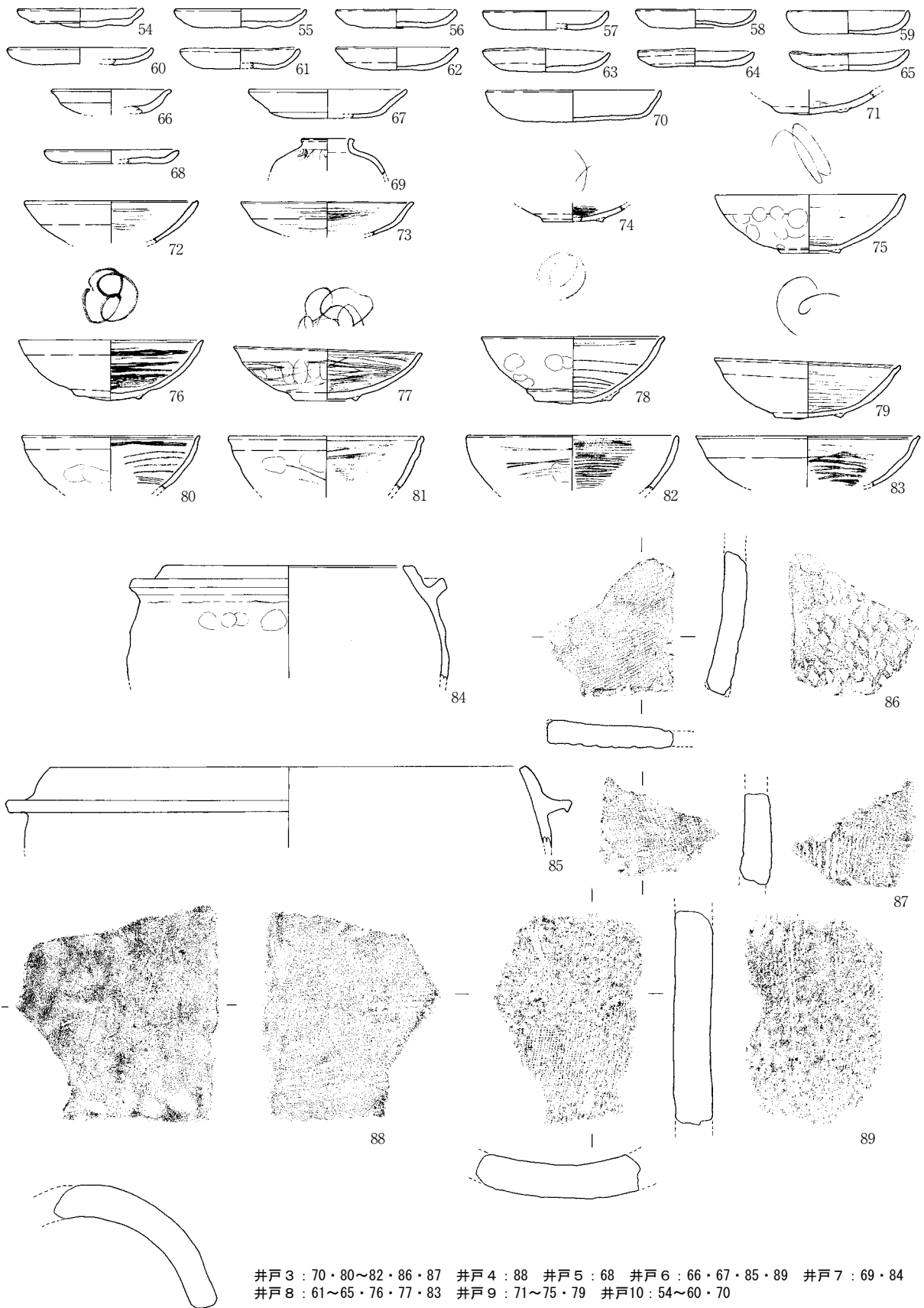
井戸3の出土遺物は瓦を除くと、12世紀後半から13世紀後半のものに限られる。時期幅が長いいため厳密な限定はできないが、井戸3の機能時期は13世紀代と考えられる。

なお井戸3からは、陶棺片（438・439）も出土しているが、これについては第3節で扱う。

井戸4（第4・5図） 井戸4からは、32～39・40（図版1）・41（図版1）・42の瓦器椀、43（図版2）の白磁碗、47・48（図版2）の須恵器鉢、49・50の土師質羽釜、51（図版24）の石鍋、52（図版8）・53・88（図版7）の瓦が出土している。

32～42の瓦器椀は外面にはまばらな暗文、内面に密な暗文を施す。いずれも12世紀中頃のものである。43の白磁碗は口縁部から胴部の破片である。口縁は玉縁状で、残存部全体に釉薬がかかっている。横田賢次郎・森田勉の分類（横田・森田1978）ではIV類にあたり、12世紀代に日本で流通したものとされる（山本1995）。47・48は東播系の須恵器片口鉢である。口縁部は外面に「く」の字状の縁帯を有する。内外面には回転ナデが施される。12世紀の後半代にあてられる。49・50の羽釜は外面鏝より上部はナデ調整、下部には指頭圧痕が残る。49の内面は磨滅しているが、50の内面にはハケ目がみられる。51は滑石製鍋の胴部片である。外面にわずかにハツリ痕跡が残る。52・53の平瓦は凹面に布目痕跡、糸切り痕跡がみられる。模骨痕跡は無い。凸面には縄タタキ痕跡がみられる。88の丸瓦の凸面にはナデ調整が施され、凹面には布目圧痕が残る。井戸3から出土した古代の瓦同様、高宮廃寺所用瓦が中世段階に混入したものである。

井戸4の出土遺物は瓦を除くと、概ね12世紀後半のものに限られる。したがって井戸4の機能時期は、12世紀後半以前といえる。



第5図 中世の遺構出土遺物3

井戸5（第5図） 井戸5からは、68の土師器皿が出土している。

68は内外面ともにナデ調整が施されている。13世紀代のものか。

井戸6（第5図） 井戸6からは、66・67の土師器皿、85の土師質羽釜、89の平瓦が出土している。

66・67ともに口縁部をナデつけるため、口縁は外反する。いずれも13世紀後半から14世紀前半のものか。85の羽釜は磨滅のため調整は不明、時期はさきの土師器皿と同様か。89の平瓦は、凹面には布目圧痕、凸面には縄タタキ痕跡が残る。時期は8世紀と考えられ、高宮廃寺所用瓦が中世段階に混入したものだろう。

井戸6の出土遺物は、89の平瓦を除くと、すべて13世紀後半から14世紀前半のものである。したがって井戸6の機能時期は、13世紀後半以前と考えられる。

井戸7（第5図） 井戸7からは、69の瓦質焼成の小型壺と、84（図版2）の瓦質焼成の羽釜が出土している。

69は瓦器椀同様に炭素を吸着させた小型壺で、外面には暗文が残る。管見では類例がないため時期は不詳である。84の羽釜は外面には煤が付着しており、罅部下の指頭圧痕が確認できるだけである。内面は磨滅のため調整は不明。84は14世紀前半のものか。

井戸8（第5図） 井戸8からは、61～65の土師器皿、76・77・83の瓦器椀が出土している。

61～65はすべて内外面ともにナデ調整を施す。これらの土師器皿は、さきの66や67の土師器皿と比較すると、口縁の外反度合いは弱く、口縁は直立気味である。時期は13世紀前半か。76・77の瓦器椀は口縁部がやや開き気味で、底部の高台も形骸化している。76の外面は磨滅のため調整は不明、内面にはまばらな暗文を施す。77は外面にまばらな暗文を施し、指頭圧痕が残る。内面には密な暗文を施す。いずれも13世紀中頃のものである。83は76・77よりは口縁部が外反せずやや古い様相を示す。外面は磨滅のため調整は不明、内面にはまばらな暗文を施す。12世紀後半のものである。

井戸8の出土遺物は、83の瓦器椀を除き、いずれも13世紀中頃のものである。したがって井戸8は、13世紀中頃以前に機能していたと考えられる。

井戸9（第5図） 井戸9からは、71～74・75（図版2）・79の瓦器椀が出土している。

71～74の瓦器椀は、口縁部の残るものはいずれも口縁が外反しており、底部の残るものはいずれも高台が形骸化している。75・79だけが口縁がやや直立気味で、高台の形骸化もみられないが、外面に暗文がみられないこと、内面の暗文がまばらであることから、71～74の瓦器椀とさほど時期的には変わらないといえる。これらはいずれも13世紀後半のものといえる。

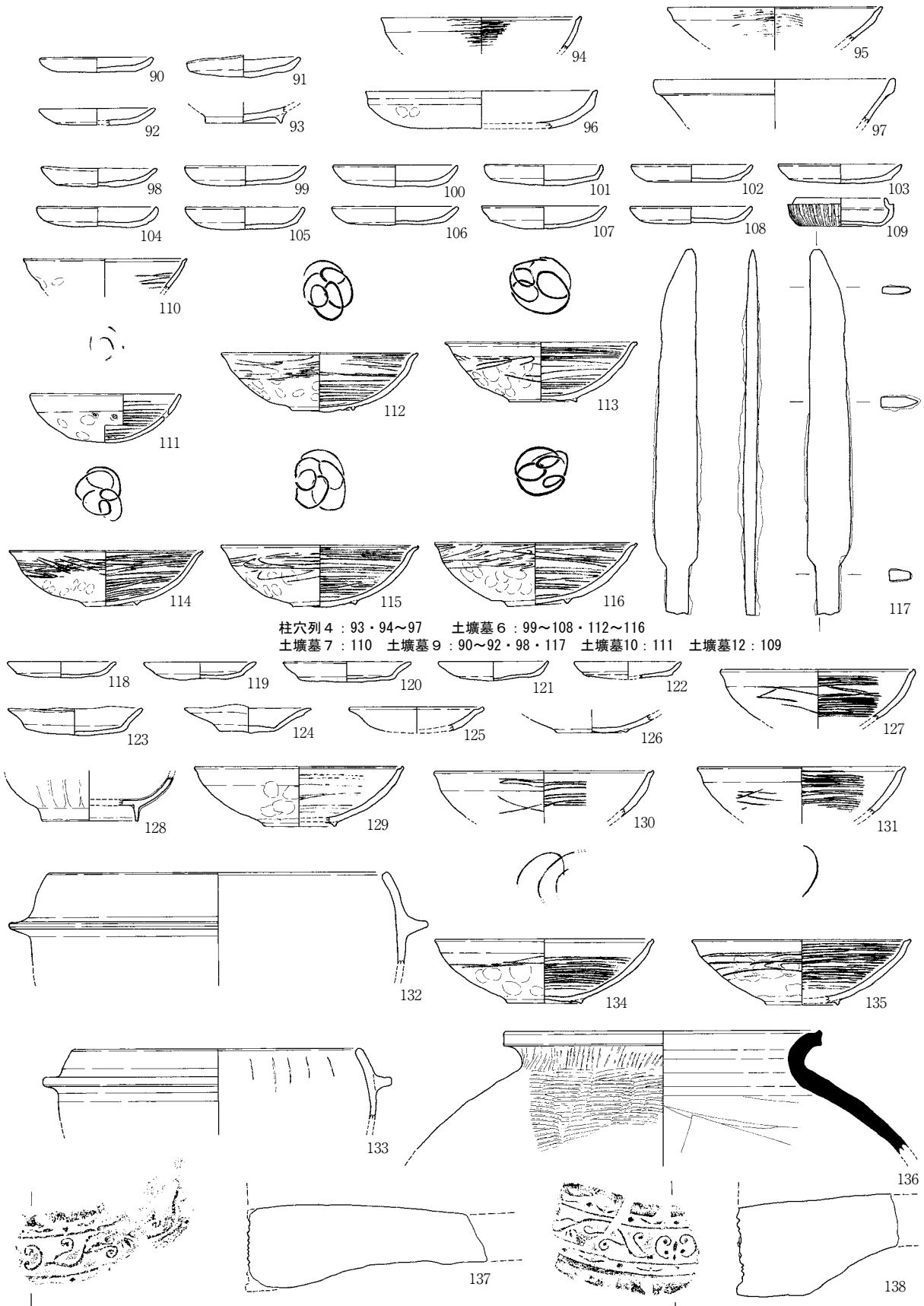
井戸9の出土遺物は、いずれも13世紀後半のものである。したがって井戸9は、13世紀後半以前に機能していたと考えられる。

井戸10（第5図） 井戸10からは、54～60の土師器皿と70の土師器杯が出土している。

54～60はすべて内外面ともにナデ調整を施す。これらはいずれも、さきの井戸8出土61～65と同時期と考えられることから、13世紀中頃のものといえる。70は磨滅のため内外面の調整は不明であるが、外面にはわずかに赤彩の痕跡が認められる。8世紀のものと考えられ、井戸周辺の包含層からの混入遺物であろう。

井戸10からの出土遺物は、70の土師器杯を除くと、いずれも13世紀中頃のものである。したがって井戸10は、13世紀中頃以前に機能していたと考えられる。

柱穴列4（第6図） 柱穴列4の柱穴からは、93・94・95の瓦器椀、96の土師器皿、97の白磁碗が



柱穴列 4 : 93・94~97 土壙墓 6 : 99~108・112~116
 土壙墓 7 : 110 土壙墓 9 : 90~92・98・117 土壙墓 10 : 111 土壙墓 12 : 109

土坑 3 : 125・127・130~133・136・138 土坑 6 : 118~124・128 土坑 8 : 126・129・134・135・137

第 6 図 中世の遺構出土遺物 4

出土している。

93は瓦器碗の底部で、高台が形骸化する直前の段階のものである。内外面の調整は不明。94は瓦器碗の口縁部から胴部の破片で、外面にまばらな、内面に密な暗文がみられる。95は口縁部から胴部の破片で、内外面ともに磨滅が著しく、まばらな暗文が確認できるのみである。96の土師器皿は内外面ナデ調整で、外面胴部にはわずかに指頭圧痕が残る。8世紀後半のもので、周辺の包含層からの流入であろう。97の白磁碗は口縁から胴部にかけての破片である。口縁は玉縁状で、残存部全体に釉薬がかかっている。横田賢次郎・森田勉の分類（横田・森田1978）ではIV類にあたり、12世紀代に日本で流通したものとされる。

柱穴列4の柱穴から出土している瓦器碗は、いずれも13世紀前半のもので、柱穴列が柵として機能していた時期の定点をあらわすとみられる。

土壙墓6（第6図） 土壙墓6からは、99～108の土師器皿（図版1）、112～116の瓦器碗（図版1）、烏帽子が出土している。

烏帽子は墓の北端に位置し、土師器皿は7枚が烏帽子の頭部付近から、3枚が墓の西側辺から出土した。瓦器碗は墓の東側辺から出土している。99～108の土師器皿は、いずれも内外面ともにナデ調整を施す。100・101・104・105の口縁部は、やや直立気味で、残りのものは開き気味である。前者のほうが型式的には古い様相を持つが、年代観は後者のものを採用すべきだろう。これらの土師器皿はいずれも、13世紀前半のものにとらえておく。112～116の瓦器碗は、口縁部がやや開き気味で、底部の高台がほぼ形骸化している。内面の暗文は密で、古い様相を持つてはいるものの、口縁部と底部の形状から、13世紀中頃のものと考えられる。

土壙墓6の出土遺物の時期は、土師器皿が13世紀前半、瓦器碗が13世紀中頃にあたる。したがって土壙墓6は、13世紀中頃に築かれたと考えられる。なお烏帽子については保存状態が悪く、図化できなかった。

土壙墓7（第6図） 土壙墓7からは、110の瓦器碗が出土している。

110の瓦器碗は口縁部のみの残存である。口縁部はやや直立気味であるが、外面の指頭圧痕、内面の暗文のまばらさからみて、13世紀代のものともみて差し支えない。

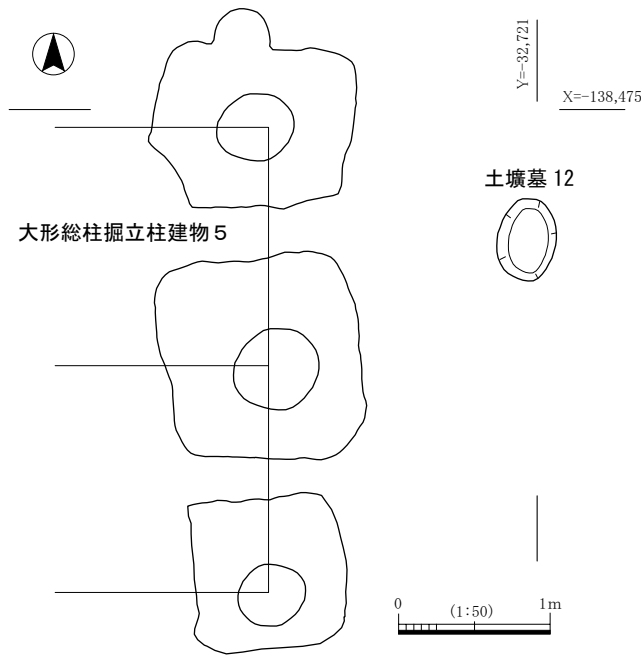
土壙墓9（第6図） 土壙墓9からは、90～92・98の土師器皿、117（図版3）の鉄刀、烏帽子が出土している。

90～92・98の土師器皿は、いずれも口縁部が外反しており、土壙墓6から出土した土師器皿のうち、口縁部が開く一群と同じく、新しい様相を持つ。時期は13世紀前半か。117の鉄刀は残存長25.5cm、刃部の長さ22.3cm、最大幅3.0cm、茎部の残存長3.2cm、幅1.4cmを測る。刀身には反りがみられない。長さや形状から、鎌倉時代（13世紀頃）のものと考えられる。

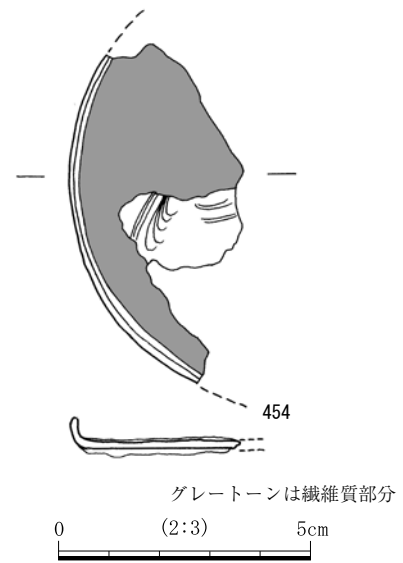
土壙墓9からの出土遺物は、概ね13世紀前半にとらえて差し支えない。したがって土壙墓9は、13世紀中頃に築かれたと考えられ、土壙墓6と近接した時期のものとなる。なお烏帽子については、保存状態が悪く、図化できなかった。

土壙墓10（第6図） 土壙墓10からは、111（図版1）の瓦器碗が出土している。

111の瓦器碗の口縁部は、やや開き気味、底部には高台を欠く。外面には暗文はみられず、指頭圧痕のみが残る。内面にはまばらな暗文がみられる。体部に2箇所の穿孔を施している。土壙墓の出土土器の中では最も新しく、14世紀前半のものである。



第7図 土壙墓 12 平面図



第8図 土壙墓 12 出土和鏡

土壙墓 12 (第6～8図) 土壙墓 12は『遺構編』では報告されていないが、遺物整理の過程で確認された遺構である。検出位置は、大形総柱掘立柱建物 5の東側に位置する。遺構の平面図は、調査時に作成された遺構番号図と航空測量図から作成したもので、遺物の出土状況や埋土の断面図情報等は不詳である。

土壙墓 12からは、109 (図版3) の青白磁合子の身、454 (図版3) の和鏡が出土している。109の合子の身は、蓋の受け部である口縁部外面と内面の一部、底部が露胎である。底部はわずかに上げ底状になっている。おもに13世紀代に流通したものである。454の和鏡は鏡背の縁部付近に、蓬萊山の表現の一部と推定される曲線が確認できる。鏡面・背面ともに絹と思しき布で包まれている。布は鏡面側で三重になっている状況が観察でき、本来は何重にもわたって包まれていたのであろう。454の和鏡は残存状況が著しく悪く、破損の恐れがあるため拓影の採取は不可能であった。

土坑3 (第6図) 土坑3からは、125の土師器皿、127・130・131の瓦器椀、132の土師質焼成の羽釜、133の瓦質焼成の羽釜、136の須恵器甕、138 (図版6) の軒平瓦が出土している。

125の土師器皿は口縁部が外反し、底部は丸底状になると想定される。127・130・131の瓦器椀は、いずれも外面にまばらな、内面にやや密な暗文を施す。13世紀前半のものである。132の羽釜は、内外面ともに磨滅のため調整は不明。133の羽釜は外面は磨滅のため調整は不明で、内面にはわずかにヘラ削り痕跡が認められる。132・133ともに13世紀代のものか。136の須恵器甕は口縁から胴部の破片で、外面の頸部にタテ方向のナデ痕跡、胴部にタタキ痕跡が確認できる。内面は頸部以上にナデ調整、胴部にケズリ調整を施す。東播系の甕で、12世紀から13世紀初頭のものである。138の軒平瓦は8世紀後半のもので、高宮廃寺から多量に出土するものである。顎形態は先端部に5cm程度の平坦面を持つ曲線顎で、凹面に布目痕跡、凸面にはナデ痕跡がみられる。周辺の包含層が流入した結果のものであろう。

土坑6 (第6図) 土坑6からは、118～124の土師器皿、128の青磁碗が出土している。

118～122の土師器皿は、いずれも口縁部と底部の径および器高が似通い、口縁はやや開き気味で

ある。いっぽう 118～122 に比べ、123 は器高が高く、124 の底部はやや上げ底状になっており器高が高い。124 はやや新しい様相を持つものの、118～123 は概ね 13 世紀後半頃のものと考えられる。128 の青磁碗は底部が露胎で、それ以外には釉薬がかかる。横田賢次郎・森田勉の分類（横田・森田 1978）ではⅢ類にあたり、13 世紀後半から 14 世紀初頭にかけて日本で流通したものとされる。

土坑 8（第 6 図） 土坑 8 からは、126・129・134・135 の瓦器碗、137（図版 6）の軒平瓦が出土している。

126 は底部片であるが、高台がほとんど形骸化していることから、13 世紀後半のものと考えられる。いっぽう 129・134・135 の瓦器碗は、いずれも外面にまばらな暗文と指頭圧痕が残り、内面には密な暗文がみられる。また 134・135 の高台はまだ形骸化していない。以上のことから 3 点とも、13 世紀前半のものといえる。137 の軒平瓦は 8 世紀後半のもので、高宮廃寺から多量に出土するものである。顎形態は曲線顎で、凹面には布目痕跡、凸面には縄タタキ痕跡がみられる。周辺の包含層が流入した結果のものであろう。

土坑 8 から出土した瓦器碗のうち、最も新しいものは、126 で 13 世紀後半にあたる。したがって土坑 8 の埋没時期は、13 世紀後半以降ということになる。

溝 11（第 9 図） 溝 11 からは、170 の土師質焼成の羽釜が出土している。

170 は口縁径が器高よりも広く、胴部外面に指頭圧痕、底部に粗いナデ調整を施す。内面にはハケ調整を施している。

溝 14（第 9 図） 溝 14 からは、143 の土師器皿が出土している。

143 の土師器皿は口縁部がやや立ち上がり気味で、土壇墓 6 から出土した土師器皿と似た特徴を有し、後述するピット P 8 やピット P13 から出土している土師器皿よりは、やや古い様相を持つ。13 世紀前半にあたる。

溝 16（第 9 図） 溝 16 からは、166 の須恵器杯蓋が出土している。

166 の須恵器の時期は、7 世紀第 2 四半期にあたる。溝 16 は『遺構編』では中世段階の遺構とされている。溝の方向からみれば、中世の遺構である可能性が考えられ、166 は周辺の包含層が流入した結果のものであろう。

溝 17（第 10 図） 溝 17 からは、207（図版 4）の須恵器杯身が出土している。

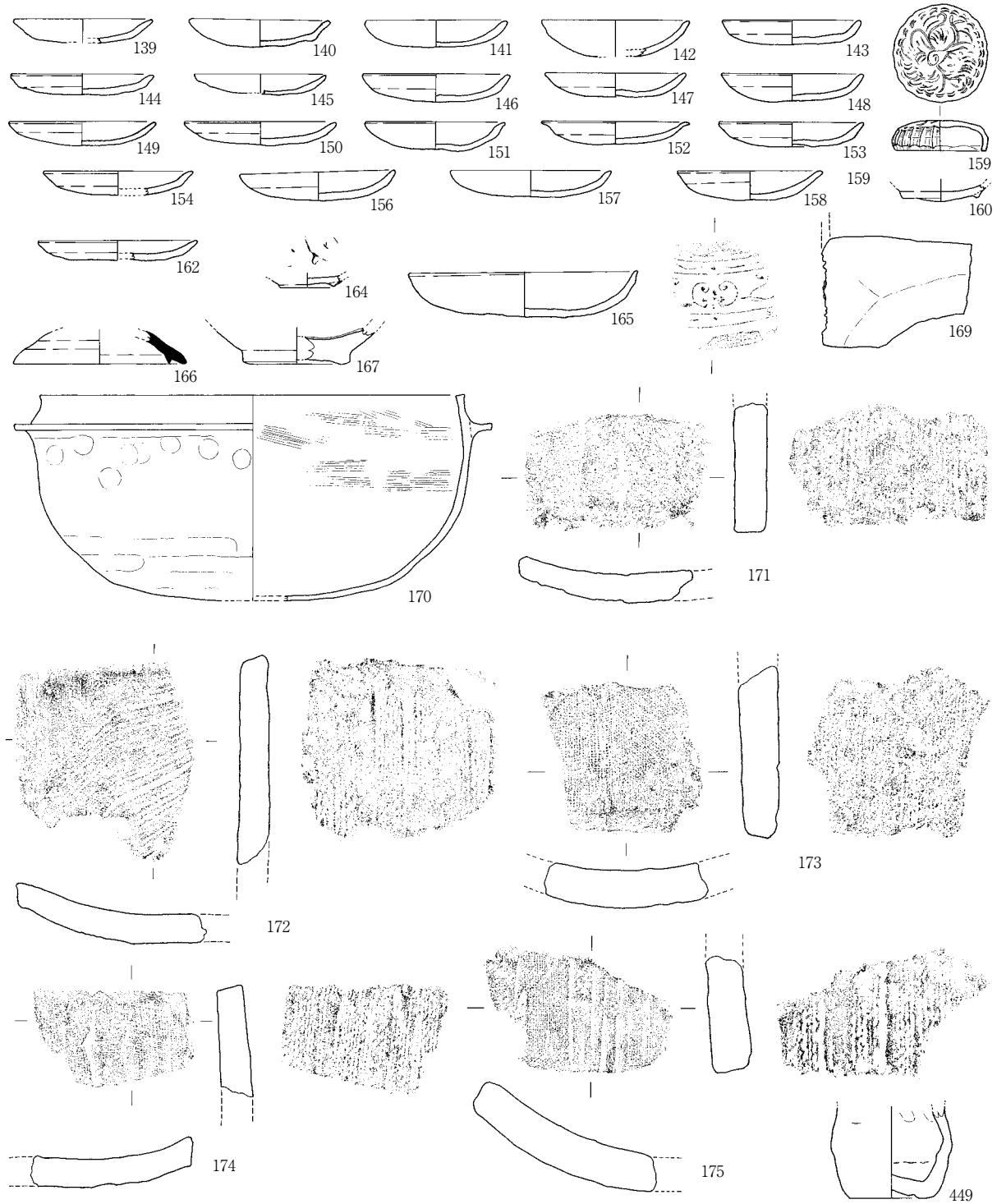
207 の須恵器杯身は高台が内側に付き、外側に向けて踏ん張る形状を呈している。胴部は立ち上がり付近でやや外反している。金属器を意識して製作された段階のもので、8 世紀初頭のものである。溝 17 も溝 16 同様、『遺構編』では中世の遺構と報告されている。出土遺物を総覧したところ、瓦器碗の細片がみられることから、207 は周辺の包含層が流入した結果のものであろう。

溝 19（第 9 図） 溝 19 からは、167 の白磁碗、171・172（図版 7）・173（図版 8）・174～175 の平瓦が出土している。

167 は白磁碗の底部片である。底部が露胎で、底部以外には釉薬がかかる。高台の形状から、横田賢次郎・森田勉の分類（横田・森田 1978）でいうⅣ類にあたり、12 世紀代に日本で流通したものとされる（山本 1995）。171～175 は平瓦の破片である。171・175 は側縁部と広端部が残る。磨滅しているが、凹面には布目痕跡、糸切り痕跡、模骨痕跡が確認できる。凹面側縁部と広端部には面取りを施す。凸面には縄タタキ痕跡が残る。粘土板桶巻き作りで成形されたものである。172・174 は側縁部と狭端部が残る。凹面には布目痕跡、糸切り痕跡が確認できる。凹面側縁部と狭端部には面取りを施す。

凸面には縄タタキ痕跡が残る。模骨痕跡が確認できないことから、一枚作りで成形されたと考えられる。173は広端部のみが残る。凹凸面の特徴は172・174と同様である。成型方法も一枚作りによると考えられる。以上の平瓦は後章で述べるように、時期的には8世紀後半のもので、高宮廃寺に用いられたと考えられる。

溝19からは今回報告した以外にも、数多くの瓦の細片が出土している。おそらく中世段階に至って、



溝11：170 溝14：143 溝16：166 溝19（瓦溜まり）：167・171～175 溝20：160 ピットP4：164 ピットP6：159
 ピットP7：169 ピットP8：139～142 ピットP9：156～158・165・449 ピットP10：162 ピットP13：144～154

第9図 中世の遺構出土遺物5

人為的な溝の埋め立てをおこなうさいに、周辺に散乱していた瓦を一括投棄したといえよう。

溝 20 (第 9 図) 溝 20 からは、160 の瓦器碗が出土している。

160 は瓦器碗の底部片で、高台が形骸化していることから、13 世紀後半のものといえる。

ピット P 4 (第 9 図) ピット P 4 からは、164 の瓦器碗が出土している。

164 は瓦器碗の底部片で、かろうじて高台の形状を保っている。13 世紀前半のものである。

ピット P 6 (第 9 図) ピット P 6 からは、159 (図版 3) の青白磁合子蓋が出土している。

159 は内面が露胎で、外面には釉薬がかかる。土壇墓 12 から出土した青白磁合子の身よりは口径が小さいが、時期的には同時期のものと考えられ 13 世紀代にあてられる。

ピット P 7 (第 9 図) ピット P 7 からは、169 (図版 6) の軒平瓦が出土している。

169 の軒平瓦は 8 世紀後半のもので、高宮廃寺に用いられたものである。土坑 3 から出土している軒平瓦と同範である。顎形態は先端部に 5 cm 程度の平坦面を持つ曲線顎で、凹面に布目痕跡、凸面にはナデ痕跡がみられる。周辺の包含層が流入した結果のものであろう。

ピット P 8 (第 9 図) ピット P 8 からは、139 ~ 142 の土師器皿が出土している。

139 ~ 142 の土師器皿は口縁が開き気味で、土坑 6 から出土した土師器と同じ特徴を持つ。142 は他と比べてやや器高が高いが、いずれも同時期と考えて差し支えない。13 世紀後半のものである。

ピット P 9 (第 9 図) ピット P 9 からは、156 ~ 158・165 の土師器皿、449 (図版 4) の製塩土器が出土している。

156 ~ 158 の土師器皿は口縁が開き気味で、さきのピット P 8 出土土師器と同じ特徴を持つ。13 世紀後半のものである。165 の土師器皿は 8 世紀代のもので、周辺の包含層が流入した結果のものであろう。なお出土遺物のうち何点かは、取り上げ時に細片化したため図化できなかった。449 はピット埋土の上層から出土した製塩土器の胴部から底部片である。8 世紀のもので、周囲の包含層から流入したのであろう。

ピット P 10 (第 9 図) ピット P 10 からは、162 の土師器皿が出土している。

162 の土師器皿は口縁部が開いており、器高が低い。ただしピット P 8・9 から出土した土師器皿の特徴と大きく変わるものではなく、13 世紀代のものにとらえて差し支えない

ピット P 13 (第 9 図) ピット P 13 からは、144 ~ 154 の土師器皿が出土している。

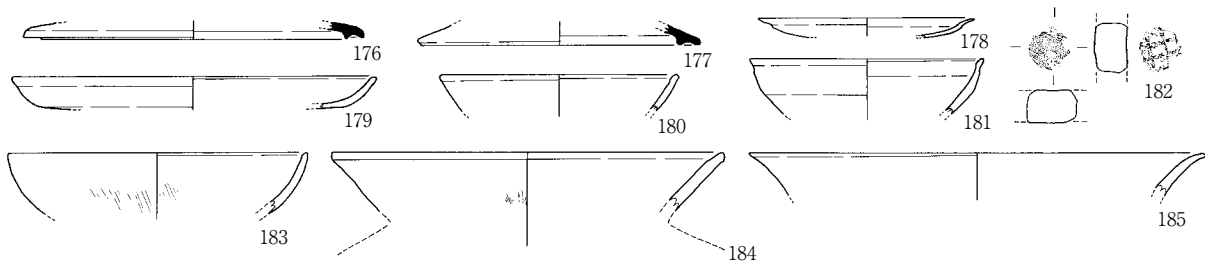
144 ~ 154 の土師器皿は口縁が開き気味で、ピット P 8・9 から出土した土師器皿と同じ特徴を持つ。13 世紀後半のものである。

第 2 節 古代 (飛鳥~平安時代中期)

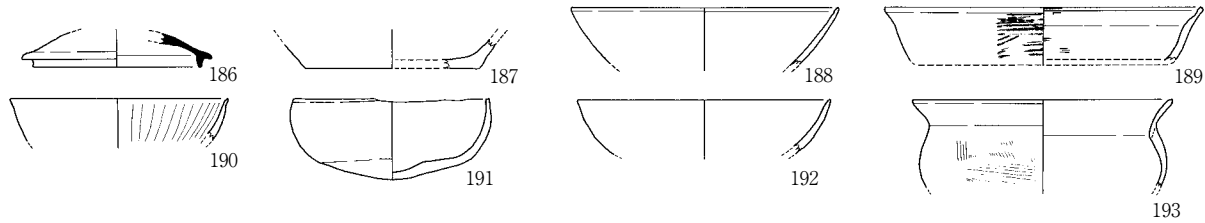
大形総柱掘立柱建物 1 (第 10 図) 176 ~ 180 の土器が柱穴から出土している。

176・177 は須恵器杯蓋で、内面にかえりを持つ。7 世紀第 4 四半期から 8 世紀初頭のものである。178 は土師器皿の口縁から胴部にかけてのきわめて小さな破片。胴部に段を持ち、口縁は開く。小破片であるため、口縁はもう少し立ち上がる可能性もある。内外面ともに磨滅のため調整は不明。時期は概ね 10 世紀代と考えられる。179 は土師器皿の口縁から底部にかけての破片。内外面ともに磨滅のため調整は不明。時期は 8 世紀第 3 四半期にあてられる。180 は土師器杯の口縁部の破片。内外面ともに磨滅のため調整は不明。時期は 8 世紀第 3 四半期にあてられる。

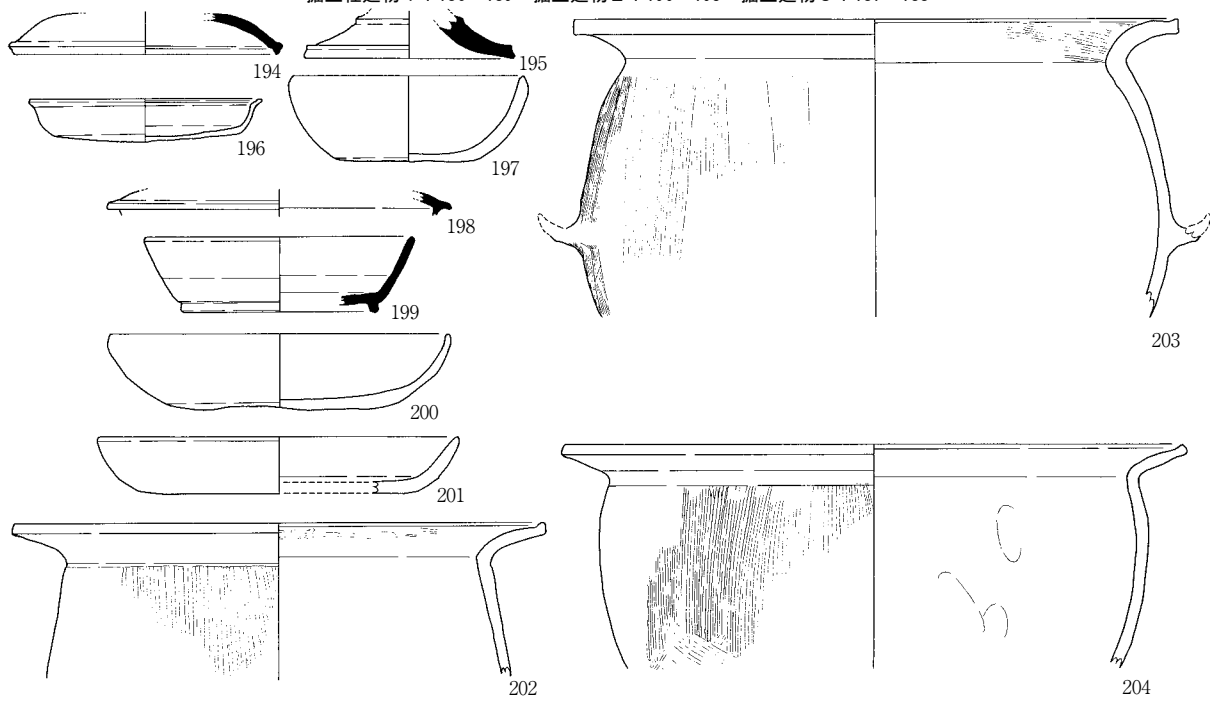
以上のように、大形総柱掘立柱建物 1 の柱穴から出土した土器は、古いものは 7 世紀第 4 四半期から



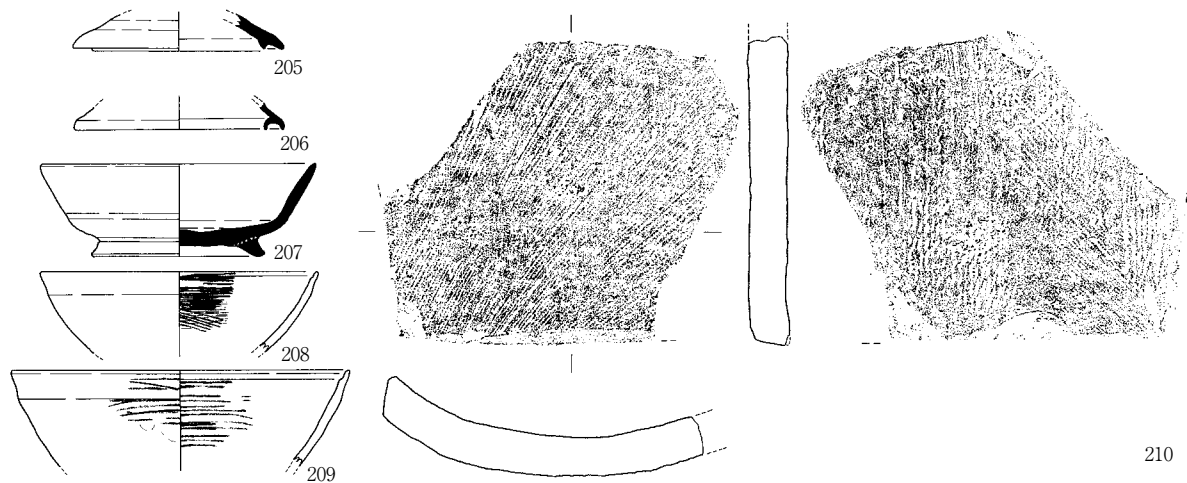
大形総柱掘立柱建物 1 : 176~180 大形総柱掘立柱建物 2 : 181 大形総柱掘立柱建物 5 : 182~185



掘立柱建物 1 : 186・189 掘立柱建物 2 : 190~193 掘立柱建物 6 : 187・188



竪穴住居 14 : 194~204



溝16 : 205 溝17 : 207 溝27 : 209 溝28 : 208 溝30 : 206 柱穴列11 : 210

第10図 古代の遺構出土遺物 1

8世紀初頭、新しいものは10世紀代と時期幅が認められる。おそらく建物造成時の地層と、廃絶後の地層を分けずに遺物を取り上げられたためと考えられ、178の土師器皿は廃絶後の流入と考えるべきだろう。さらに176・177の須恵器杯蓋は、建物造成以前の包含層資料が流入したと考えられる。となれば、建物の建立時期に最も近い土器は、179・180の土師器皿と土師器杯といえる。

大形総柱掘立柱建物2（第10図） 柱穴から181の土師器杯が出土している。

181は胴部外面にわずかに段を持ち、口縁端部は外側に折れ曲がっている。内外面ともに磨滅のため調整は不明。8世紀第2四半期のものである。大形総柱掘立柱建物2の柱穴からは、181のみが出土しているが、181の時期は建物の建立時期を考える上での定点となる。

大形総柱掘立柱建物5（第10図） 182～185の瓦・土器が出土している。

182は格子目平瓦の破片で、凹面には布目痕跡、凸面には格子目タタキ痕跡がみられる。破断面全体に、意識的に削り取られたような跡がみられる。平瓦片を何らかの目的に転用したものか。平瓦自体は7世紀代のものである。183は土師器高杯の口縁部の破片。内外面にわずかにハケ目が残る。古墳時代のものである。184は土師器甕の口縁部片。外面にはハケ目、内面にはナデ痕跡がみられる。185は土師器甕の口縁部片。内外面ともにナデ調整を施す。184・185ともに8世紀代のものである。以上の出土遺物のうち、182と183は建物造成以前の遺物包含層からの流入と考えられ、造成時期を考える資料とはなりえない。いっぽう184・185は造成時期を示す資料といえるものの、土師器甕の口縁部のみでは、限定した時期を決めることはできない。

以上が大形総柱掘立柱建物1・2・5の柱穴から出土した土器・瓦である。出土遺物の時期幅は長くにわたるが、古墳時代の資料と7世紀代の資料を、建物造成時の遺物包含層からの流入ととらえ、平安時代の184・185を建物廃絶後の資料ととらえれば、残りは概ね8世紀第2四半期（平城宮Ⅱ・左京一条三坊十五坪SD485併行期）から8世紀第3四半期（平城宮Ⅲ・平城宮SK820併行期）の資料に限られる。したがって、高宮遺跡における倉庫群の建立時期は、8世紀第3四半期ととらえるのが最も妥当な見解であろう。このことは後述する落ち込み1の資料からもうかがうことができる。

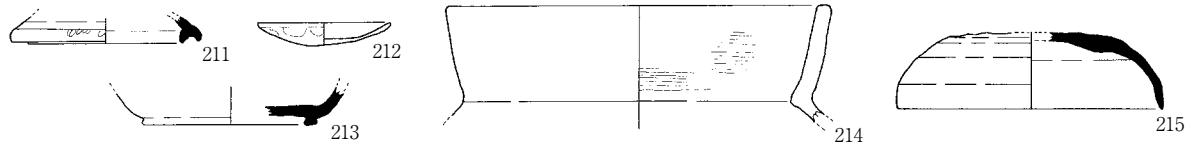
掘立柱建物1（第10図） 掘立柱建物1の柱穴からは、186の須恵器杯蓋、189の土師器杯が出土している。

186の須恵器杯蓋は内面にかえりを持つ。7世紀第2四半期のものである。189の土師器杯は外面に横方向もしくは斜め方向の暗文、内面に横方向の暗文がみられる。8世紀中頃のものである。以上の遺物のうち186は、建物造成時の遺物包含層が流入した結果のものと考えられ、189が掘立柱建物1の建立時期に近い資料といえる。

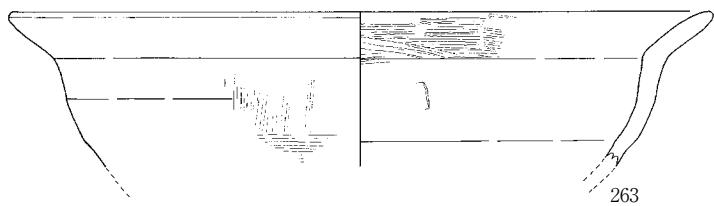
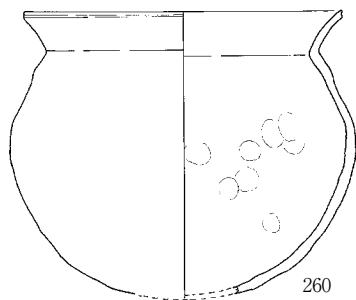
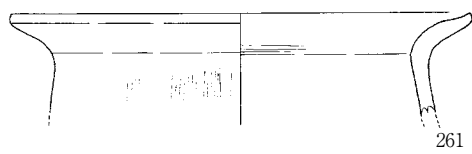
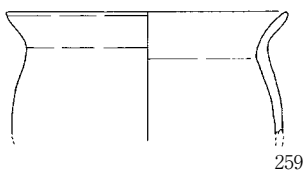
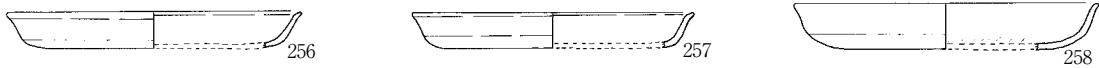
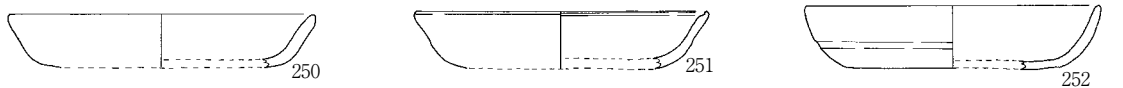
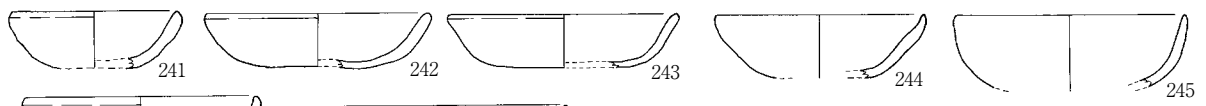
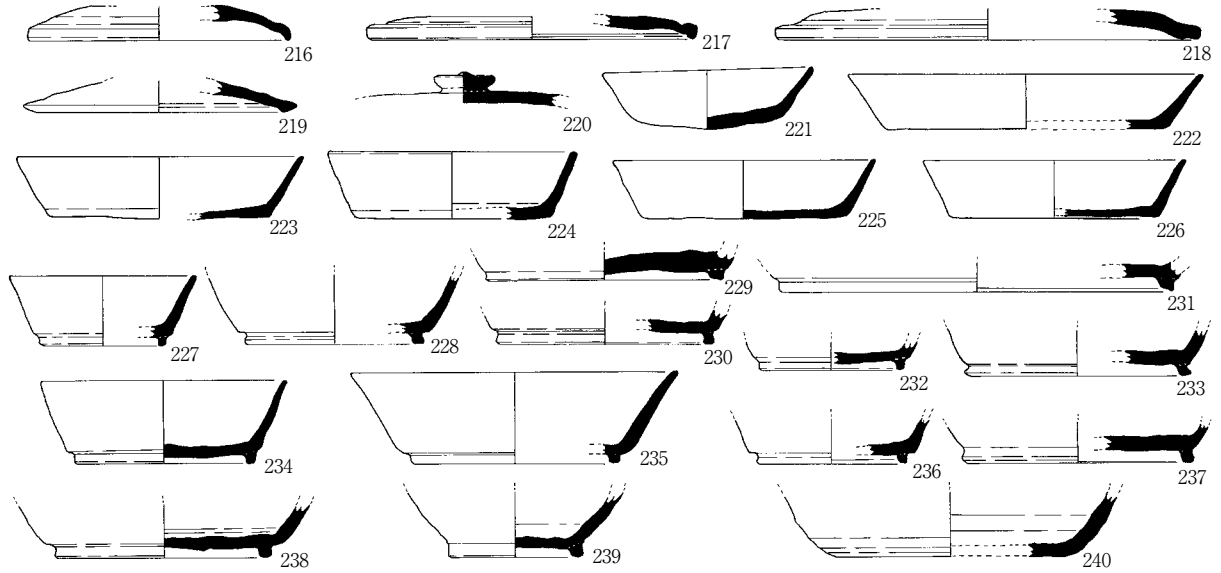
掘立柱建物2（第10図） 掘立柱建物2の柱穴からは、190の土師器杯、191（図版4）・192の土師器椀、193の土師器小型壺が出土している。

190の土師器杯は口径に比べてやや器高が高い。内面に縦方向の暗文がみられる。8世紀中頃のものである。191の土師器椀は胴部がやや膨らみ、底部は尖り気味である。内外面ともにやや粗めのナデ痕跡がみられる。完形であることから、地鎮用に埋納された可能性が高い。192の椀は器高のやや低いもので、内外面の調整は磨滅により不明。193の小型壺は外面にハケ目調整、内面にナデ調整がみられる。

以上の資料のうち、190・191の土師器杯・椀は8世紀第2四半期にあてられ、192の土師器椀は8世紀第3四半期にあてられる。



ピット11：211 土坑2：212・213 ピットP18：214 落ち込み1：215



落ち込み1：216~263

第11図 古代の遺構出土遺物2

掘立柱建物 6（第 10 図） 掘立柱建物 6 の柱穴からは、187 の須恵器杯身、188 の土師器椀が出土している。

187 は須恵器杯身の底部片で、口縁部の開き具合から 8 世紀第 3 四半期にあてられる。188 の土師器椀は器高のやや低いもので、内外面の調整は磨滅により不明。187 同様、8 世紀第 3 四半期にあてられる。

以上が掘立柱建物の柱穴から出土した土器である。時期的には概ね 8 世紀中頃から、8 世紀第 3 四半期にかけてのものに限られる。このことから、上記の掘立柱建物の建立時期を、8 世紀第 3 四半期におくことができる。

竪穴住居 14（第 10 図） 竪穴住居 14 からは、194・198 の須恵器杯蓋、195 の須恵器高杯、199 の須恵器杯身、196（図版 4）・200（図版 11）・201 の土師器杯、197 の土師器椀、202・203（図版 5）・204 の土師器甕が出土している。

194 の蓋はかえりの無いもの、198 の蓋はかえりを持つものである。198 は 7 世紀第 3 四半期から 8 世紀初頭、194 は 8 世紀第 3 四半期のものである。195 の須恵器高杯は脚部と裾部に段を持つもので、古墳時代のものである。199 は高台を持つ須恵器杯身、8 世紀第 3 四半期のものである。196 の土師器杯身は口縁端部を外反させる。内外面にナデ調整を施すのみで暗文は無い。196 は灯明皿として使用されたようで、内面の口縁端部に一箇所濃い煤が付着している。煤の付着はこの一箇所のみで、当資料が灯明として使用されたのが一回きりであったことを示す。200 の杯身は口縁端部をわずかに内側に返す。内外面ともにわずかにナデ痕跡が確認できる。また内外面ともに煤の付着がみられる。201 の土師器杯は口縁部がやや開き気味で、内外面にはナデ調整を施すのみで暗文は無い。196・200・201 の土師器杯は、いずれも 8 世紀第 3 四半期のものである。197 の土師器椀は口縁部がわずかに内側に反るもので、内外面ともにナデ調整を施している。また内外面ともに煤の付着がみられる。202 の土師器甕は口縁から胴部の破片で、口縁端部は上方につまみ上げられ、胴部はほぼ垂直に下がる。外面胴部にはハケ目、頸部以上にはナデ痕跡がみられる。内面口縁部にはナデ痕跡、頸部以下は磨滅のため調整は不明である。胴部の外面に煤が付着している。203 の土師器甕は左右に把手を持つもので、口縁端部は上方につまみ上げられ、胴部は丸味をおびる。外面胴部にはハケ目、頸部以上にはナデ痕跡がみられる。内面口縁部にはハケ目、頸部付近にはケズリ痕跡がみられ、胴部は磨滅のため調整は不明である。204 の土師器甕は胴部にやや丸味を持つもので、口縁端部は上方につまみ上げられている。外面胴部にはハケ目、頸部以上にはナデ痕跡がみられる。内面口縁部にはナデ痕跡、胴部には指頭圧痕がみられる。202～204 は概ね 8 世紀中頃以降のものである。

以上のように、竪穴住居 14 から出土している土器は、198 の須恵器杯蓋以外すべて 8 世紀第 3 四半期、もしくは 8 世紀後半のものである。竪穴住居 14 は、『遺構編』では今回の調査地内で唯一の奈良時代の竪穴住居であると報告されている。しかし壁溝の芯々間で測って 3 m × 3 m の規模では、竪穴住居としてはやや規模が小さい。また竪穴住居 14 は、上層では礎石建物となったと報告されているが、この点についても検討の余地が残るだろう。ここでは竪穴住居とされた落ち込みの規模や、竈を付設すること、甕などの煮炊具以外の杯や椀にも煤の付着がみられることから、奈良時代の作業施設と考えておきたい。ただしこの遺構が、北側の倉庫群に付帯するものか否かについては、判断材料が不足しているため明言できない。

溝 27（第 10 図） 溝 27 からは、209 の瓦器椀が出土している。

『遺構編』では古代の遺構と報告されているが、出土遺物は13世紀代のものである(註2)。

溝28(第10図) 溝28からは、208の瓦器碗が出土している。

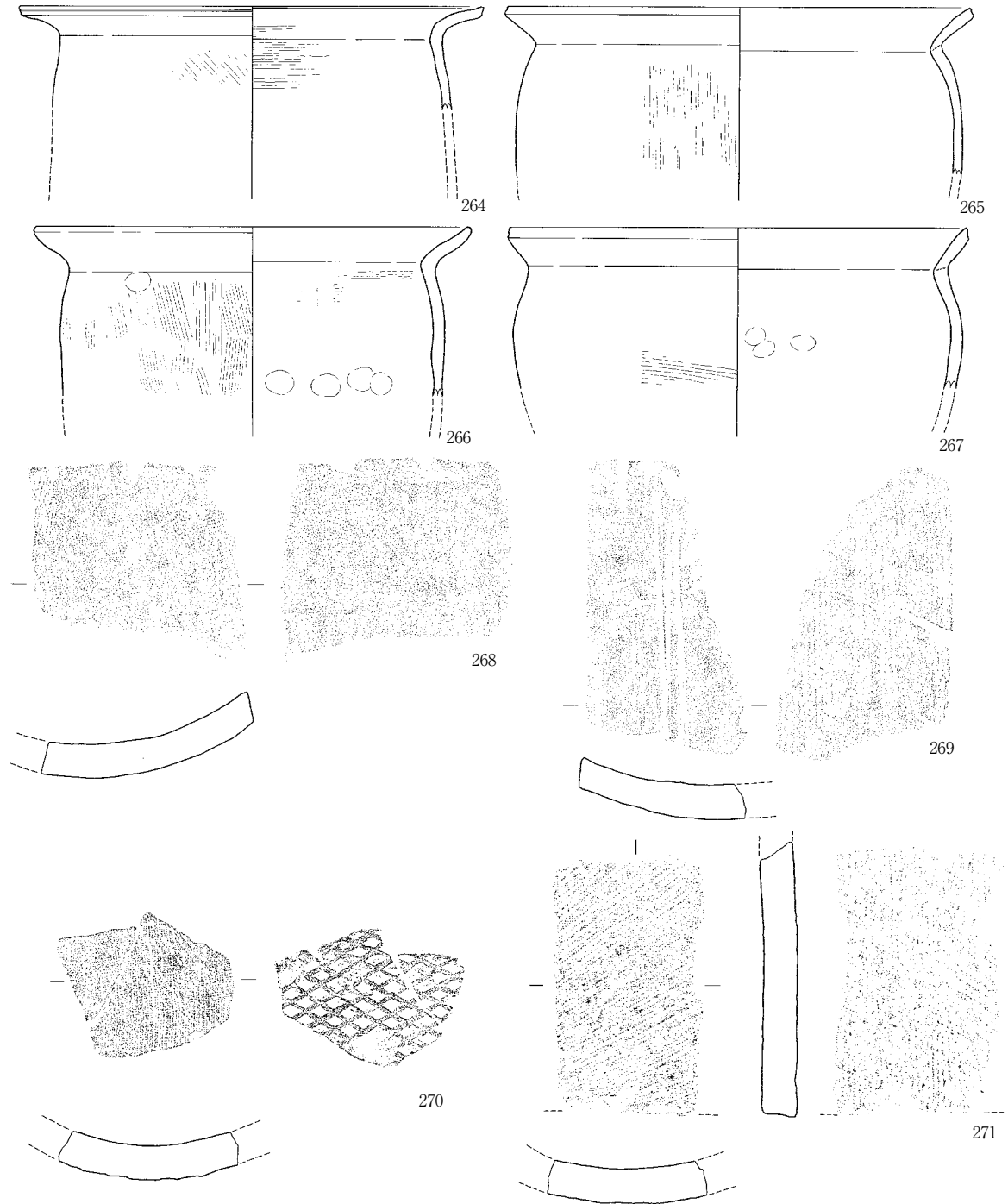
溝27同様、『遺構編』では古代の遺構と報告されているが、出土遺物は13世紀代のものである。

溝30(第10図) 溝30からは、206の須恵器杯蓋が出土している。

206の須恵器杯蓋は内面にかえりを持つ。7世紀第2四半期のものである。

柱穴列11(第10図) 柱穴列11の柱穴からは、210(図版8)の平瓦が出土している。

210は側縁部と広端部の一部が残る。凹面には布目圧痕と糸切り痕跡がみられる。凹面広端部には面取りを施す。凸面には縄タタキ痕跡と糸切り痕跡がみられる。一枚作りで製作されており、8世紀後



第12図 古代の遺構出土遺物3(落ち込み1出土遺物)

半のものである。

ピット 11 (第 11 図) ピット 11 は柱穴列 8 の西側の柱穴で、ここからは 211 の須恵器杯蓋が出土している。

211 の須恵器杯蓋は内面にかえりを持つ。7 世紀第 2 四半期のものである。なお『遺構編』には黒色土器碗が出土したとあるが、細片で図化できるものではなかった。

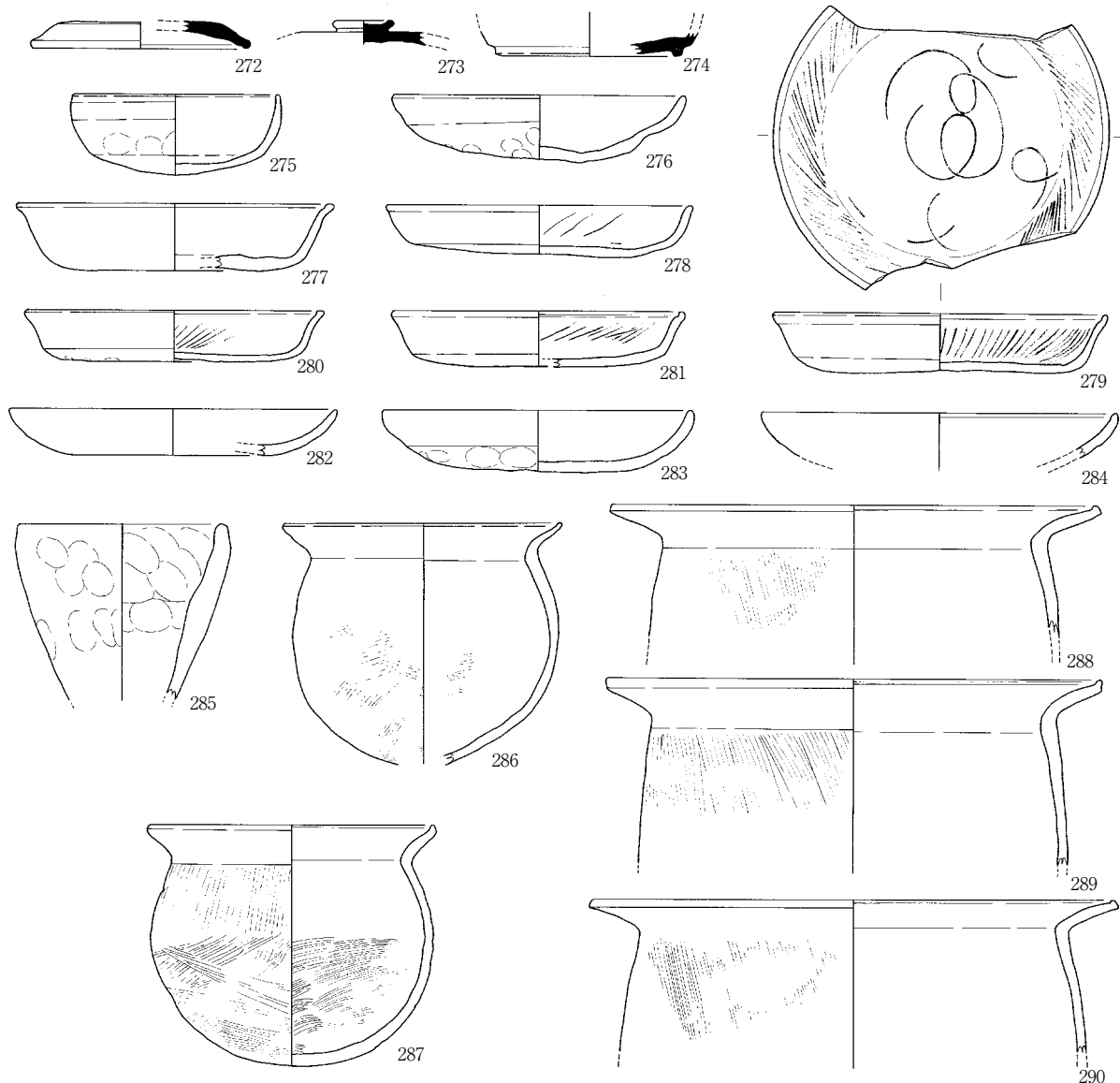
土坑 2 (第 11 図) 土坑 2 からは、212 の土師器皿と 213 の須恵器杯身が出土している。

212 の土師器皿は外面に指頭圧痕とナデ痕跡、内面にナデ痕跡が確認できる。13 世紀代のものである。213 の杯身は高台がほぼ直立し、やや外側に付くもので、8 世紀第 3 四半期のものである。『遺構編』では古代の遺構と報告されているが、もっとも新しい出土遺物は 13 世紀代のものである。

ピット P 18 (第 11 図) ピット P18 からは、214 の土師器甕が出土している。

214 の外面は磨滅のため調整は不明、内面は口縁部はハケ目、頸部には指頭圧痕がみられる。『遺構編』では古代の遺構と報告されているが、出土遺物は古墳時代のものである。

落ち込み 1 (第 11・12 図) 落ち込み 1 からは、215 ~ 233・234 (図版 4)・235 ~ 240 の須恵器、

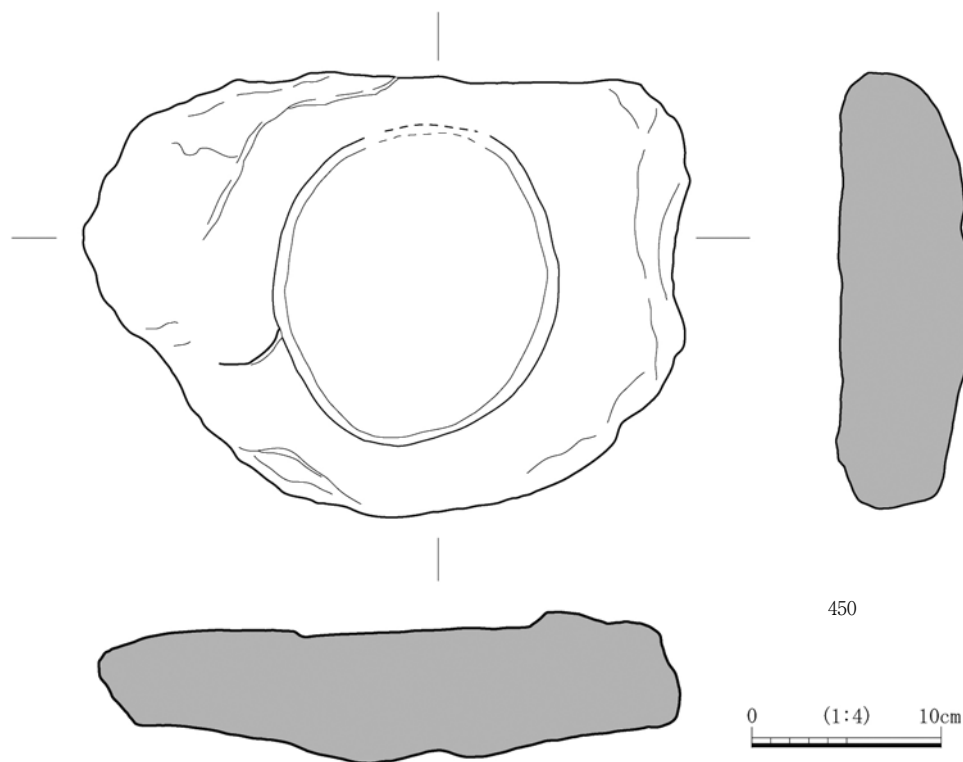


第 13 図 古代の遺構出土遺物 4 (土坑 1 出土遺物)

241～259・260（図版10）・261～267の土師器、268・269・270（図版7）・271の瓦が出土している。

215は古墳時代の須恵器杯蓋である。216～220は須恵器杯蓋で、いずれも8世紀第3四半期のもの。221・223～226は高台の付かない須恵器杯身で、222は須恵器皿、227～238は高台の付く須恵器杯身である。以上のうち221は8世紀第1四半期のものだが、それ以外は8世紀第3四半期のものである。239は須恵器小型壺の底部片、240はやや大型の杯の底部、もしくは高台の付かない平瓶の底部か。241～255は土師器杯。総じて内外面ともにナデ調整を施すのみだが、254には内面に一段の暗文がみられる。いずれも8世紀第3四半期のものである。256～258は土師器皿。杯同様総じて内外面にナデ調整を施すのみだが、256と257には内外面に赤彩がみられる。いずれも8世紀第3四半期のものである。259～262・264～267は土師器甕で、直胴のもの（259・261・262・264・266）と胴が丸身をおびるもの（260・265・267）にわかれる。263は土師器埴である。以上の土師器煮炊具は、概ね8世紀後半のものといえる。

出土した須恵器のうち、215は古墳時代の須恵器杯蓋であるが、それ以外はすべて飛鳥から奈良時代のものである。なかでも8世紀第3四半期（平城宮ⅢもしくはⅣ）のものがほとんどを占め、これより下るものは8世紀末の235があげられる。出土須恵器から見る限り、8世紀第3四半期から8世紀末までの資料が確認でき、最も多くを占めるのが8世紀第3四半期の一群といえよう。土師器についても同様で、杯については一段放射暗文が消失しかける時期（平城宮ⅢもしくはⅣ）のものが主体である。出土瓦は270の格子目タタキ平瓦が7世紀代の所産にあたる可能性があるが、268・269・271の縄タタキ平瓦は一枚作りで製作されていることから、8世紀中頃以降のものとして想定できる。以上のことから、落ち込み1から出土した遺物の時期は、8世紀第3四半期を主体とする。



第14図 古代の遺構出土遺物5（ピットP5出土礎石）

落ち込み1は工房跡と目される竪穴住居14の東に位置する方形の土坑である。竪穴住居14同様、作業施設の可能性が考えられる。

土坑1（第13図） 土坑1からは、272～274の須恵器、275（図版4）・276（図版5）・277・278・279（図版5）・280～282・283（図版4）・284・285（図版4）・286（図版5）・287（図版5）・288～290の土師器が出土している。

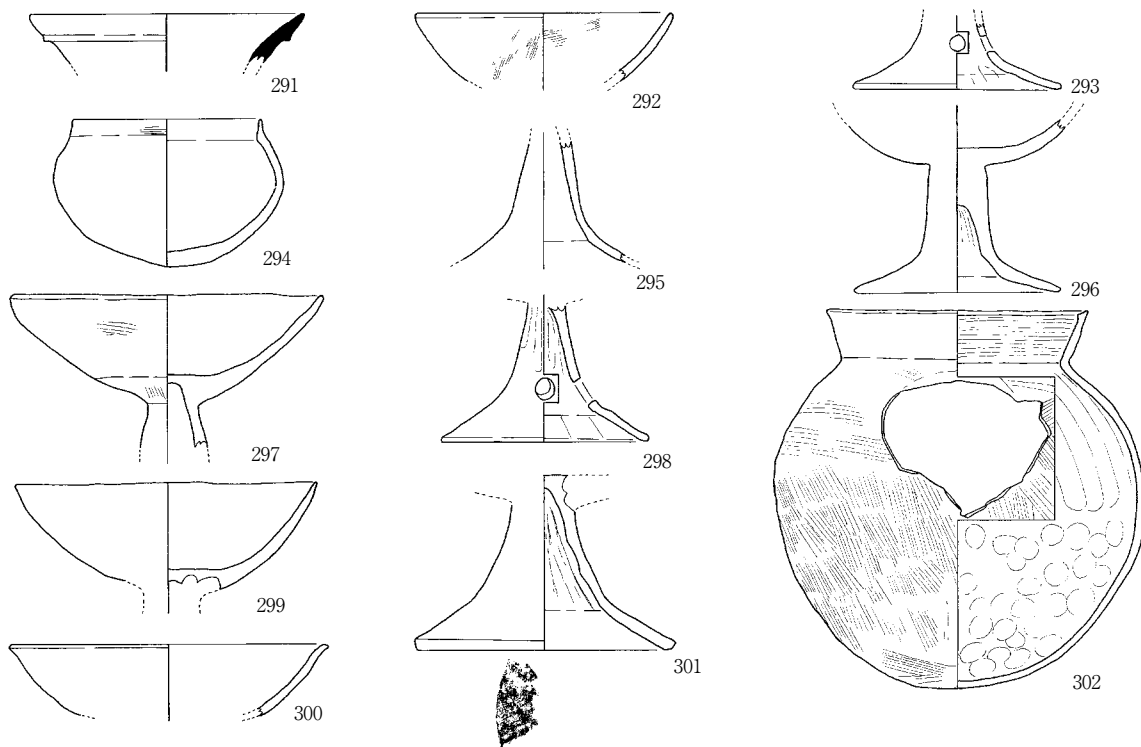
272・273は須恵器杯蓋、274は須恵器杯身、いずれも8世紀第3四半期のものである。275は土師器碗、口縁は直立し外面体部に指頭圧痕が残る。276～281は土師器杯で、278～281の内面には一段の放射暗文が施されている。それら以外には暗文は施されていない。いずれも8世紀第3四半期のものである。282～284は土師器皿である。283の外面底部付近には指頭圧痕がみられる。いずれも8世紀第3四半期のものである。285は製塩土器で、内外面に指頭圧痕がみられる。286・287は小型の土師器甕で、内外面ともにハケ目調整を施す。288～290は長胴の土師器甕で、口縁端部を上方向につまみ上げ、外面にハケ調整を施す。内面は磨滅のため調整は不明である。

土坑1から出土した土器も、さきの落ち込み1等と同様8世紀第3四半期のものが主体となっている。ピットP5（第14図） ピットP5からは、450（図版23）の礎石が出土している。450の礎石は平面形が不整形な卵形を呈しており、断面形は5～6cmの厚さで平たく整えられている。中央部に直径約16cmの孔が穿たれており、柱座としている。凹形の柱座であることから、側柱に用いられたとは考えにくく（註3）、入側柱もしくは束柱に用いられたと考えられる。ただし1点のみの出土で、かつ共伴遺物が無いため、詳細な用途や時期は不明である。

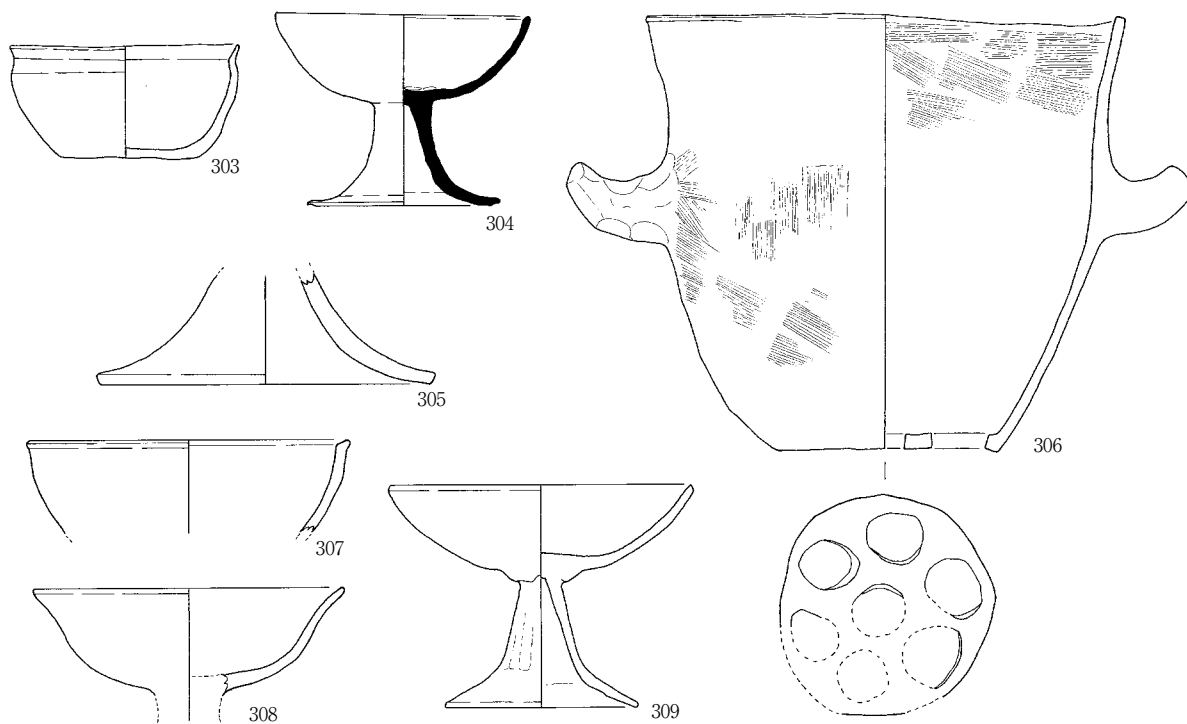
第3節 古墳時代

竪穴住居1（第15図） 竪穴住居1からは、291の須恵器、292・293・294（図版10）・295・296（図版13）・297（図版17）・298・299（図版17）・300・301（図版13）・302（図版20）の土師器が出土している。

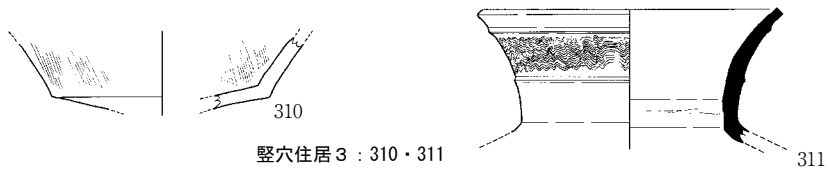
291は甕の口縁から頸部にかけての破片である。TK73型式にあたる。292は土師器高杯の杯部の破片。内外面にわずかにハケ目が残る。293は土師器高杯の脚部の破片。2方向のスカシ孔が確認できる。外面はナデ調整を施し、内面には指頭圧痕が残る。294は完形の土師器鉢。内外面の調整は磨滅のため不明。295は土師器高杯の脚部の破片。内外面の調整は磨滅のため不明。296は土師器高杯の杯部から脚部の破片。内外面の調整は磨滅のため不明で、脚部の内面にシボリ痕跡が確認できるのみ。297は土師器高杯の杯部から脚部の破片。外面はハケ目調整を施した後、ヨコ方向のナデ調整を加える。ハケ目の痕跡はうっすらとしか残らない。内面はヨコ方向のナデ調整を施している。298は土師器高杯の脚部の破片。2方向のスカシ孔が確認できる。外面にはタテ方向のミガキ痕跡がわずかに確認でき、裾部の内面にはケズリ痕跡が確認でき、脚部の内面にはシボリ目がみられる。299・300は土師器高杯の杯部の破片。どちらも磨滅のため内外面ともに調整は不明である。301は土師器高杯の脚部の破片。スカシ孔は無い。外面は磨滅のため調整は不明、内面にはうっすらと指頭圧痕が残る。裾部の内面には布目圧痕がみられる。本来内面全体に残っていたものが、ナデや指オサエにより消えたと考えられる。脚部の内面にはシボリ目がみられる。302は完形の土師器甕。口縁端部は内側に肥厚し、布留式の特徴を有している。口縁部外面にはナデ痕跡、口縁部内面にはハケ目がみられ、胴部外面にはハケ目、胴部内面の上部ではナデ痕跡、下部では指頭圧痕がみられる。胴部の上半分は直径約8cmの不整形な円形、



竪穴住居 1 : 291~302



竪穴住居 2 : 303~309



竪穴住居 3 : 310・311

第 15 図 古墳時代の遺構出土遺物 1

もしくはホームベース形の打ち欠きがされている。

297 は床面直上層から、302 は住居の北端埋土最上層、それ以外は埋土上層から出土した。豎穴住居 2（第 15・23 図） 豎穴住居 2 からは、303（図版 11）の韓式系土器の平底鉢、304（図版 9）の須恵器高杯、305 の土師器高杯、306（図版 21）の韓式系土器の甑、307（図版 10）の土師器鉢、308・309 の土師器高杯、436（図版 25）の鉄鋌が出土している。

303 は完形の韓式系土器平底鉢であるが、口縁径が器高を上回る。底部には下駄印の圧痕はみられない。内外面は表面の剥落が激しいため調整方法は不明だが、剥落していない箇所を観察する限り、格子目や縄蓆紋のタタキ痕跡は確認できない。304 は完形の須恵器高杯で、杯部は浅い半球状を呈し、脚部には段を持たない。TK73～TK216 型式にあたる。305 は土師器高杯の脚部。スカシ孔は無く、内外面ともにナデ調整を施す。306 は韓式系土器のほぼ完形の甑で、底部に 7 単位の孔が開く。把手には切れ込みや、穿孔は無い。内外面にはハケ調整が施されている。307 は土師器鉢の口縁部から胴部の破片、内外面の調整は磨滅のため不明。308 は土師器高杯の杯部片。内外面ともにナデ調整を施す。309 は完形の土師器高杯。杯部は内外面ともにナデ調整、脚部は外面ミガキ調整、内面ナデ調整を施している。『遺構編』では、308・309 を有段大型土師器高杯とするが誤りである。436 の片面には糸状のものが巻かれたヨコ方向の痕跡が確認できる。この痕跡は反対側の面では確認できないため、鉄鋌が複数枚束ねられた状態で、横方向に糸巻きされていた状態を想定することができる。糸状のものが巻かれた痕跡が鉄製品に転写、もしくは付着した状態が確認できるものとして、讚良郡条里遺跡出土の鉄鋌があげられる（奥村 2007）。この鉄鋌の茎部には、矢柄装着時に糸状のものが巻き付けられた痕跡が明瞭に残るが、豎穴住居 2 から出土した鉄鋌も同様の痕跡であろう。

303 は住居内のピット中から、304 は住居南端の埋土上層から、305・307・309 は埋土上層から、306 は住居内のピットから、308・436 は床面直上層から出土した。

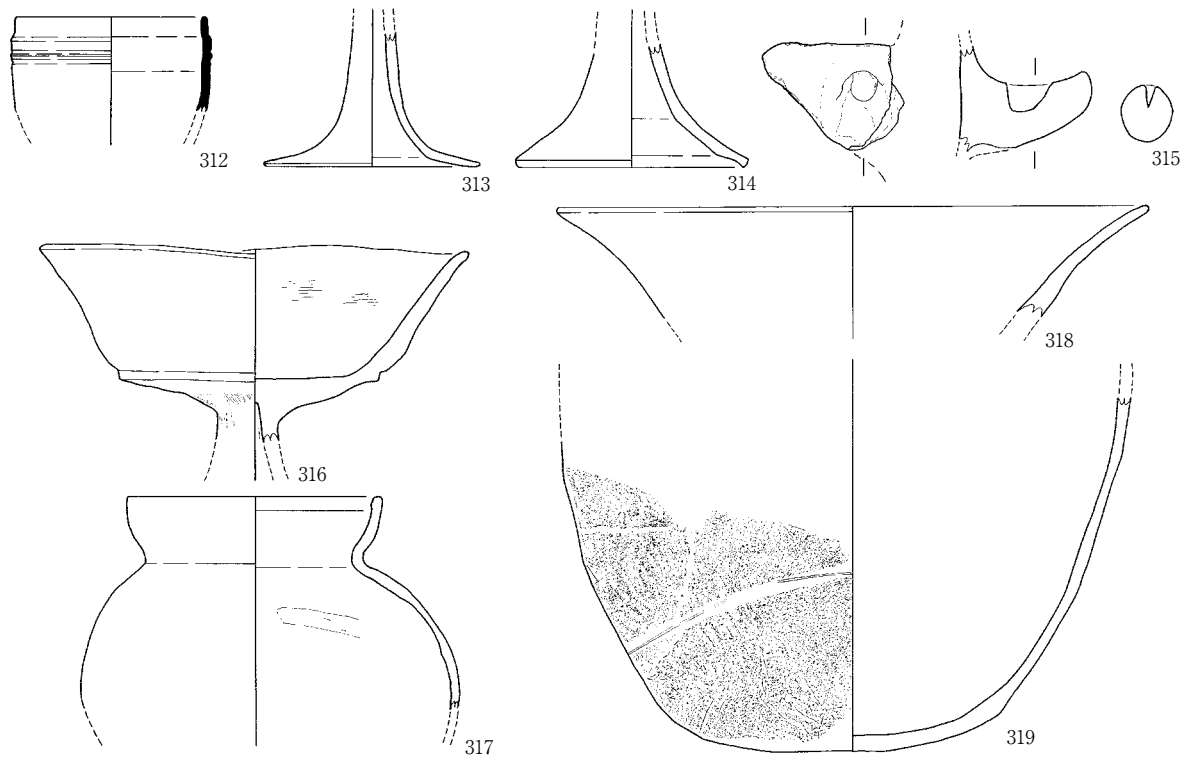
豎穴住居 3（第 15 図） 豎穴住居 3 からは、310 の土師器高杯、311 の須恵器甕が出土している。

310 は土師器高杯の杯部の破片で、杯部の底に段を持つ。内外面ともにハケ目が残る。311 は須恵器甕の口縁部から頸部にかけての破片で、口縁部には 2 条の凸帯がめぐり、凸帯と凸帯の間には波状紋がめぐる。TK216 型式にあたるか。

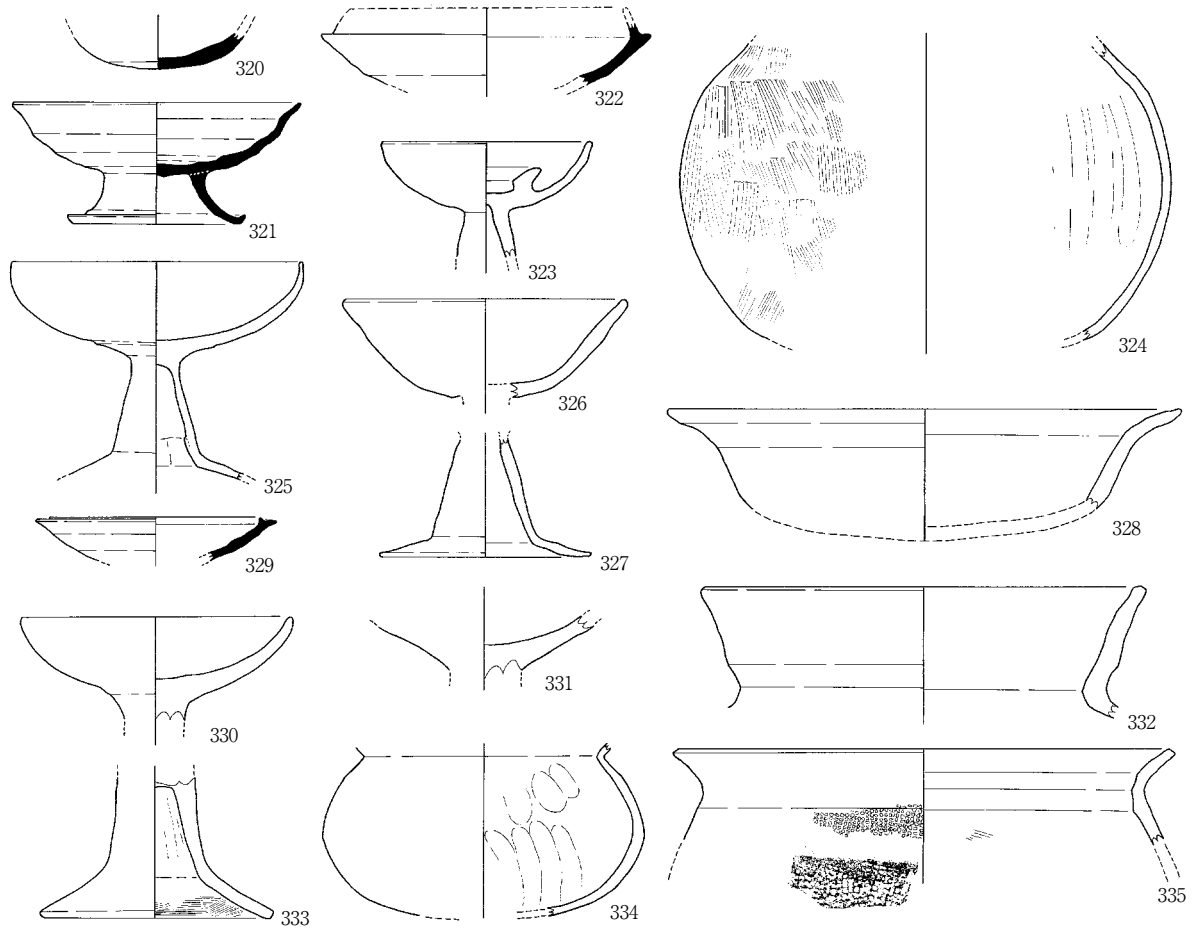
310・311 は埋土上層から出土した。

豎穴住居 4（第 16 図） 豎穴住居 4 からは、312 の須恵器椀、313・314・316（図版 16）・318 の土師器高杯、317（図版 18）の土師器甕、315 の韓式系土器長胴甕、319（図版 22）の韓式系土器甑が出土している。

312 の須恵器椀は把手の有無は不明、口縁部はほぼ直立する。TK73～TK216 型式にあたる。313・314 は土師器高杯の脚部で、313 の脚部は径が細く長い。313・314 ともに内外面にナデ調整を施す。315 は韓式系土器甑の把手片。上部に切れ込みが入る。316 は土師器高杯の口縁部から脚部の破片。杯部の底部に段を持つ。杯部内外面はナデ調整を施すが、内面にはわずかにハケ目が残る。脚部内外面もナデ調整を施すが、脚部の外面にはわずかにハケ目が残る。317 は土師器甕の口縁部から胴部にかけての個体。口縁端部は内側に肥厚する。外面は磨滅により調整は不明、胴部の内面にはわずかにナデ調整が残る。318 の土師器高杯は大型高杯の杯部の破片で、内外面ともに調整は磨滅のため不明である。319 は韓式系土器長胴甕の胴部から底部にかけての個体。外面には縄蓆紋がタテ方向に施された後、螺旋状に沈線を巡らせる。内面にはナデ調整を施す。



竪穴住居 4 : 312~319



竪穴住居 8 : 324 竪穴住居 9 : 322・323 竪穴住居 10 : 321 竪穴住居 11 : 325 竪穴住居 12 : 320 竪穴住居 15 : 327
 竪穴住居 16 : 326 竪穴住居 17 : 328 竪穴住居 20 : 329・330 竪穴住居 24 : 332~335 ピット P 13 : 331

第 16 図 古墳時代の遺構出土遺物 2

312～318は埋土上層から、319は住居内の土坑から出土した。

竪穴住居8（第16図） 竪穴住居8からは、324土師器甕の胴部が出土している。

324の外表面にはタテ方向のハケ目、内表面にはタテ方向のナデ痕跡が残る。324は床面直上層から出土した。『遺構編』では古墳時代中期中葉の甕・鉢が出土したとあるが、正確には甕のみである。

竪穴住居9（第16図） 竪穴住居9からは、322の須恵器杯身、323の土師器高杯が出土している。

322はTK10もしくはTK209型式のもの、323は6世紀末もしくは、7世紀初頭の土師器高杯の杯部と脚部の破片。杯部の内表面には、托にみられるような受け台を持つ。

『遺構編』では須恵器・土師器が多く出土したとあるが、上記の2点以外は細片のみである。322・323ともに、住居北辺の床面直上層から出土した。

竪穴住居10（第16図） 竪穴住居10からは、321（図版9）の須恵器高杯が出土している。

321はTK43～TK209型式のものである。住居の北東辺の壁溝から出土している。321は『遺構編』では初期須恵器とされているが誤りである。

竪穴住居11（第16図） 竪穴住居11からは、325（図版14）の土師器椀形高杯が出土している。

325は内外面ともにナデ調整を施す。5世紀後半のものである。325は住居の埋土上層から出土している。

竪穴住居12（第16図） 竪穴住居12からは、320の須恵器が出土している。

320は甕の底部か。詳細な時期は不明である。320は住居の埋土上層から出土した。『遺構編』には土師器小形壺が1点出土したとあるが、320以外で出土している遺物は、器種不明の土師器の細片のみである。

竪穴住居15（第16図） 竪穴住居15からは、327の土師器高杯が出土している。

327は土師器高杯の脚部で、脚部は明瞭に屈曲する。内外面ともにナデ調整を施す。5世紀後半のものである。327は住居内の柱穴から出土した。

竪穴住居16（第16図） 竪穴住居16からは、326（図版14）の土師器高杯が出土している。

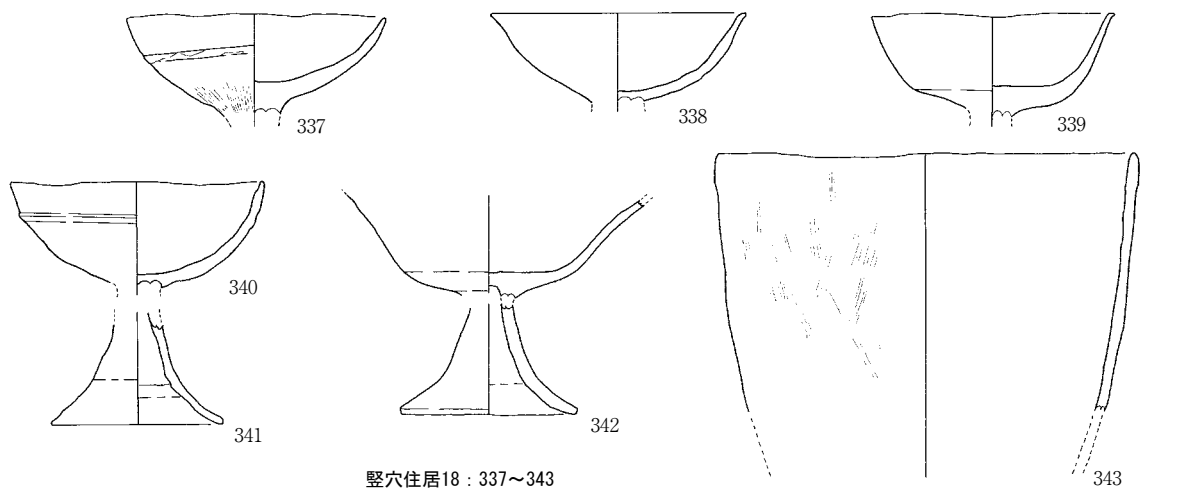
326は土師器高杯の杯部で、内外面ともにナデ調整を施す。時期は5世紀後半から6世紀初頭頃か。326は竈の支脚に転用されていた。

竪穴住居17（第16図） 竪穴住居17からは、328の土師器壺が出土している。

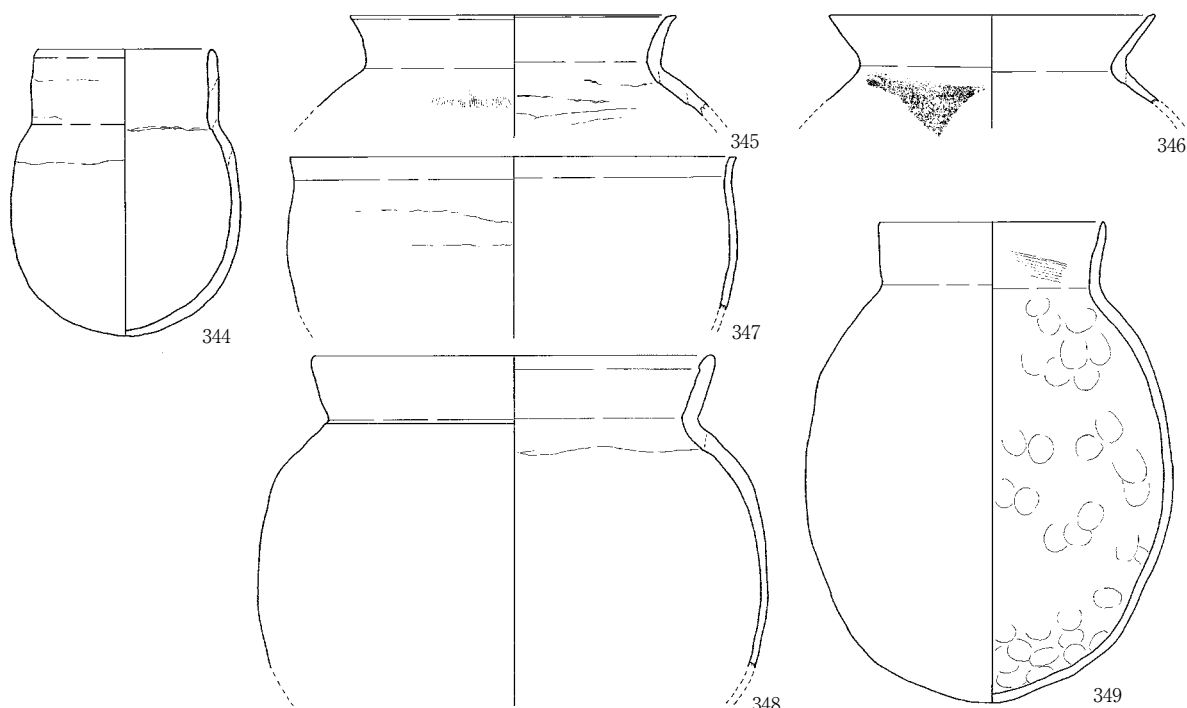
328は壺の口縁部から胴部の破片で、内外面ともに磨滅のため調整は不明。住居の埋土上層から出土した。『遺構編』には土師器高杯とあるが壺である。

竪穴住居18（第17図） 竪穴住居18からは、337（図版13）・338（図版12）・339（図版12）・340（図版13）・341・342（図版12）の土師器高杯、343の韓式系土器甗が出土している。

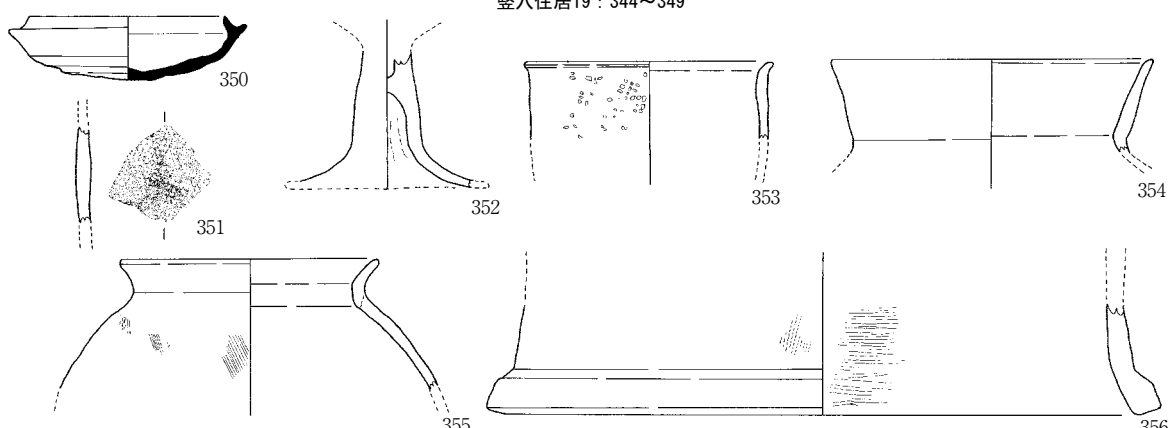
338・339は椀形高杯の杯部である。338は磨滅のため内外面の調整は不明。339は椀形高杯の杯底部にうっすらと段が付くもの。磨滅のため内外面の調整は不明。342は口縁が真っ直ぐ外反するもので、杯底部にうっすらと段が付く。337・340は椀形高杯の口縁端部下に明瞭な稜が付く。ただし稜の形状は337と340では全く違う。337の稜は貼り付けた後の調整をさほどおこなわず、稜がやや蛇行する形状を呈している。いっぽう340は稜を貼り付けた後、ヘラで稜の上端と下端を調整しており、稜の外形がはっきりしている。また稜の調整をおこなうさい、稜より上の口縁部をつまみ上げたため、稜の上下で口縁の傾きが変わっている。すなわち337は土師器の技法で製作されたもので、340は須恵器の技法で製作されたものといえる。337は外面脚部付近にハケ目が残る、内面は磨滅のため調整



竪穴住居18 : 337~343



竪穴住居19 : 344~349



竪穴住居22 : 350・351・355 竪穴住居25 : 352・356 竪穴住居29 : 353・354

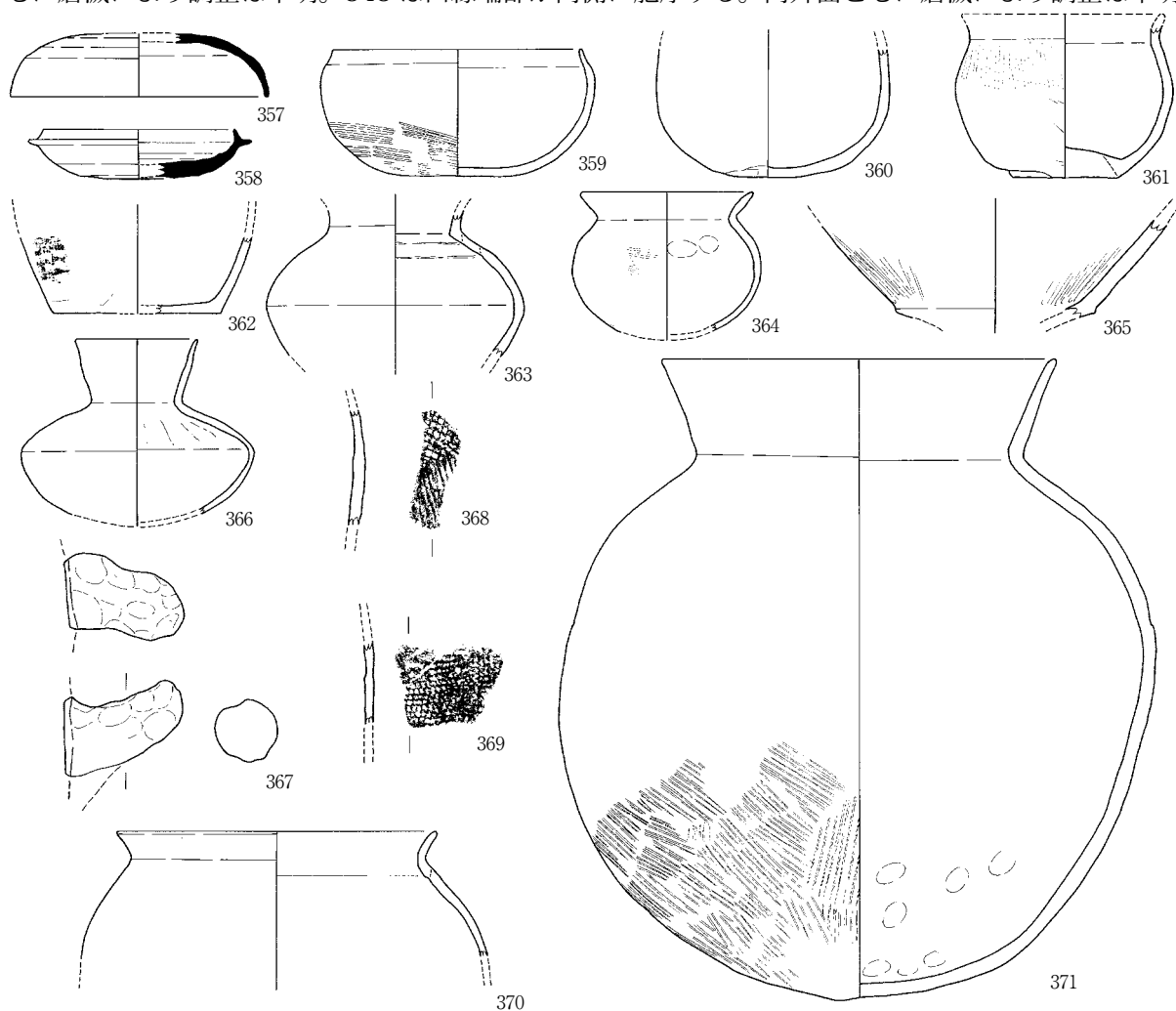
第 17 図 古墳時代の遺構出土遺物 3

は不明。340の内面はナデ調整、外面は磨滅のため調整は不明である。337・340はいずれも初期須恵器の器形を模倣したものと推測される。340と類似する例として吉武遺跡群から出土している土師器高杯の杯部があげられる（福岡市教育委員会 1986、75頁）。『遺構編』では337・340を土師器杯としているが誤りである。341は土師器高杯の脚部、外面と内面のほぼ同位置にわずかな屈曲がみられる。内面にはナデ痕跡が残るが、外面は磨滅のため調整は不明。破損部分の形状から340の脚部と想定されるが確証はない。343は韓式系土器甑の口縁部から胴部の破片。外面にはハケ目がわずかに残るが、内面の調整は磨滅のため不明。

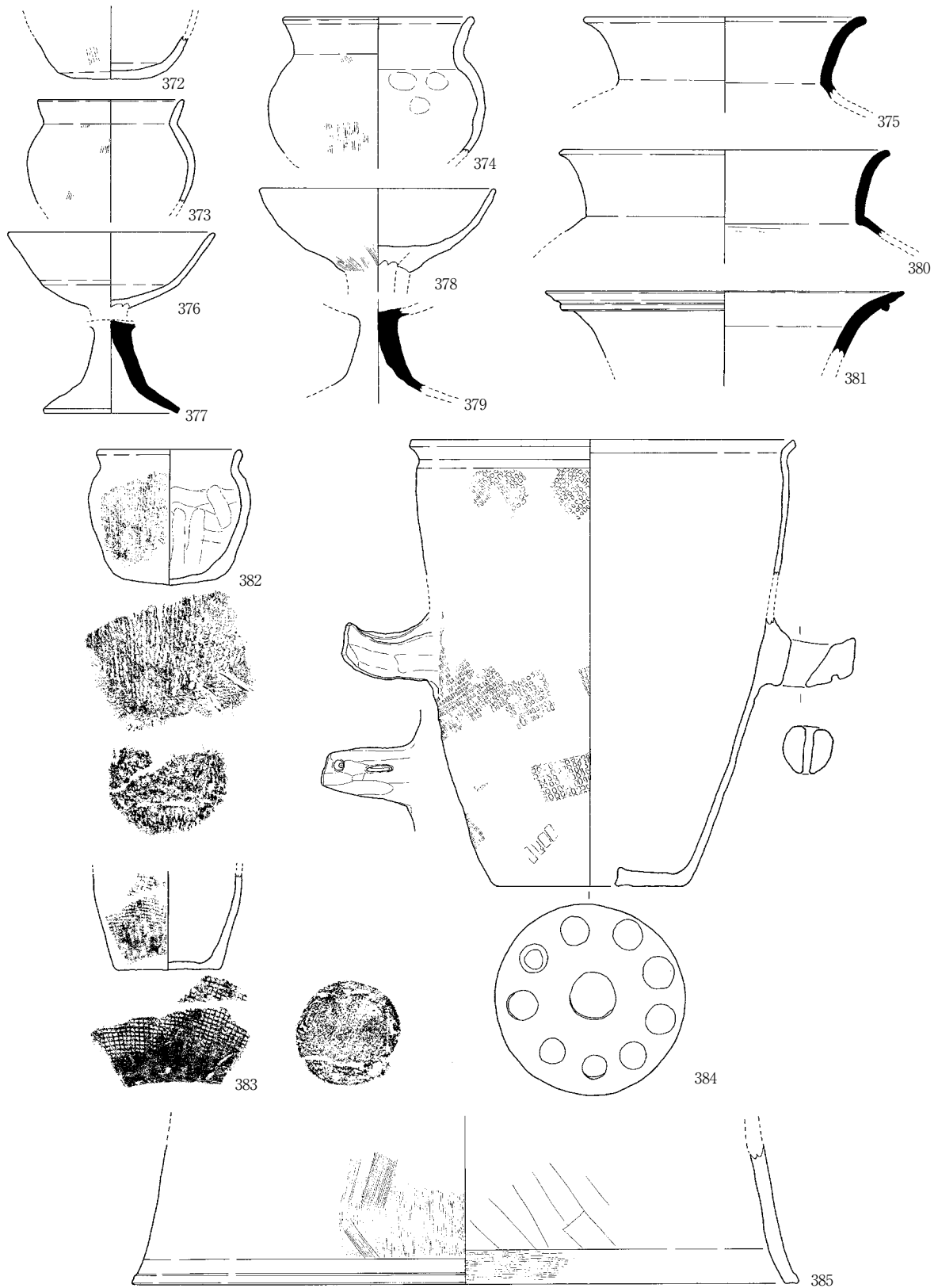
338・339・342・343は住居の埋土上層から、337・340・341は竈の支脚として転用されていた。竪穴住居18から出土した遺物は、いずれも5世紀中頃のものと考えられる。

竪穴住居19（第17図） 竪穴住居19からは、344（図版11）・345・347・348の土師器甕、346・349の韓式系土器の甕が出土している。

344は口縁が筒状になり直立する。外面は製塩土器のように被熱しており赤色化している。調整は不明。内面には粗いナデ調整を施している。底部には植物繊維の圧痕が残る。345は内外面ともに磨滅しており、わずかながら外面にハケ目、内面にナデ痕跡が確認できる。346は外面にわずかに格子目タタキが残るが、内面は磨滅のため調整は不明。347は口縁部の屈曲がほとんど無い甕。内外面ともに磨滅により調整は不明。348は口縁端部が内側に肥厚する。内外面ともに磨滅により調整は不明。



第18図 古墳時代の遺構出土遺物4（竪穴住居26出土遺物）



第19図 古墳時代の遺構出土遺物5（竪穴住居27出土遺物）

349 は長胴で口縁が筒状に直立するもの。外面は磨滅のため調整は不明。口縁部内面にはハケ目、胴部内面には指頭圧痕が残る。

344 は住居北隅の土坑から、345 は竈の中から、346 ～ 349 は床面直上層から出土した。

竪穴住居 20 (第 16 図) 竪穴住居 20 からは、329 の須恵器杯身、330 の土師器高杯が出土している。

329 は TK209 もしくは TK217 型式のもの、330 も同様の時期にあてられる。330 は磨滅のため内外面の調整は不明。いずれも住居埋土上層から出土した。

竪穴住居 22 (第 17 図) 竪穴住居 22 からは、350 (図版 9) の須恵器杯身、351 の韓式系土器 (甑か?) の破片、355 の土師器甕が出土している。

350 の須恵器杯身は TK209 型式のもの。351 は外面に格子目タタキを施す。破片のため時期は不明。355 の土師器甕は外面にハケ調整、内面にナデ調整を施す。350 は埋土最上層からの出土で、丘陵斜面上部からの流入とされる。351・355 は住居北辺の壁溝内から出土した。

なお『遺構編』では住居南西隅の土坑 12 に「壁溝が切られている」としながら、遺構図面は壁溝が土坑 12 を削平する形になっている。遺構写真・測量原図・出土遺物を照合する限り、『遺構編』の本文が正しい。

竪穴住居 24 (第 16 図) 竪穴住居 24 からは、332 の土師器甕、333 の土師器高杯、334 の土師器小型甕、335 の韓式系土器の甕が出土している。

332 は土師器甕の口縁部の破片。磨滅のため内外面の調整は不明。333 は土師器高杯の脚部と裾部の破片。脚部は直立する。外面にナデ調整を施すが、内面にはハケ目、シボリ目が残る。334 の小型甕は胴部が丸く膨らむもので、外面の調整は磨滅により不明、内面には粗いナデ痕跡が確認できる。335 の甕は胴部が直線的に膨らむもので、外面には格子目タタキ痕跡、口縁部内面にはケズリ痕跡、胴部内面にはわずかにハケ目痕跡がみられる。

332 ～ 335 はすべて住居の埋土上層から出土している。

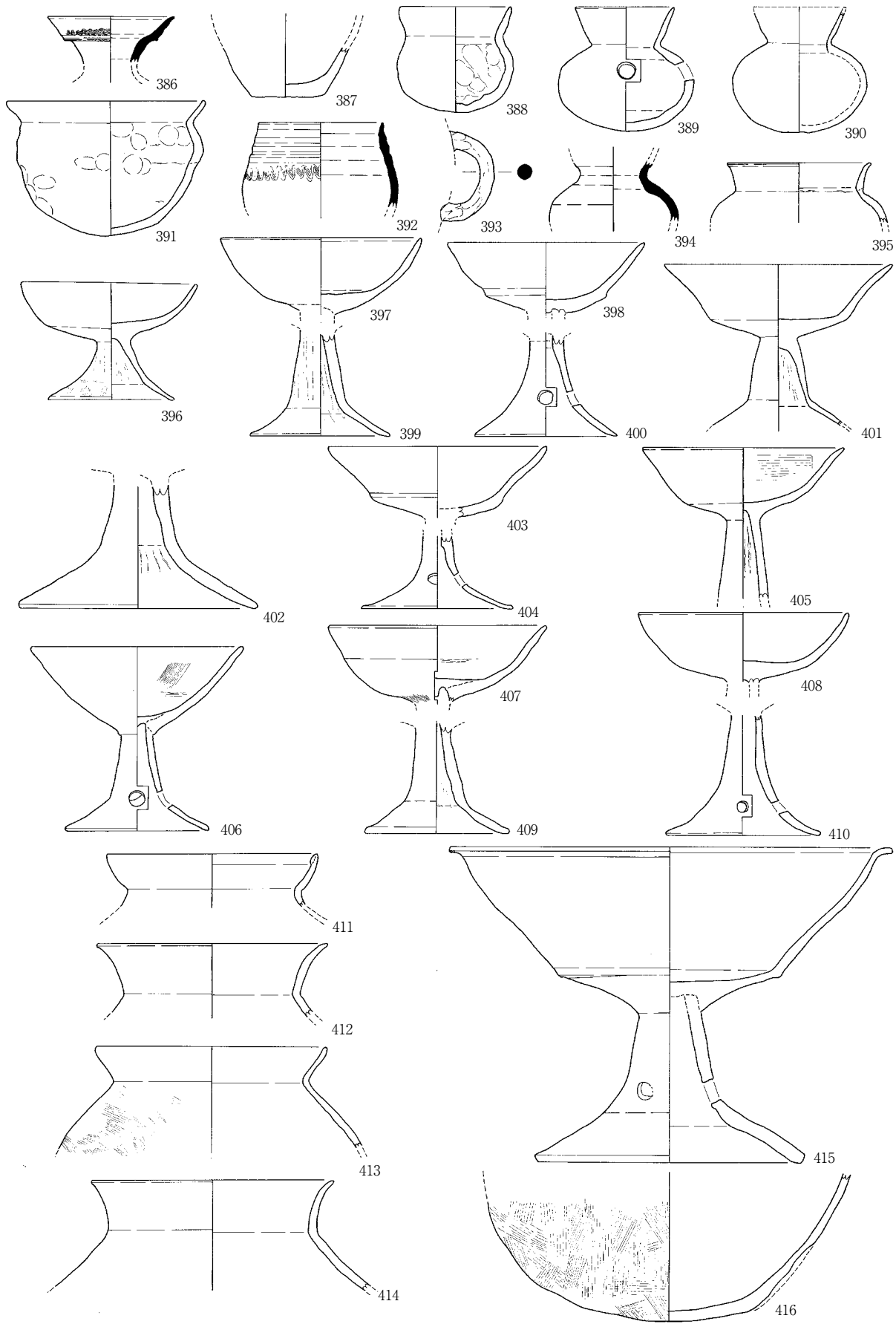
竪穴住居 25 (第 17 図) 竪穴住居 25 からは、352 の土師器高杯、356 の移動式竈が出土している。

352 は土師器高杯の脚部と裾部の破片。脚部は直立する。外面は磨滅のため調整は不明、内面にはシボリ目が残る。356 の移動式竈は裾部に張り出しを持つ。二次焼成を受けているため、内外面の剥落がはげしい。わずかに残った痕跡から、外面はタテ方向のハケ調整、内面にはヨコ方向のハケ調整を施しているのがわかる。

352・356 は住居の埋土上層から出土した。

竪穴住居 26 (第 18・23 図) 竪穴住居 26 からは、357・358 の須恵器杯蓋・杯身、359・361 (図版 10)・362 の韓式系土器平底鉢、360・363・364 (図版 10)・365・366・370・371 (図版 19) の土師器壺・甕・高杯、367～369 の韓式系土器片、435 (図版 24) の鉄鎌、437 (図版 23) の砥石が出土している。

357・358 は口径が違うが、ともに TK43 型式のものである。359 の平底鉢は胴部の最大径が口縁径を上回っている。外面は二次焼成を受けており、剥落がめだつものの、胴部外面の中段から底部にかけて、やや長い単位の平行タタキの痕跡がみられる。内面の調整は磨滅により不明。底部には下駄印の圧痕は認められない。360 の土師器甕は底部の端が丸味をおびている。口縁の屈曲部から上を欠く。外面は二次焼成を受けており、剥落がめだつが底部にはケズリ痕跡がわずかに認められる。残存部分にはタタキ痕跡は認められない。内面の調整は磨滅により不明。底部には下駄印の圧痕は認められない。



第 20 図 古墳時代の遺構出土遺物 6 (竪穴住居 28 出土遺物)

361の平底鉢も底部の端は丸味をおびるが、359・360ほどではない。口縁端部を欠く。外面にはハケ目調整、内面にはナデ調整を施す。外面は二次焼成を受けている。底部から口縁部まで粘土紐を巻き上げて成形されており、底部にはやや太目の粘土紐の重なりがみられる。362の平底鉢は底部が角張り、胴部もほぼ直線的に立ち上がる。外面は二次焼成を受けており、剥落がめだつが、わずかに格子目タタキ痕跡が確認できる。内面は磨滅のため調整は不明。底部には下駄印の圧痕は認められない。

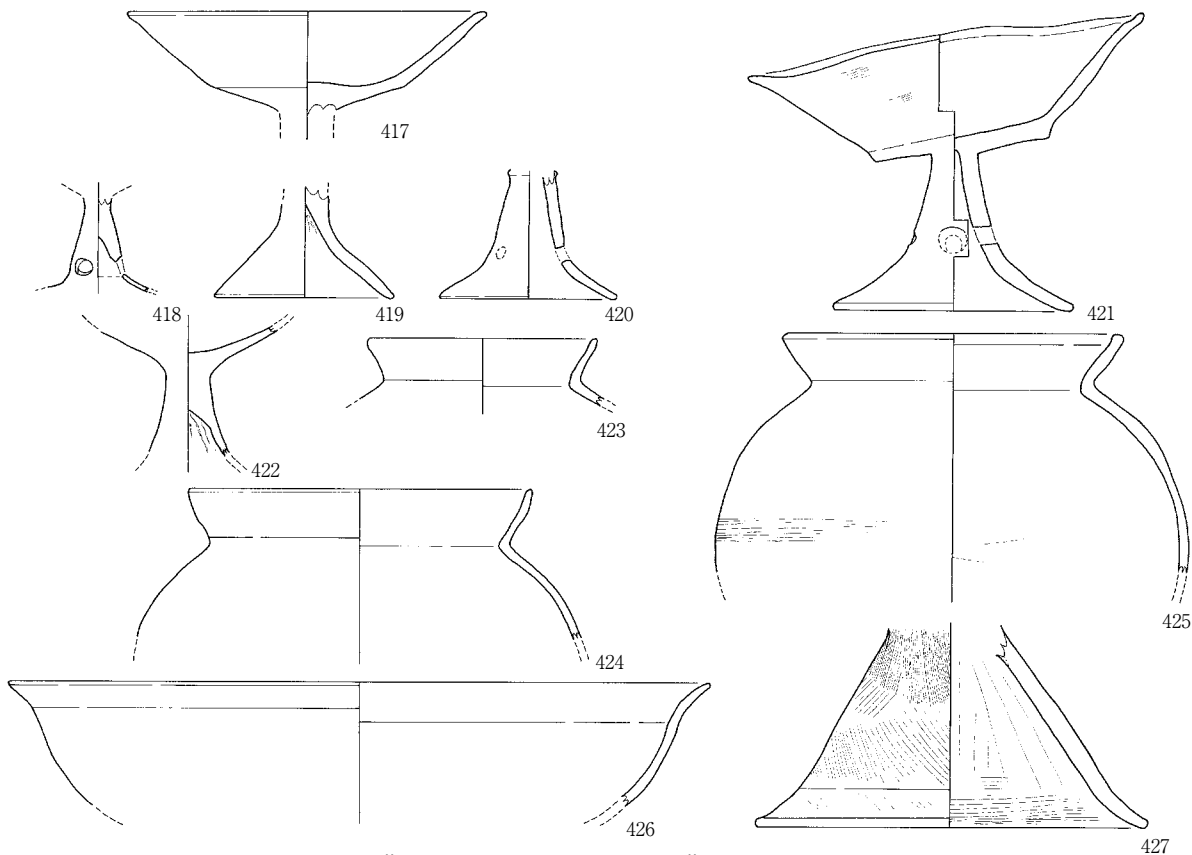
363・364・366の土師器小型壺は、いずれも内外面ともに磨滅が著しい。363の内面頸部下には、粘土紐の接合痕跡が残る。364はわずかだが外面にハケ目痕跡、内面に指頭圧痕が残る。366は胴部が張り、口縁部がほぼ直立する。口縁端部は鋭く、須恵器甕の口縁端部と酷似する。頸部直下の内面には、土師器高杯の脚部内面にみられるようなシボリ痕跡がみられる。365は土師器高杯の口縁部片。内外面にハケ目が残る。367は甕の把手。368・369は韓式系土師器の胴部片。外面に格子目タタキがみられる。胎土・焼成からみて362の破片か。370は土師器甕の口縁部から胴部片。内外面ともに磨滅のため調整は不明。371の土師器甕は外面に平行タタキを施し、内面はナデ調整、内面底部に指頭圧痕が残る。焼成は土師質である。435の鉄鎌は銹化が著しい。刃の一部と柄を欠く。刃先を左、刃を手前にすると、柄の折り返しは下向きになる。437の砥石は平面形は縦長の台形、断面形は平行四辺形である。図で示した面が砥ぎ面、断面図の下面が接地面と考えられる。また両側面も平滑であるため、砥ぎに使用された可能性が考えられる。上面の砥ぎ面には、約3cmの溝が3条認められる。

以上の遺物はすべて床面直上層から出土している。

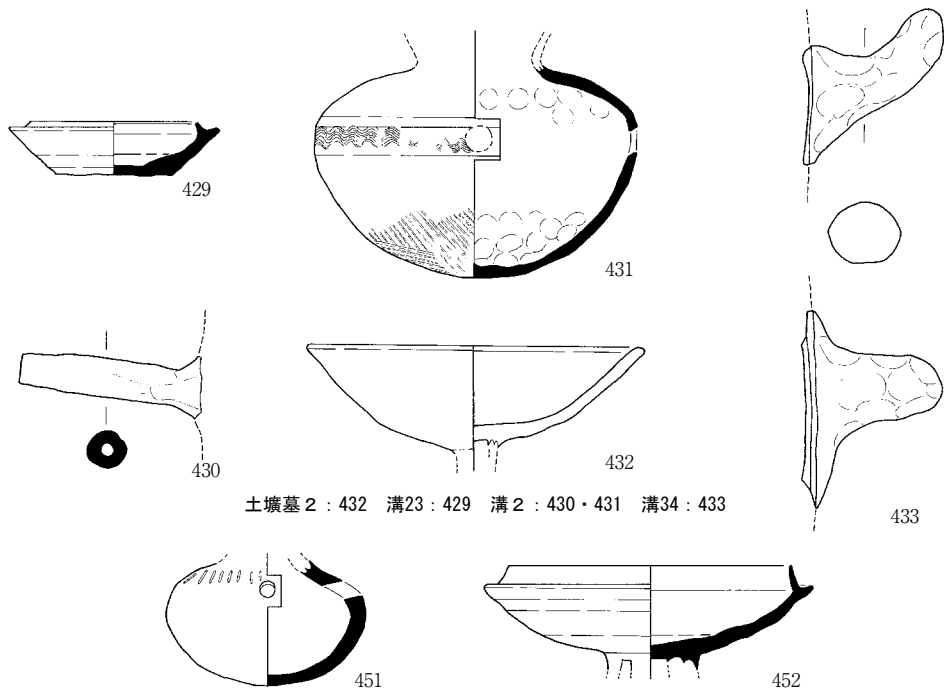
竪穴住居27(第19図) 竪穴住居27からは、372・382(図版10)・383(図版10)・384の韓式系土師器平底鉢・甕、373・374(図版11)・376・378(図版12)の土師器甕・高杯、375・377(図版9)・379～381の須恵器高杯・甕、385の移動式竈が出土している。

372は平底鉢の底部片。底部の端が丸味をおびている。内外面ともに二次焼成のため剥落が著しい。外面にはわずかにタテ方向の調整痕跡が認められるが、平行タタキの痕跡かハケ目痕跡かは判別できない。底部には下駄印の圧痕は認められない。382は口縁部から底部まで残存する平底鉢。胴部から底部にかけて丸味をおびている。外面には縄蓆紋のタタキ痕跡、内面には粗いナデ痕跡がみられる。底部にはわずかに下駄印の痕跡が認められる。383は頸部から底部まで残存する平底鉢。底部は角張り、胴部もほぼ直線的に立ち上がる。外面には格子目タタキ痕跡がみられるが、内面は磨滅のため調整は不明。底部には下駄印の圧痕がみられる。373・374の土師器小型甕は磨滅が著しいが、わずかに外面にハケ目、374には内面に指頭圧痕が確認できる。376・378は土師器高杯の杯部。内外面ともに磨滅が著しく、調整痕跡は378の外面脚部付近にハケ目が確認できるのみである。379は須恵器高杯の脚部。形状は竪穴住居2出土の304と似通う。377は須恵器高杯の脚部。TK73型式にあたる。375・380・381は須恵器甕の口縁部。375・380では時期は決めがたいが、381はTK73型式にあたる。384の甕は二次焼成を受けており外面の剥落が著しいが、所々に格子目タタキ痕跡がみられる。口縁部は格子目タタキの後、ナデ調整を施す。双方の把手には上から下まで貫通する細長の切り込みが入り、下部の先端には一箇所ずつ貫通しない孔が穿たれる。底部には中心の孔のまわりに9箇所の孔が開けられている。内面の調整は磨滅のため不明。385の移動式竈は裾部にわずかな張り出しを持つ。二次焼成を受けているため、内外面の剥落がはげしい。わずかに残った痕跡から、外面はタテ方向のハケ調整、裾部はナデ調整、内面はタテ方向のケズリ調整、裾部はヨコ方向のハケ目調整を施す。

以上の出土遺物はすべて住居の埋土上層から出土した。



落ち込み5 : 417~421・423~427 落ち込み6 : 422



土墳墓2 : 432 溝23 : 429 溝2 : 430・431 溝34 : 433

溝8 : 451 溝9 : 452

第21図 古墳時代の遺構出土遺物7

豎穴住居 28 (第 20 図) 豎穴住居 28 からは、386・392～394 の須恵器甕・椀等、387 (図版 11) の韓式系土器平底鉢、388 (図版 10)・389 (図版 9)・390 (図版 9)・391・395・396 (図版 15)・397 (図版 14)・398 (図版 12)・399 (図版 13)・400 (図版 13)・401～405・406 (図版 15)・407 (図版 17)・408・409 (図版 13)・410 (図版 13)・411～414・415 (図版 16)・416 の土師器小型壺・高杯・甕が出土している。

386 は須恵器甕の口縁部片、394 は頸部から胴部にかけての破片。いずれも TK73 型式にあたる。392 は須恵器椀の口縁部から胴部にかけての破片。胴部に施された波状紋はやや蛇行する。386 同様 TK73 型式にあたる。392 は須恵器の把手部分の破片。断面形は円形である。392 と接合する可能性もあるが確証は無い。387 は平底鉢の底部から胴部にかけての破片。内外面ともに磨滅のため調整は不明。底部には下駄印の圧痕はみられない。388 の小型壺の外表面は、二次焼成を受けており剥落が著しく、調整は不明。内面も同様剥落が著しいが、頸部以下には指頭圧痕がみられる。内面底部の形状から、底から粘土紐を巻き上げて成形したことがわかる。389 の小型壺は土師器甕とみられる。胴部中央やや上に一箇所の穿孔を施す。口縁部から底部にかけてのナデ痕跡から、回転台を使用し成形していることがわかる。底部はヘラ削りの後、ケズリ痕跡にナデ調整を施す。内面にもナデ調整を施しているが、外面ほどの精緻さは認められない。390 の小型壺は器形については 389 と同じだが、穿孔がみられない。ただし内外面および底部の調整痕跡は 389 と同じであることから、390 も回転台を使用し成形されたことがわかる。391 は土師器小型甕で、内外面に指頭圧痕が顕著に残る。395・411～414 は土師器甕の口縁部から胴部の破片。411 の口縁端部は内側に肥厚し、413 の口縁部はわずかに内湾し、残りの 3 点はいずれも外反する。いずれの甕も内外面ともに磨滅が著しい。413 の外面にハケ目痕跡がわずかに確認できるのみである。416 は土師器甕の底部。丸底で外面にハケ目調整、内面にナデ調整を施す。

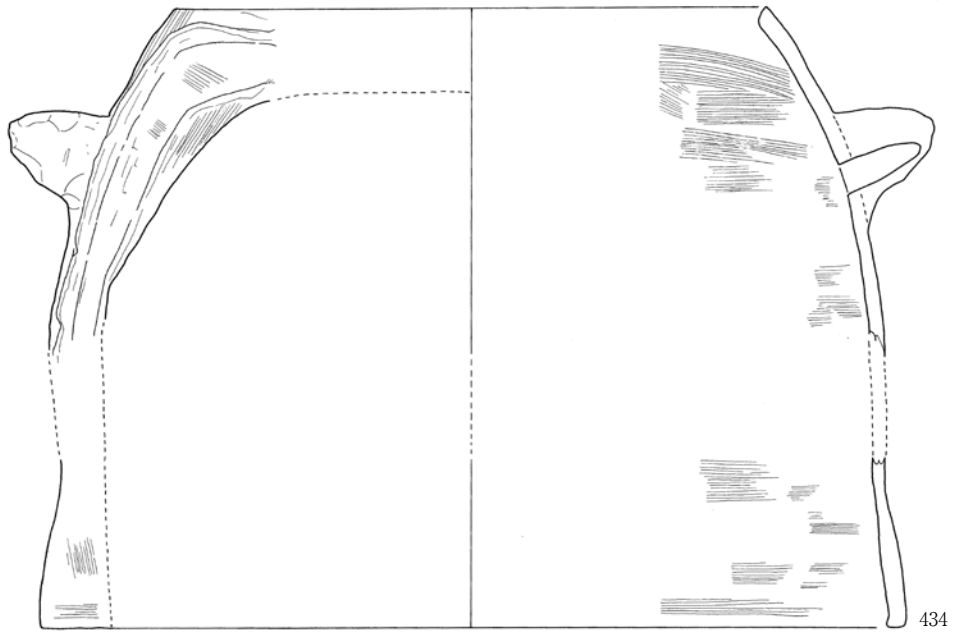
396～410・415 は土師器高杯である。それぞれ杯部と脚部を、形状・焼成・胎土から組み合わせているが、確証は無い。杯部は口縁形状が椀形、もしくは椀形で底部にうっすらと段を持つもの (396・397・408)、直線的に外反するもの (406)、直線的に外反し底部にうっすらと段を持つもの (405・407)、屈曲して外反し段を持つもの (398・401・403・415) にわかれる。総じていえることは、外面にはナデ調整を施すが、内面にはさほどナデ調整を施さず、ハケ目が散見されることである。脚部は屈曲して外反するもの (396・399・401・409・415) と、湾曲して外反するもの (400・402・404・406・410) に分かれる。またあきらかに長い脚部もある (405・409・410)。外面については全ての個体でナデ調整が施されているが、内面についてはシボリ痕跡がそのまま残るものが多い (399・401・402・405・409)。

406 は住居内のピットから、410・412 は床面直上層から、残りの遺物は住居の埋土上層から出土した。豎穴住居 29 (第 17 図) 豎穴住居 29 からは、353 の韓式系土器平底鉢、354 の土師器甕が出土している。353 は平底鉢の口縁部の破片である。二次焼成を受けており、内外面の剥落がはげしい。外面にわずかに格子目タタキ痕が確認できる。354 は内外面ともに磨滅しており調整は不明。

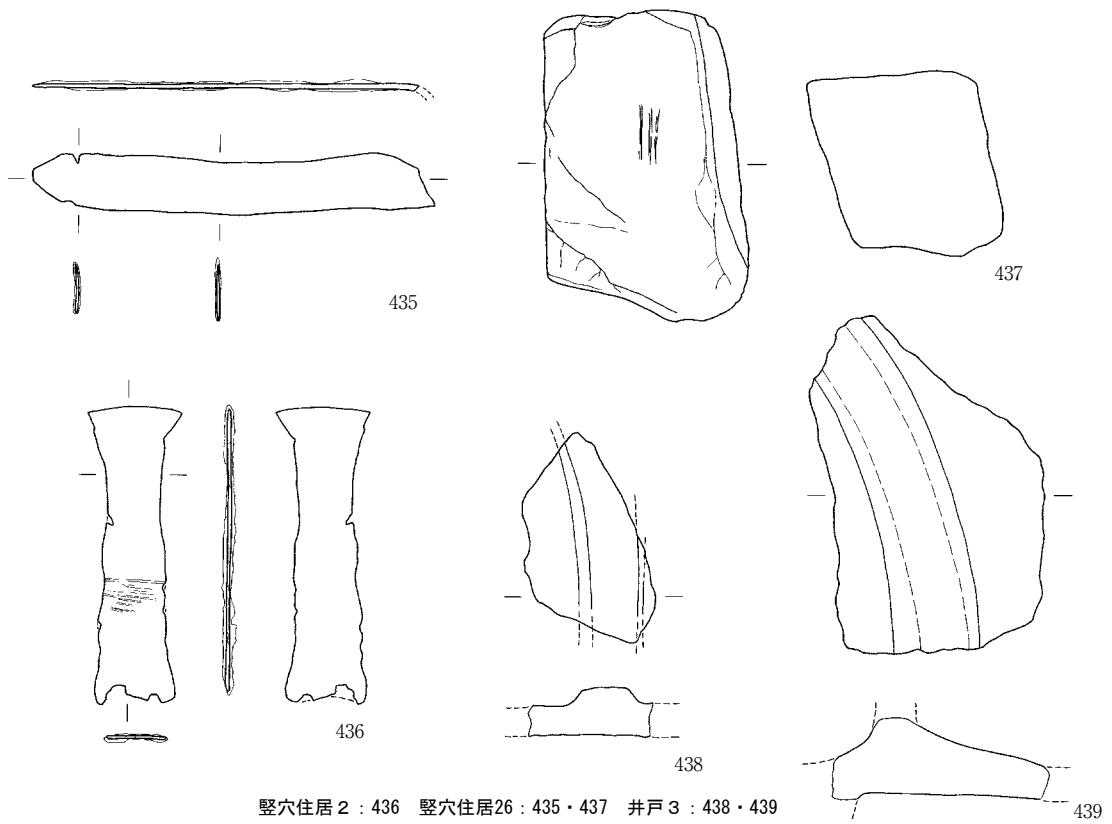
353・354 ともに住居南辺の壁溝から出土している。

ピット P 13 (第 16 図) ピット P 13 からは、331 の土師器高杯が出土している。

331 は土師器椀形高杯の杯部片で、内外面の調整は磨滅により不明である。ピット P 13 は、中世の遺構であるため、331 は周辺の包含層からの流入と考えられる。



第 22 図 古墳時代の遺構出土遺物 8 (溝 23 出土遺物)



第 23 図 古墳時代の遺構出土遺物 9

落ち込み5（第21図） 落ち込み5からは、417～420・421（図版18）の土師器高杯、423～425の土師器甕、426の土師器埴、427（図版22）の土師質傘形土製品が出土している。

417は杯部の底にわずかに段を持つ高杯。内外面の調整は磨滅により不明である。418～420は土師器高杯の脚部。418の裾部は屈曲して外反し、スカシ孔が3方向に開く。内外面の調整は磨滅により不明である。419の裾部はわずかに屈曲し外反する。内面にはシボリ痕跡が残る。外面の調整は磨滅により不明である。420の裾部は湾曲して外反し、スカシ孔が3方向に開く。内外面の調整は磨滅により不明である。421は大型の高杯で、口縁部は直線的に外反し、口縁端部はわずかに内側に肥厚し、杯部の底にはやや不明瞭な稜を持つ。脚部には4方向のスカシ孔が開き、裾部は湾曲して外反する。内外面ともにナデ調整を施すが、杯部の外面にわずかにハケ目痕跡が残る。図からもわかるように、左右非対称でいびつな形状である。423～425は土師器甕の口縁部から胴部にかけての破片。423・424は、いずれも磨滅が激しく、内外面の調整は不明である。425の口縁端部は内側にわずかに肥厚する。口縁部から頸部外面にはナデ調整、胴部にはハケ目調整を施す。口縁部内面は磨滅のため調整は不明、胴部にはケズリ調整を施す。426の土師器埴は内外面ともに磨滅が著しく、調整は不明。427の土師質傘形土製品は全体形が不明であるが、上下は図のようになると判断した。外面はハケ目がそのまま残り、内面はハケ調整の後タテ方向に粗めのナデ調整を施す。裾部にわずかにハケ目が残る。外面裾部の一部分に二次焼成を受けた痕跡が残る。上部に接合用粘土の痕跡が認められるため、高杯の杯部のようなものが接合されていたことがわかる。ただし外面の調整痕跡や形状から考えると、高杯の脚部ではない。器台の脚部の可能性もあるが、類例が無いため断言できない。

落ち込み5は竪穴住居24の北側に隣接する溝状の遺構である。上記の遺物は竪穴住居24の機能時に伴うものである可能性が高い。

落ち込み6（第21図） 落ち込み6からは、422の土師器高杯が出土している。

422は土師器高杯の杯部から脚部の破片。内外面ともに磨滅しているが、脚部の内面にはシボリ痕跡が残っている。

土壙墓2（第21図） 土壙墓2からは、432の土師器高杯が出土している。

ただし『遺構編』では、土壙墓2は木炭柳を伴う古代もしくは中世の墓（火葬墓か）とされているため、432が墓の構築時期を示すものではない。

溝2（第21図） 溝2からは、430の須恵器注口部分、431（図版19）の須恵器甕が出土している。

430は須恵器樽形甕等の注口部分である。430・431ともにTK73～216型式のものである。

溝8（第21図） 溝8からは、451（図版9）の須恵器甕の胴部片が出土している。

451の甕は穿孔の上部に列点紋を巡らせる。TK73～TK216型式のものである。

溝9（第21図） 溝9からは、452（図版9）の高杯の杯部が出土している。452はTK10型式のものである。

なお溝2・8は『遺構編』では古代の道路側溝と報告されているが、第7章で述べるとおり、これらの遺構は近世以降のものであることが判明した。したがって溝2・8・9は近世の遺構である可能性が高い。

溝23（第21・22図） 溝23からは、429の須恵器杯身と、434（図版20）の移動式竈が出土している。

429はTK217型式のものである。434の移動式竈は残存する破片から判断する限り、天井部には平坦面が無く、焚口のすぐ脇に把手を付ける。把手は内側から孔が開けられており、貫通しないものの外

面近くまで達する。内外面ともにハケ目調整を施す。残存する破片から判断する限り、内面はさほど二次焼成を受けていない。

溝34（第21図） 溝34からは、433の韓式系土器甑の把手が出土している。

井戸3（第23図） 井戸3は中世に機能していたものだが、438・439の陶棺片が出土している。

いずれも外面にはナデ調整の後、赤彩が施されている。内面はナデ調整のみである。亀甲形陶棺の破片と想定される。

第4節 縄文・弥生時代

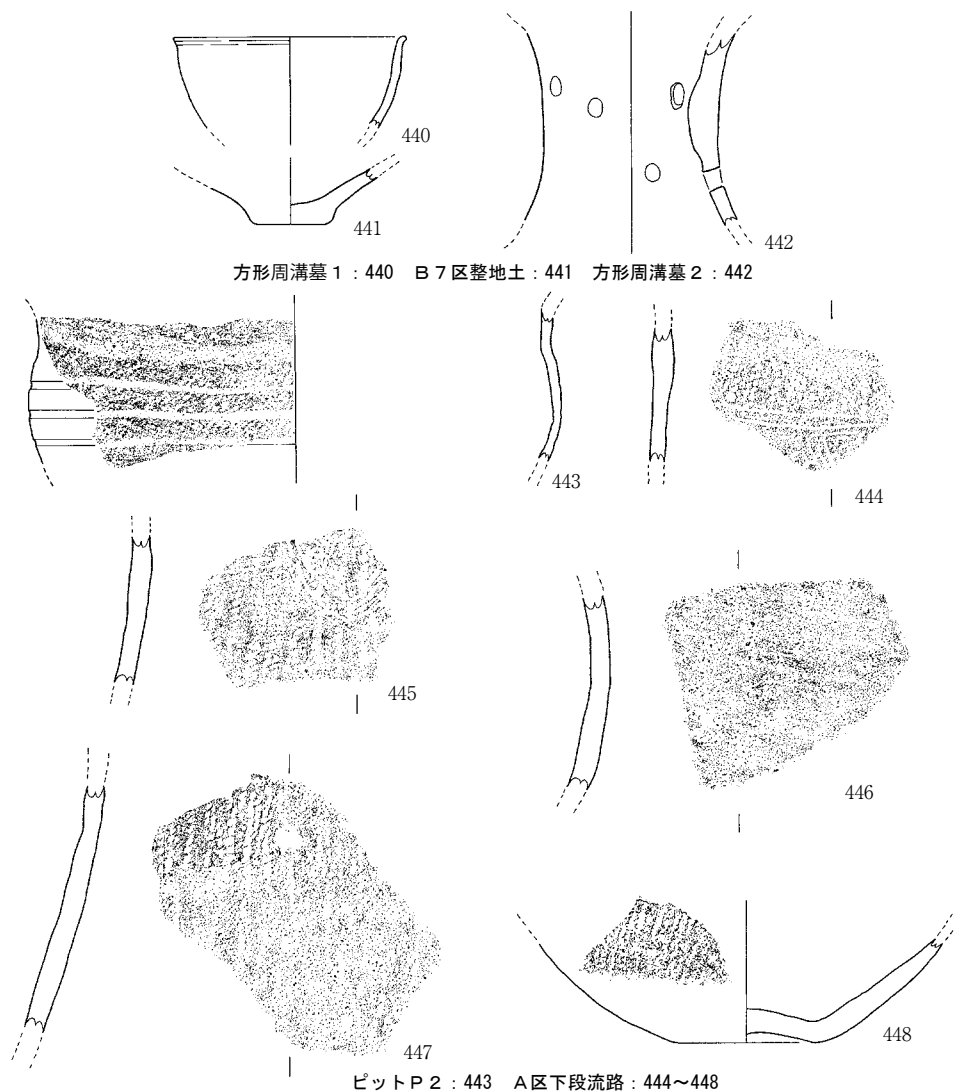
方形周溝墓1（第24図） 方形周溝墓1の周溝からは、440の小型の弥生土器の鉢が出土している。

440は磨滅が著しく、内外面の調整は不明。弥生時代後期（畿内第V様式）のものである。

方形周溝墓2（第24図） 方形周溝墓2の周溝からは、442の器台が出土している。

442には4箇所の穿孔が確認できる。内外面の調整は磨滅のため不明。弥生時代後期（畿内第V様式）のものである。

B7区整地土（第24図） B7区の整地土からは、441の弥生土器壺もしくは甕の底部が出土している。



第24図 縄文・弥生時代の遺物

441 の内外面の調整は磨滅のため不明。弥生時代後期（畿内第V様式）のものである。

A 区下段流路（第 24 図） A 区下段流路中の堆積土からは、444～448 の縄文土器が出土している。

444 の外面には縄文と細い沈線が確認できる。沈線は半載竹管で施紋されている。445 の外面には縄文と細い沈線が確認できる。沈線は連弧状になると想定される。沈線は半載竹管で施紋されている。船元IV式にあたる。446 の外面にはわずかに縄文が確認できる。447 の拓影向かって左上部には縄文が確認できる。448 は縄文土器の浅鉢もしくは鉢の底部片。底部は上げ底状になっている。外面にはタテ方向の縄文が確認できる。444～448 の土器にみられる縄文は、浅いものと深いものの二種類が認められ、これは船元IV式の特徴とされている。また 444～448 はすべて胎土・焼成・色調が似通うことから、同一個体の可能性も考えられる。

ピット P 2（第 24 図） ピット P 2からは、443 の縄文土器が出土している。

443 は縄文土器の深鉢。器高はさほど高くなく、球胴形を呈すると推定される。外面には L R の縄文と 3 条の沈線が確認できる。胎土は角閃石を多量に含むことから、生駒山西麓産の土器と考えられる。北白川上層式のⅢ期にあたる。

第 4 章 まとめ

第 1 節 中世

高宮遺跡における、掘立柱建物や井戸土壇墓などの遺構を、時期ごとに分けると以下のようなになる。なお遺構から出土している土器は、概ね遺構の廃絶時期を示すもので、以下の遺構の時期は出土土器よりもやや遡らせている。また 12 世紀中頃や 13 世紀中頃の遺構は、前者を 12 世紀後半に、後者を 13 世紀前半に含めた。

12 世紀後半 掘立柱建物 11・12・17、井戸 4

13 世紀前半 井戸 2・8・10、柱穴列 4、土壇墓 6・9、土坑 3、溝 14・20

ピット P 4・8・9・13

13 世紀後半 井戸 1・6・9、土坑 6・8

14 世紀前半 井戸 7、土壇墓 10

以上のように、高宮遺跡における中世の遺構は、12 世紀後半を嚆矢とし 14 世紀前半まで続く。なかでも 13 世紀前半の遺構が最も多く、この時期が高宮遺跡における中世集落の最盛期と位置づけることができよう。また土壇墓の出土遺物をみても、和鏡や青白磁の合子、青磁・白磁碗など奢侈品が多く、当地の居住者が、社会階層の中で上位にあったことは疑いようが無い。

ここで想起されるのが、『粉河寺縁起絵巻』に描かれた「讚良長者」の邸宅である。『粉河寺縁起絵巻』の成立については、まず縁起の成立が天喜年間（1050 年代）で、その約 1 世紀後に絵巻が成立したと考えられている（澁澤敬三・神奈川大学日本常民文化研究所 1984）。地名から考証するならば、『粉河寺縁起絵巻』にみられる讚良長者の邸宅の所在地は、讚良川沿岸の丘陵上という高宮遺跡近辺が候補地としてふさわしい。また同遺跡の邸宅は、12 世紀後半から 14 世紀にかけてのもので、『粉河寺縁起絵巻』の成立時とも符合する。しかし絵巻に描かれた讚良長者邸は、縁や蔀戸を持つ東寺御影堂にみられるような寝殿造の私邸版といえるもので、富豪層の邸宅としては最上級の建物である。いっぽう高宮遺跡の

調査成果からは、そのような建物の存在は皆無である。したがって讃良長者邸は、高宮遺跡近辺の丘陵上に位置していたのであろうが、今回の調査地が直接的な候補になることは難しい。

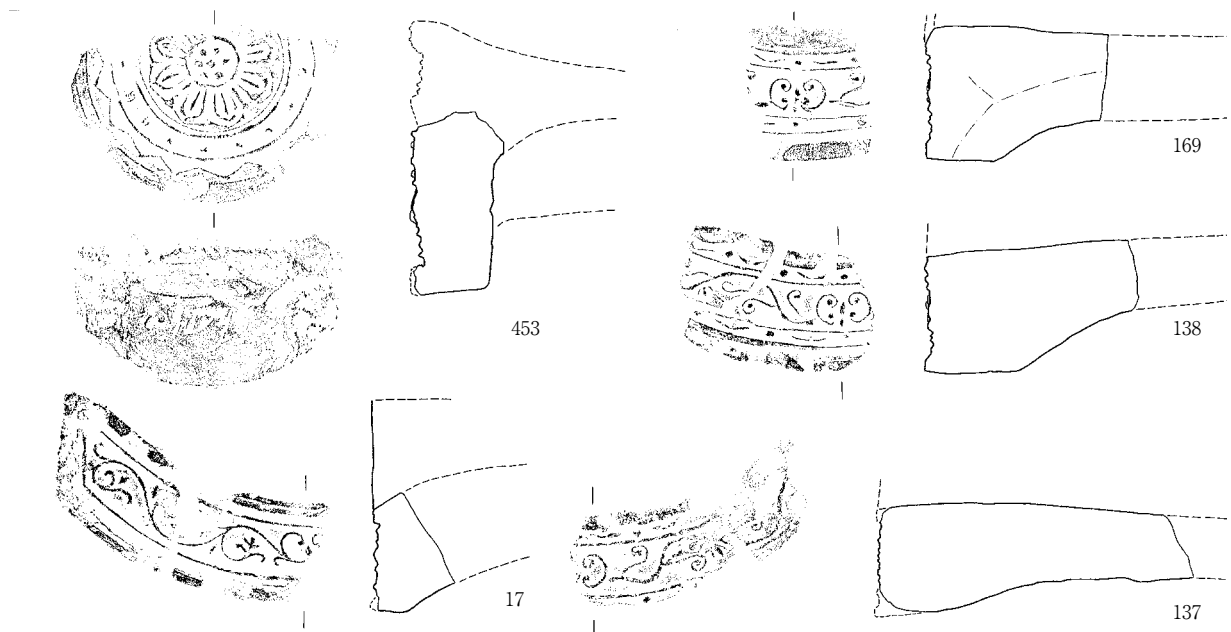
しかし高宮遺跡において、富豪層の邸宅が現れるという時期（12世紀後半頃から13世紀前半）と、『粉河寺縁起絵巻』にみられる、北河内における富豪層としての長者の登場時期がほぼ合致することについては見逃すことができない。一般的な中世史家の解釈によれば、この時期は10・11世紀を通じた「律令国家の緩慢な解体の時期」を経た後の段階にあたり（註4）、前代の律令地方支配の解体・再編を経た後の時期にあたる。この時期すなわち、12世紀中頃以降は、畿内の各地で在地領主の台頭がおこり始め、これまでの律令体制下の在地支配構造を変容させた時期なのである。高宮遺跡の中世居館は、以上のような歴史的変遷の中に位置づけることができるもので、地域の考古学的調査成果が日本中世史の胎動を如実に表している顕著な例といえる。

第2節 古代（奈良時代）

（1）高宮遺跡から出土した瓦について

高宮遺跡の大形総柱掘立柱建物の性格を考えるためには、建物に関連する出土土器の年代と、周辺から出土している軒瓦について検討する必要がある。出土土器の年代観については、前章ですでに述べているためここでは省略し、以下では高宮遺跡から出土した軒瓦について、その年代観と使用されたであろう堂舎についてみてゆきたい。

高宮遺跡からは453（図版6）の軒丸瓦と、17・137・138・169の軒平瓦が出土している（第25図）。453の軒丸瓦は前章では紹介することができなかったが、B7区の攪乱土中から出土したものである。453は平城宮式軒丸瓦6314型式A種（以下平城宮6314Aと略記、他も同様）と同範であるとされる。瓦当部分は約5cmと厚く、丸瓦は外縁よりやや低めの位置で接合されている。接合用粘土は多い。製作技法の面からみても平城宮6314Aと同じ特徴を持つ。137・138・169は均整唐草紋軒平瓦である。中心飾りに上向きの対葉花紋を配し、左右に唐草紋が展開する。外区には二単位の杏仁形主紋の両脇に連珠が配され、その配置が繰り返されている。内区の紋様構成は平城宮式の流れを引くが、外区は独自



第25図 高宮遺跡出土軒瓦

の紋様であろう。いずれも顎形態は曲線顎である。17も137・138・169同様、均整唐草紋軒平瓦であるが紋様構成は全く異なる。中心飾りには上向きの対葉花紋を配し、左右に三単位の唐草が展開する。唐草の巻き込みは強く、先端には蕾の表現がみられる。外区には紋様はみられない。17の紋様構成は、平城宮式の流れを引くと考えられるが、祖型は不明である。顎形態は曲線顎である。

453の軒丸瓦を平城宮6314Aとすれば、その年代観は平城宮式瓦編年でいうところのⅣ期＝8世紀第3四半期にあたる。137・138・169の軒平瓦の中心飾りは、平城宮式ではよくみられるものだが、唐草の紋様表現は独特で、類似例として法華寺阿弥陀浄土院所用軒平瓦6714Aがあげられる。法華寺阿弥陀浄土院は、光明皇后が晩年に造営を発願した法華寺の別院で、その造営年代は天平宝字4年～同6年の間(760～762年)である。平城宮6714Aの年代も同時期におくことができ、高宮遺跡出土137・138・169軒平瓦の年代は、これよりやや遅れる時期にあてることができる。やはりさきの453軒丸瓦同様、8世紀第3四半期のものとみて間違いないだろう(註5)。17の軒平瓦については、紋様構成と顎形態から、概ね8世紀後半のものと考えて差し支えない。さきの137・138・169同様、8世紀第3四半期のものとするのが妥当な見解だろう。

以上、高宮遺跡から出土した軒瓦の年代観について検討したわけだが、いずれの資料も8世紀第3四半期のものであることがわかった。このことは、本文中で述べた倉庫群の機能時期の上限とうまく重なるのである。ではこれらの軒瓦は、高宮遺跡の倉庫群に用いられたものであろうか。結論から言えば、それはあり得ない。

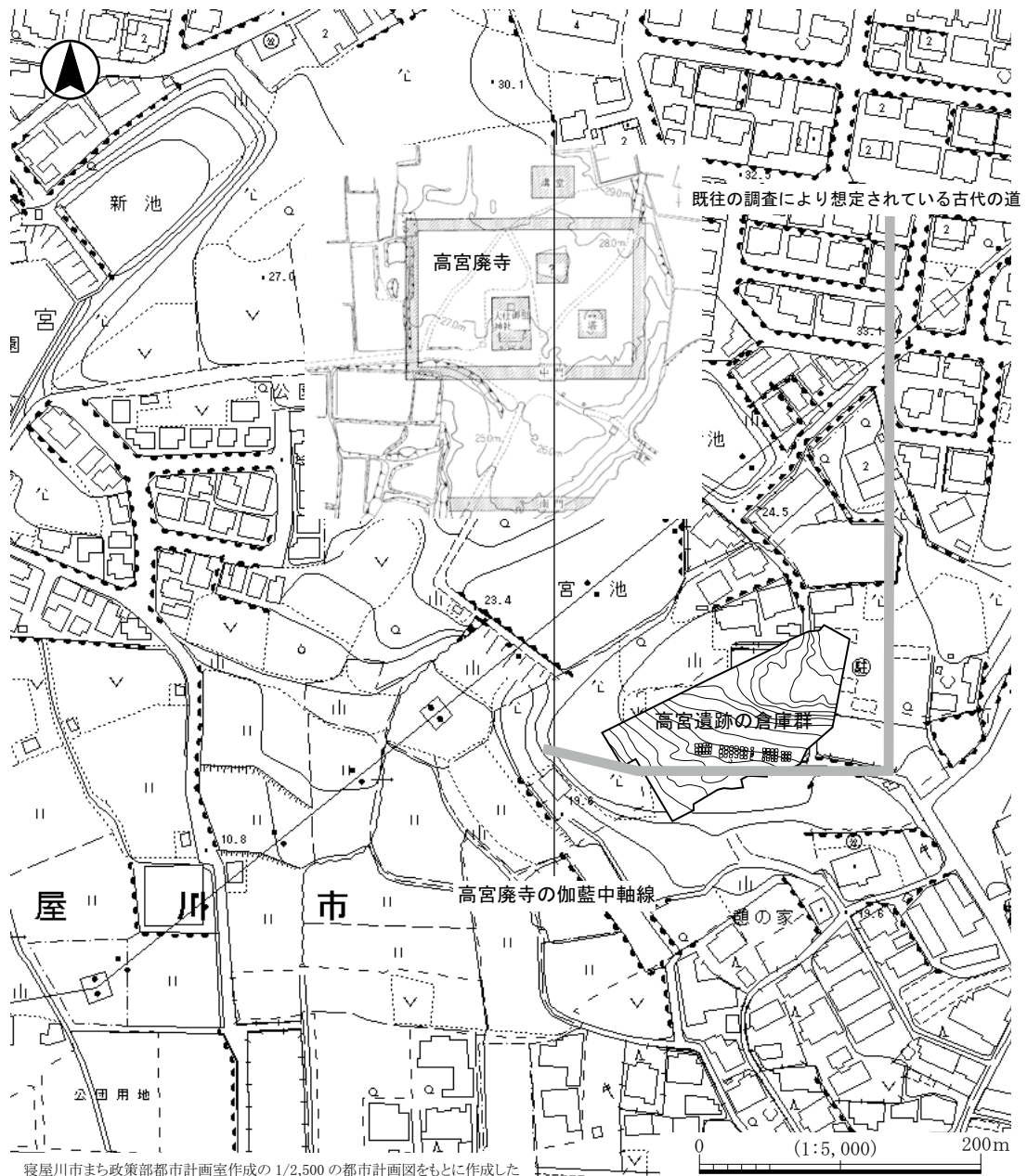
その理由として、まず瓦類の総出土量が少なすぎることがあげられる。高宮遺跡の調査で出土した瓦類は、プラスチック製遺物整理箱(54cm×35cm×15cm)約5箱分である。かりに4棟(棟数については後述)の倉庫がすべて瓦葺であったとするなら、上記のような出土量では済まされない。逆を返せば、遺物整理箱5箱程度の瓦出土量からでは、複数棟の倉庫が瓦葺であったということを証明することは不可能である。さらに瓦類の出土地点の問題があげられる。本文中でふれた瓦類の多くは、中世の遺構から出土しており、その場所は調査区の西側部分に集中し、倉庫群からは離れた場所から出土している。倉庫群が瓦葺建物であったとするならば、建物を破却する時点で周辺に土坑を掘削して、不要な瓦を投棄するという状況が一般的に考えられるが、そのような状況で倉庫群付近から出土した瓦類は皆無である。

以上の理由から、高宮遺跡で出土した瓦類は、倉庫群に使用されたものではないという結論にならざるを得ない。ではこれらの瓦類は、一体どの堂舎に使用されたのであろうか。再び結論から先に言うならば、高宮遺跡で出土した瓦類は、高宮廃寺の南面築地もしくは南門で使用されたもの以外に考えられない。調査区内で瓦類が多く出土している西側部分は、ちょうど高宮廃寺の中軸線の南延長部分にあたる。これらの瓦は、高宮廃寺が中世段階に廃絶する過程で、南門よりも南側に持ち込まれ、廃棄されたと考えるのが妥当な解釈だろう。

以上の見解は、高宮廃寺から出土する奈良時代の軒瓦が、8世紀第3四半期におこなわれた大規模な伽藍拡充工事に伴うものだとする従来の理解(奥村2008ほか)とも符合する。すなわち軒丸瓦453、軒平瓦17・137・138・169は高宮廃寺の南面築地、もしくは南門の造営に伴うものなのである。

(2) 高宮遺跡倉庫群の性格

倉庫群の性格について言及する前に、今回の整理作業で得られた知見をもとに復元した建物構成についてふれておきたい。『遺構編』では倉庫群は、大形総柱掘立柱建物1から同5までで構成されている。



第 26 図 高宮遺跡の倉庫群と高宮廃寺の位置関係

大形総柱掘立柱建物 3 と同 5 については、これらの建物のみで独立しているため、その柱筋の復元について異論をはさむ余地はない。

ただし大形総柱掘立柱建物 2 については、東端の梁行がきわめて不自然であること、東側の桁行と、西側の桁行は同一寸法ではないことなど再検討の余地がある。本報告では、大形総柱掘立柱建物 2 の中央および西側の桁行 2 間分は、大形総柱掘立柱建物 1 のものである可能性を指摘しておきたい。

論点をあらためて倉庫の性格に戻そう。本章および前項で得られた理解を以下に記すと、

1. 高宮遺跡の倉庫群の機能時期の上限は、8 世紀第 3 四半期に求められる。
2. 同時期に高宮廃寺においては、南面築地と南大門の造営がおこなわれていた可能性が高い。

となる。以上の 2 点から、高宮遺跡の倉庫群は、高宮廃寺の伽藍拡張時に造営された正倉であったといえる。郡衙等の地方支配機関の正倉であったとする考えもあり得るが、周辺に官衙的要素を持つ遺構が皆無であることからすると、その可能性はまず考えられない。

寺地内における正倉の位置を示す例としては、額田寺伽藍並条里図にみられる正倉の位置や、現存する東大寺正倉院、唐招提寺正倉、東寺正倉の位置などから、寺地の北側もしくは西北にあるものが多い。しかし高宮廃寺の正倉については、さきの検討から寺地外の南側に位置することになる。これは当寺の立地条件の問題に起因すると考えられる。高宮廃寺の寺地の北側、もしくは北西側は伽藍中枢部よりもさらに高くなっている。もしかりにここに正倉院を設けるならば、必然的に伽藍中枢部と同じ高さで平坦地を平坦地を確保したはずである。しかし現状の地形からはそのような状況は考えられず、正倉院をはじめとした高宮廃寺の寺院経営施設（政所院や大衆院など）は、寺域の南側におかれた可能性が考えられる。

以上のように高宮遺跡の倉庫群は遺跡は、8世紀第3四半期に、高宮廃寺の伽藍拡充に伴って造営されたものといえよう。

第3節 古墳時代

(1) 出土遺物からみた高宮遺跡古墳時代集落の消長

前章で各竪穴住居から出土した遺物についてふれたが、ここでは出土遺物の年代観からみた、各竪穴住居の機能時期について検討する。

5世紀前半 5世紀前半に機能していた竪穴住居としては、竪穴住居1～4・18・19・28・29の8棟があげられる。

竪穴住居1は291の須恵器甕がTK73型式であること、292・299・300などの土師器高杯の年代観(辻1999、以下土師器高杯の年代観はこれによる)から、この時期にあてる。

竪穴住居2は304の須恵器高杯がTK73～TK216型式にあたること、308・309の土師器高杯の年代観からこの時期にあてる。303の平底鉢は在来の土師器が有する様相を呈しているが、これは韓式系土器の定着し在来化した時期が、高宮遺跡ではこの頃になるということだろう。

竪穴住居3は311の須恵器甕が、TK73～TK216型式にあたることからこの時期にあてる。

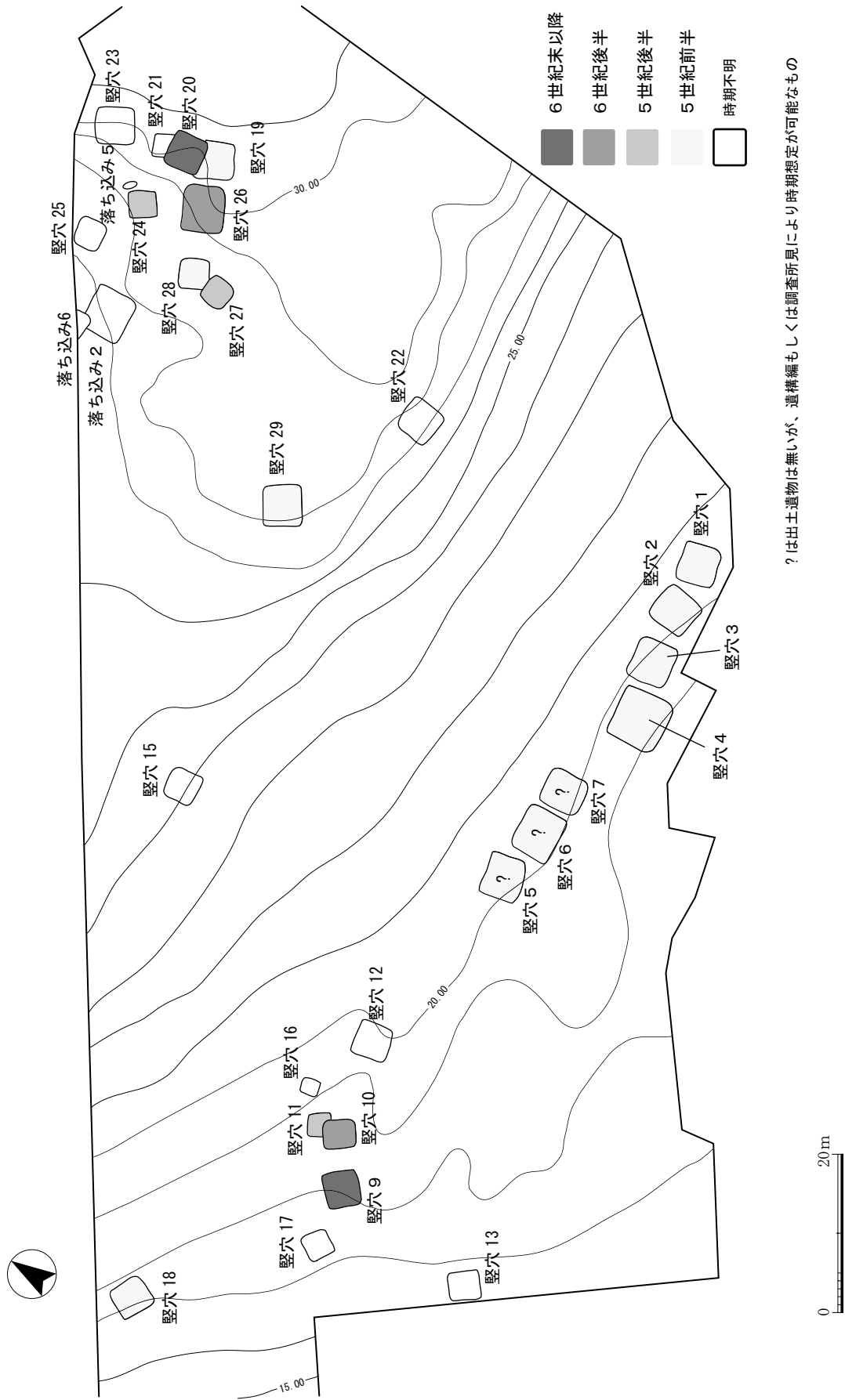
竪穴住居4は312の須恵器椀がTK73型式にあたること、316の土師器高杯が明確な稜を持つこと、319の韓式系土器長胴甕が縄蓆紋タタキの後に螺旋状沈線を施すことなど、出土遺物は5世紀中頃の様相を持つ。そのため竪穴住居4の機能時期は、この時期にあてられる。

竪穴住居18は337～340の高杯の年代観から、この時期にあてることができる。特に337・340の口縁部直下の突帯は、初期須恵器の器形と技法を模倣したもので、須恵器導入直後の生産と考えて差し支えない。

竪穴住居19については、344・348の土師器甕の年代観、346・349の韓式系土器からこの時期にあてる。

竪穴住居28は386・394の須恵器甕、392の須恵器椀がTK73型式にあたること、389・390の土師器小型壺の年代観、415の明確な稜を持つ土師器大型高杯の年代観からこの時期にあてる。とくに389の土師器小型壺は、その形状や製作技法から、さきの337・340と同様、初期須恵器の器形と技法を模倣したもので、須恵器導入直後の生産と考えられる。

竪穴住居29については、353の平底鉢の年代観からこの時期にあてることもできよう。ただし時期決定可能な遺物が、353の1点のみであること、竪穴住居2から出土している平底鉢303が、同時期のものと推定され、353と年代観が矛盾することから、竪穴住居29の機能時期をこの頃に確定するこ



?は出土遺物は無いが、遺構もしくは調査所見により時期想定が可能なもの

第 27 図 高宮遺跡における竪穴住居の消長

とはできない。

以上、5世紀前半に機能していたと考えられる竪穴住居を抽出したわけだが、竪穴住居29を除く他の住居については、この時期を下る資料がほとんど見当たらないため、同上の想定は一定程度の蓋然性を有しているものと思われる。

5世紀後半 5世紀後半に機能していた竪穴住居としては、竪穴住居11・24・27の3例があげられる。

竪穴住居11については、325の土師器高杯の年代観からこの時期にあてた。325は椀形高杯の杯部がやや浅くなり、口縁端部が内反するもので、5世紀後半もしくは5世紀末にみられる特徴を持つ。このため竪穴住居11の機能時期をこの頃にあてると、年代決定資料がわずか一点のみであるため、ここでは可能性を指摘するに留めておく。

竪穴住居24については、落ち込み5から出土している、417～421の土師器高杯の年代観からこの時期にあてると。落ち込み5は前章でも述べたとおり、竪穴住居24の北側に近接した溝状の遺構で、ここから出土した土器は、竪穴住居24の機能時に投棄されたものと考えられる。

竪穴住居27については、381の須恵器甕がTK73型式にあたること、376・378の土師器椀形高杯の年代観から考えれば、5世紀中頃まで遡る可能性もあるが、竪穴住居28に後出するという調査所見を鑑みてこの時期にあてると。なお竪穴住居28→竪穴住居27という順序を考えるならば、平底鉢303(竪穴住居28)→平底鉢382・383(竪穴住居27)という変化は、型式変化としては受け入れがたい。韓式系土器の平底鉢は、年代指標になりにくい側面があるかもしれない。

この時期以降6世紀後半までの間、高宮遺跡では竪穴住居の検出例は途絶える。

6世紀後半 前段階から百年近くの空白期を経て、6世紀後半に竪穴住居が再び現れる。6世紀後半に機能していた竪穴住居としては、竪穴住居10・26の2例があげられる。

竪穴住居10については、321の須恵器高杯が、TK43～TK209型式のものであることからこの時期にあてると。

竪穴住居26については、357・358の須恵器杯蓋・杯身が、ともにTK43型式のものであることからこの時期にあてた。ここから出土している韓式系土器の平底鉢は、初源期の型式的特点を持つ362と、在地化し土師器的様相を持つ359～361が入り混じっている。このことから、やはり平底鉢を年代指標とするには難しい側面があることが確認できよう。

6世紀末 6世紀末に機能していた竪穴住居としては、竪穴住居9・20があげられる。

竪穴住居9は322の須恵器杯身がTK10もしくはTK209型式にあたること、323の土師器高杯が6世紀末もしくは7世紀初頭にあたることから、この時期にあてると。

竪穴住居20は329の須恵器杯身がTK209～217型式にあたることから、この時期にあてると。

以上で検討した竪穴住居の機能時期を、配置図として表したのが第27図である。竪穴住居5～7については、『遺構編』で述べられている調査所見と、細片ばかりであるが、住居埋土出土資料を確認した限り、5世紀中頃と想定できると判断した。この第27図から以下のことがわかる。

1. 竪穴住居のほとんどが、5世紀中頃から後半にかけてのものであること。
2. 竪穴住居1～7および、18はT.P.+16m～21mの間のほぼ同じ等高線上に、地形に合わせた配置形態をとっていること。
3. 6世紀後半以降の竪穴住居は、遺跡の北側の高地と、南側の低地にそれぞれ複数棟かたまってみられるのみで、前段階ほどの集住度合いには達しないこと。

以上のことが、図を一見して判断できることであるが、その他に T.P.+21 m～23 mの間には、まったく竪穴住居がみられないという状況も指摘できる。この範囲は、奈良時代の倉庫や掘立柱建物が集中して建てられた箇所にあたる。したがって奈良時代の造成に伴って、この範囲に展開していた竪穴住居は削平された可能性を考えるべきであろう。

(2) 同時期の周辺遺跡との関係

高宮遺跡における古墳時代集落の画期は、5世紀中頃から5世紀末頃、もしくは6世紀初頭であることがあきらかになった。ではこの時期の周辺遺跡はどのような様相を呈しているのだろうか。以下に個別事例をあげて検討する。

まず筆頭格としてあげられるのは葦屋北・讃良郡条里遺跡である。葦屋北・讃良郡条里遺跡は、高宮遺跡の南西の平野部に位置する集落遺跡で、5世紀の中頃から6世紀の後半までの長期間にわたって存続した。同遺跡からは鉄製馬具、馬骨、韓式系土器といった渡来系要素の強い遺物が多量に出土しており、『日本書紀』に記される「河内馬飼」の本拠地と推定されてもあながち嘘とは言い切れない。ただし同遺跡は5世紀中頃の段階では、住居はまだ散在していた状況で、高宮遺跡のような集住状況をうかがうことはできない。いっぽう清滝街道沿いに位置する、中野・奈良井遺跡でも、葦屋北・讃良郡条里遺跡と同様、渡来系の馬飼集落に比定できるだけの出土遺物がみられるが、同遺跡の集落は5世紀末もしくは6世紀初頭以降に形成されたもので、高宮遺跡や葦屋・讃良郡条里遺跡よりは後出する。

以上のことから考えると、北河内中部の渡来系遺物を出土する集落遺跡は、丘陵上の高宮遺跡がその嚆矢ととらえることができ、葦屋・讃良郡条里遺跡、中野・奈良井遺跡の集落は、高宮遺跡に続くものと考えられる。ただし本報告でもあきらかなとおり、高宮遺跡では5世紀末から6世紀中頃までの間に、集落存続の断絶期がみられ、その反面同じ時期に、葦屋・讃良郡条里遺跡、中野・奈良井遺跡の集落が最盛期を迎えている。このことは、北河内中部の古墳時代集落の消長を考えるうえできわめて示唆的な事実である。ただし以上のような集落間の消長については、本書では各集落についての実証的検証が不行き届きであるため、後学に譲ることにしたい。

集落間の消長については、以上のように後学に棚上げしてしまったが、最後に当地における古墳時代集落と、首長古墳との関係について、調査成果をふまえた若干の歴史的見通しを述べておきたい。

北河内中部には、古墳時代中期に木間池1・2号墳、墓堂古墳といった前方後円墳が立地する。木間池1・2号墳は、清滝街道沿いに位置する前方後円墳で、近年の発掘調査によりその存在があきらかになった。いずれも5世紀後半の古墳で、その立地から中野・奈良井遺跡の古墳時代集落を率いた首長層が被葬者として考えられる。いっぽう墓堂古墳は、讃良川左岸に位置する前方後円墳で、墳形・内部主体については不明な点が多いが、出土埴輪から6世紀初頭の前方後円墳であると考えられる(西本2009)。讃良川左岸に位置することから、時期的にはやや隔たりがあるが、高宮遺跡の古墳時代集落を率いた首長層をその被葬者として想定しておきたい。

このように考えると、清滝街道沿いの古墳時代集落(中野・奈良井遺跡)も、寝屋川・讃良川中流の丘陵上集落(高宮遺跡)も、いずれも前方後円墳の築造を担った集落であったといえる。このことから、当地域における各々の古墳時代集落が、ヤマト政権と緊密な関係にあったことがわかる。継体天皇擁立に直接的な役割を演じた、河内の馬飼首荒籠(『日本書紀』継体元年条)の属した集団の居住地が、この北河内中部にあったと想定することも、不自然な解釈ではないのである。

以上のように、北河内中部の古墳時代集落が、5世紀以降のヤマト政権と緊密な関係を有していたこ

とが、当地の古墳時代集落や前方後円墳の立地からうかがい知ることができた。

実はこのことは、大和朝廷成立以降の7世紀段階でも確認できるのである。清滝街道沿いに立地した、中野・奈良井遺跡の中には、7世紀の前半段階で正法寺（跡）という、初期寺院が建立される。いっぽう寝屋川・讃良川沿いの高宮遺跡内では、高宮廃寺が正法寺とほぼ同時期に創建される。初期寺院の造営も、前方後円墳の造営と同様、中央政権の厳格な規制を受けるもので、狭い地域のなかで複数の初期寺院が確認できるということは、7世紀においても前代と同様、大和政権と密接なつながりを持つ集団が、この地域に居っていたことの証となる。この2寺はいずれも創建軒瓦に古新羅系の単弁軒丸瓦を使用しており、両寺の造瓦系譜が同一線上にあることを強くうかがわせる（奥村 2008）。都出比呂志はかつて京都府の乙訓地域で、地域のグループ内でみられる首長墓の系譜が、7世紀の初期寺院建立につながると指摘した（都出 1988）。この指摘はグループの単位が若干異なるものの、北河内中部でも適用できるのである。すなわち、高宮遺跡にみられる寝屋川・讃良川流域の古墳時代集落に端を発する集団は、6世紀に至り前方後円墳を築造し、さらに7世紀の前半段階に初期寺院＝高宮廃寺を建立した。また清滝街道沿いの中野・奈良井遺跡の集団も、6世紀に至り前方後円墳を築造し、初期寺院＝正法寺（跡）を建立した。

このように、各遺跡間の居住者の血縁的連続性については考古資料から実証することができないものの、北河内中部においては、古墳時代集落・前方後円墳・初期寺院が連続的に確認できるのである。

以上のように、当地域の発掘調査成果は、わが国の国家形成史において、きわめて重要な情報を有しているといえよう。

第4節 縄文・弥生時代

高宮遺跡では調査地の西側斜面で、縄文時代の土器が出土している。さらに西側の斜面を降りた調査地外には、今回報告した流路が広がっており、縄文時代前期末の大歳山式の深鉢が出土している（センター 2004b）。同じ地点からは縄文時代中期の船元式の深鉢も出土している（日野 2007）。

またさらに西側の平野部（讃良郡条里遺跡の東端）では、縄文時代中期の一乗寺南下層式・北白川下層Ⅱ・Ⅲ式の鉢（センター 2004a）や、縄文時代前期末にあたる北白川C式の深鉢が集中して出土している（センター 2008）。このように今回報告した資料もあわせて、高宮遺跡の西端斜面から平野部にかけては、縄文時代前期末から前期末までの土器が集中して出土している。これらの資料の多くは、おそらく高宮遺跡の西端から流れる、流路によってもたらされたものと考えられ、集落の本体は高宮遺跡の丘陵上に位置していたと考えられる。

弥生時代の遺構・遺物の出土傾向も同様で、今回報告した方形周溝墓2基は、高宮遺跡西端の斜面地に位置する。斜面地を降りた平野部の小路遺跡では、庄内期の前方後方形周溝墓が検出されており（センター 2004）、当遺跡の西側から平野部にかけては、弥生時代後期から弥生時代終末期の庄内期にかけて、墓域が広がっていたといえる。

【註】

- (1) 掘立柱建物 18 は航空測量図を確認した限り、建物として成立しない可能性が高いことをことわっておく。
- (2) 他の遺構でもみられたことだが、『遺構編』では瓦器碗を黒色土器と誤認して報告しているようである。
- (3) 側柱に用いれば、凹みの部分に水がたまり柱が根腐れをおこすためである。

- (4) 例えば棚橋光男の解釈がこれにあたる(棚橋 1984)。
- (5) なお筆者(奥村)はかつて、137・138・169の軒平瓦の年代を8世紀第4四半期に求めたことがあるが(奥村 2008)、この年代観は今回のものに修正する必要があることをことわっておく。

【参考文献】

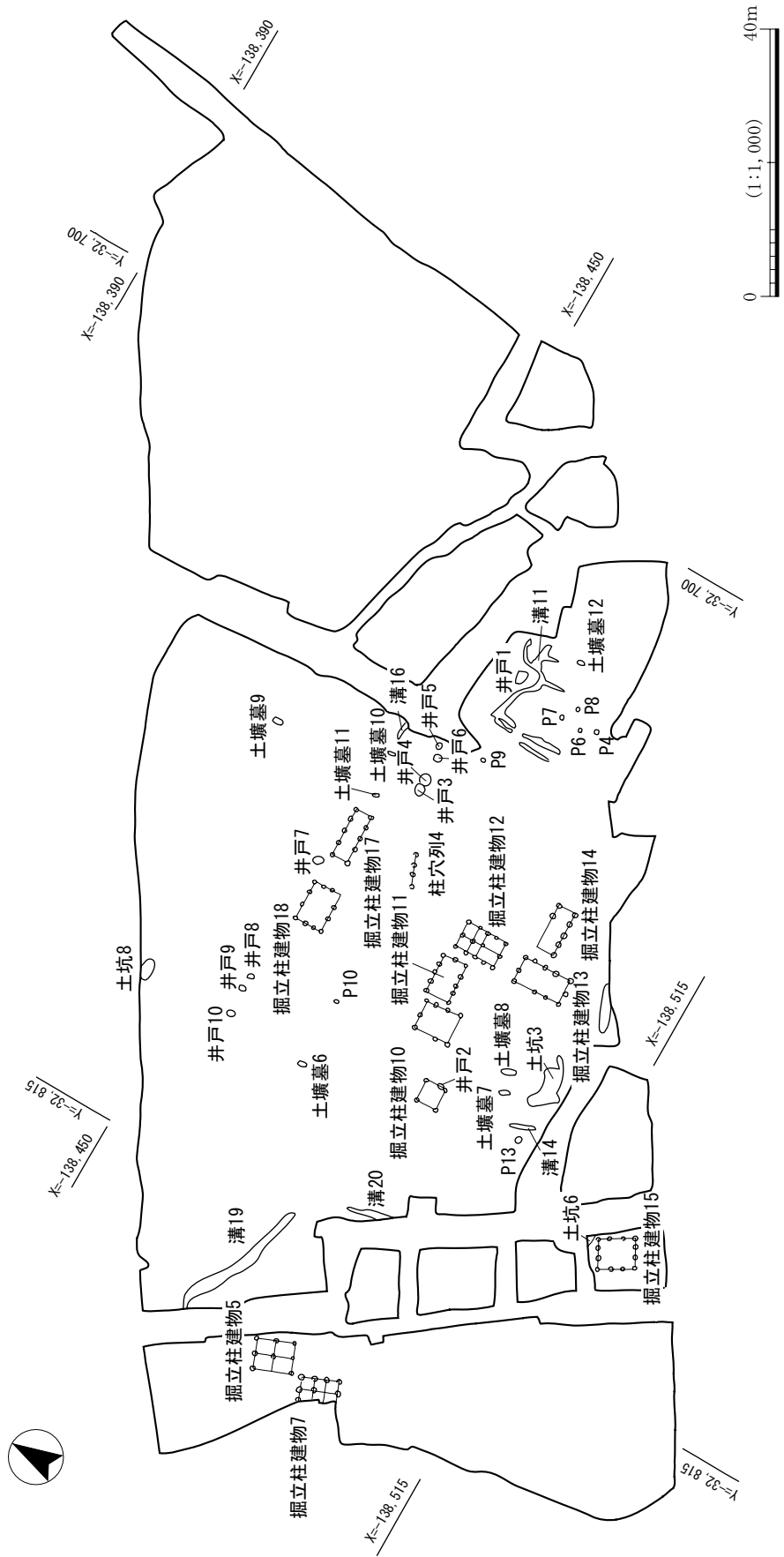
- 奥村茂輝 2007 「讃良郡条里遺跡出土の鉄器について」『大阪文化財研究』第32号 財団法人大阪府文化財センター
- 奥村茂輝 2008 「北河内における初期寺院と馬飼集落」和田晴吾先生還暦記念論集刊行会編『吾々の考古学』同論集刊行会
- 財団法人大阪府文化財センター 2004a 『讃良郡条里遺跡(その1)』(財)大阪府文化財センター調査報告書第109集
- 財団法人大阪府文化財センター 2004b 『高宮遺跡(その2)』(財)大阪府文化財センター調査報告書第112集
- 財団法人大阪府文化財センター 2004c 『小路遺跡(その3)』(財)大阪府文化財センター調査報告書第113集
- 財団法人大阪府文化財センター 2008 『讃良郡条里遺跡VI』(財)大阪府文化財センター調査報告書第173集
- 澁澤敬三・神奈川大学日本常民文化研究所編 1984 『新版 絵巻物による日本常民生活絵引』第三巻 平凡社
- 棚橋光男 1984 「中世国家の成立」歴史学研究会・日本史研究会編集『講座日本史』3 中世1 東京大学出版会
- 辻美紀 1999 「古墳時代中・後期の土師器に関する一考察」『国家形成期の考古学』—大阪大学考古学研究室10周年記念論集— 大阪大学考古学研究室
- 都出比呂志 1988 「古墳時代首長系譜の継続と断絶」『待兼山論叢』第22号 大阪大学文学部
- 西本和哉 2009 「生駒山西麓地域における古墳時代中期の古墳群形成の特質」『考古学研究』第55巻第4号 考古学研究会
- 日野祥子 2007 「高宮遺跡の船元式土器」『大阪文化財研究』第31号 財団法人大阪府文化財センター
- 福岡市教育委員会 1986 『吉武遺跡群』I 福岡市埋蔵文化財調査報告書 第127集
- 山本信夫 1995 「貿易陶磁器(中世前期の貿易陶磁器)」中世土器研究会編『概説 中世の土器・陶磁器』真陽社
- 横田賢次郎・森田勉 1978 「大宰府出土の輸入中国陶磁器について」『九州歴史資料館研究論集』4 九州歴史資料館

表1 本書の遺構掲載頁と、『遺構編』の掲載頁対応表①

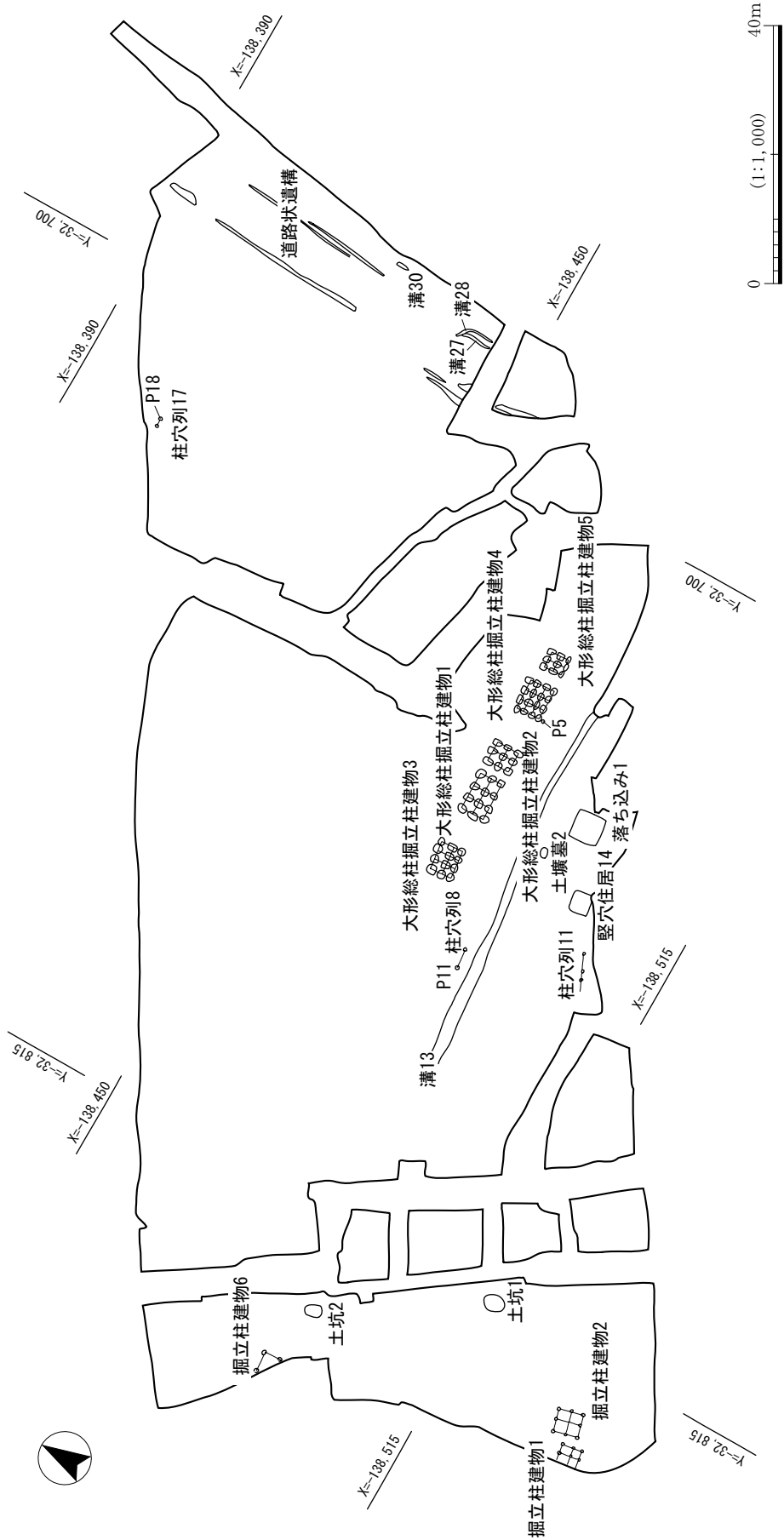
時代	遺構名	遺物編		遺構編	
		挿図番号	頁	挿図番号	頁
中世	掘立柱建物5	第3・28図	7・54	第14図	22
	掘立柱建物7	第3・28図	7・54	第14図	22
	掘立柱建物10	第3・28図	7・54	第41図	55
	掘立柱建物11	第3・28図	7・54	第17・47図	29・30・59
	掘立柱建物12	第3・28図	7・54	第17・48図	29・30・60
	掘立柱建物14	—	—	第17図	29・30
	掘立柱建物15	第3・28図	7・54	第59図	68
	掘立柱建物17	第3・28図	7・54	第68・71図	78・81
	掘立柱建物18	第3・28図	7・54	第68図	78
	井戸1	第3・4・28図	7・9・54	第16図	27・28
	井戸2	第3・28図	7・54	第41・44図	55・56
	井戸3	第5・23・28図	11・39・54	第16・61図	27・28・70
	井戸4	第4・5・28図	9・11・54	第16・61図	27・28・70
	井戸5	第5・28図	11・54	第16図	27・28
	井戸6	第5・28図	11・54	第16図	27・28
	井戸7	第5・28図	11・54	第68・69図	78・79
	井戸8	第5・28図	11・54	第68・73図	78・83
	井戸9	第5・28図	11・54	第68・74図	78・83
	井戸10	第5・28図	11・54	第68・75図	78・83
	柱穴列4	第6・28図	13・54	第17図	29・30
	土壙墓6	第6・28図	13・54	第42・45図	55・57
	土壙墓7	第6・28図	13・54	第41図	55
	土壙墓9	第6・28図	13・54	第64・65図	74・75
	土壙墓10	第6・28図	13・54	第68・70図	78・80
	土壙墓12	第6・7・8・28図	13・15・54	—	—
	土坑3	第6・28図	13・54	第41図	55
	土坑6	第6・28図	13・54	第59・60図	68・69
	土坑8	第6・28図	13・54	第67図	77
	溝11	第9・28図	17・54	第16図	27・28
	溝14	第9・28図	17・54	第41・55図	55・66
	溝16	第9・28図	17・54	第17図	29・30
	溝17	第10・28図	19・54	第16図	27・28
	溝19	第9・28図	17・54	第72図	82
	溝20	第9・28図	17・54	第72図	82
	ピットP4	第9・28図	17・54	第16図	27・28
	ピットP6	第9・28図	17・54	第16図	27・28
	ピットP7	第9・28図	17・54	第16図	27・28
	ピットP8	第9・28図	17・54	第16図	27・28
	ピットP9	第9・28図	17・54	第16図	27・28
	ピットP10	第9・28図	17・54	第16・43図	27・28・56
ピットP13	第9・16・28図	17・29・54	第41・56図	55・66	
古代	大形総柱掘立柱建物1	第10・29図	19・55	第17・29図	29・30・45
	大形総柱掘立柱建物2	第10・29図	19・55	第17・30図	29・30・46
	大形総柱掘立柱建物5	第10・29図	19・55	第17・20図	29・30・34
	掘立柱建物1	第10・29図	19・55	第5図	13
	掘立柱建物2	第10・29図	19・55	第5図	13
	掘立柱建物6	第10・29図	19・55	第14図	22
	竪穴住居14	第10・29図	19・55	第17・62図	29・30・72
	溝27	第10・29図	19・55	第87図	98
	溝28	第10・29図	19・55	第87図	98
	溝30	第10・29図	19・55	第87図	98
	柱穴列11	第10・29図	19・55	第17図	29・30
	ピット11	第11・29図	21・55	第17図	29・30
	土坑2	第11・29図	21・55	第14図	22
	ピットP18	第11・29図	21・55	第84・92図	95・102
	落ち込み1	第11・12・29図	21・23・55	第17・63図	29・30・72
	土坑1	第13・29図	24・55	第12図	19
	ピットP5	第14・29図	25・55	第16図	27・28
	土壙墓2	第21・29図	37・55	第17・32～34図	29・30・48～50

表2 本書の遺構掲載頁と、『遺構編』の掲載頁対応表②

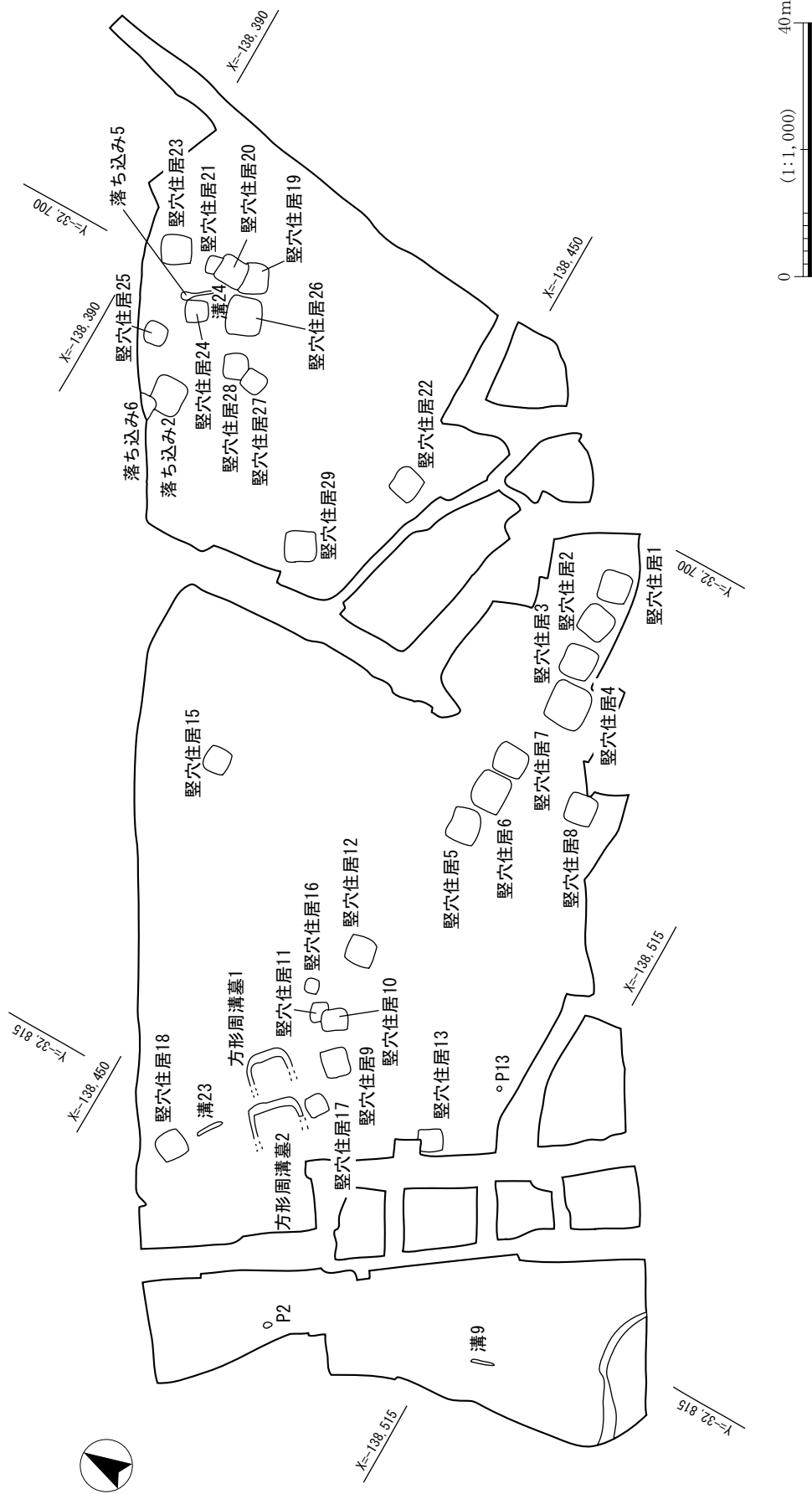
時代	遺構名	遺物編		遺構編	
		挿図番号	頁	挿図番号	頁
古墳	竪穴住居1	第15・30図	27・56	第18・21図	31・32・35
	竪穴住居2	第15・23・30図	27・39・56	第18・22～24図	31・32・37～39
	竪穴住居3	第15・30図	27・56	第18・23図	31・32・38
	竪穴住居4	第16・30図	29・56	第18・25～28図	31・32・41～43
	竪穴住居8	第16・30図	29・56	第18・39・40図	31・32・54
	竪穴住居9	第16・30図	29・56	第42・51図	55・62
	竪穴住居10	第16・30図	29・56	第42・52図	55・63
	竪穴住居11	第16・30図	29・56	第42・53図	55・63
	竪穴住居12	第16・30図	29・56	第42・54図	55・64
	竪穴住居15	第16・30図	29・56	第64図	74
	竪穴住居16	第16・30図	29・56	第68・76・77図	78・84
	竪穴住居17	第16・30図	29・56	第72・78図	82・85
	竪穴住居18	第17・30図	31・56	第72・79～81図	82・87～89
	竪穴住居19	第17・30図	31・56	第82・84・85図	93・95・96
	竪穴住居20	第16・30図	29・56	第82・84・86図	93・95・97
	竪穴住居22	第17・30図	31・56	第87・88図	98・99
	竪穴住居24	第16・30図	29・56	第84・94図	95・104
	竪穴住居25	第17・30図	31・56	第84・96図	95・105
	竪穴住居26	第18・23・30図	32・39・56	第84・97図	95・106
	竪穴住居27	第19・30図	33・56	第84・98・99図	95・107・108
	竪穴住居28	第20・30図	35・56	第84・98・100図	95・107・109
	竪穴住居29	第17・30図	31・56	第101図	110
	ピットP13	第9・16・30図	17・29・56	第41・56図	55・66
	落ち込み5	第21・30図	37・56	第84・95図	95・104
	落ち込み6	第21・30図	37・56	第84図	95
	溝2	第21図	37	第7・10図	15・17
	溝8	第21図	37	第10図	17
	溝9	第21・30図	37・56	第10図	17
	溝23	第21・22・30図	37・39・56	第72図	82
	溝34	第21・30図	37・56	第84図	95
	井戸3	第5・23・28図	11・39・54	第16・61図	27・28・70
	縄文・弥生	方形周溝墓1	第24・30図	41・56	第72図
方形周溝墓2		第24・30図	41・56	第72図	82
B7区整地土		第24図	41	第59図	68
A区下段流路		第24・30図	41・56	第8図	15
ピットP2		第24・30図	41・56	第14・15図	22・23



第28図 高宮遺跡遺構配置図(中世)



第 29 図 高宮遺跡遺構配置図 (古代)



第30図 高宮遺跡遺構配置図 (古墳・弥生・縄文時代)

第5章 調査の方法

以下の方法については、太秦遺跡 08－1、高宮遺跡 07－1・08－1、讃良郡条里遺跡 06－1・08－1 の各調査に共通するため冒頭で記しておく。

以下に報告する調査のうち、讃良郡条里遺跡 08－1 においては、地表面にアスファルトが残っていたため、アスファルトを撤去した後、直下の盛土・近現代の水田耕作土を重機によって掘削した。高宮遺跡 07－1・08－1、太秦遺跡 08－1 については、地表面が最近までの畠や竹林であったため、畠作や竹林造成に伴う耕作土・造成土を重機によって掘削した。その後、遺物包含層の人力掘削、遺構面の精査により遺構を検出した。

遺物の取り上げ、遺構図面の作成、写真撮影等の作業については、当センターが 2003 年に作成した『遺跡調査マニュアル【暫定版】』に準拠しておこなった。

また遺物の取り上げや、写真撮影にあたっては、センター共通の地区割りを適用した（第 31 図）。地区割りは、国土座標軸（第 VI 座標系）を基準とし、I～VI の大小 6 段階の区画を設定したもので、大阪府内全域に共通する地区割りである。第 I 区画は大阪府の南西端 $X = -192,000 \text{ m}$ ・ $Y = -88,000 \text{ m}$ を起点に、府域を南北 15（A～O）、東西 9（0～8）区画に分割したもので、1 区画は南北 6 km、東西 8 km となる。第 II 区画は第 I 区画を東西、南北各 4 分割の、計 16 区画（1～16）に分けたもので、一区画は縦 1.5 km、横 2.0 km となる。第 III 区画は第 II 区画を東西 20（1～20）分割、南北 15（A～O）分割する一辺 100 m の区画である。第 IV 区画は第 III 区画をさらに東西、南北ともに 10（東西 1～10、南北 a～j）分割した一辺 10 m の区画である。なお今回の調査対象地は第 I 区画が I 6、第 II 区画が 16 にあたる。

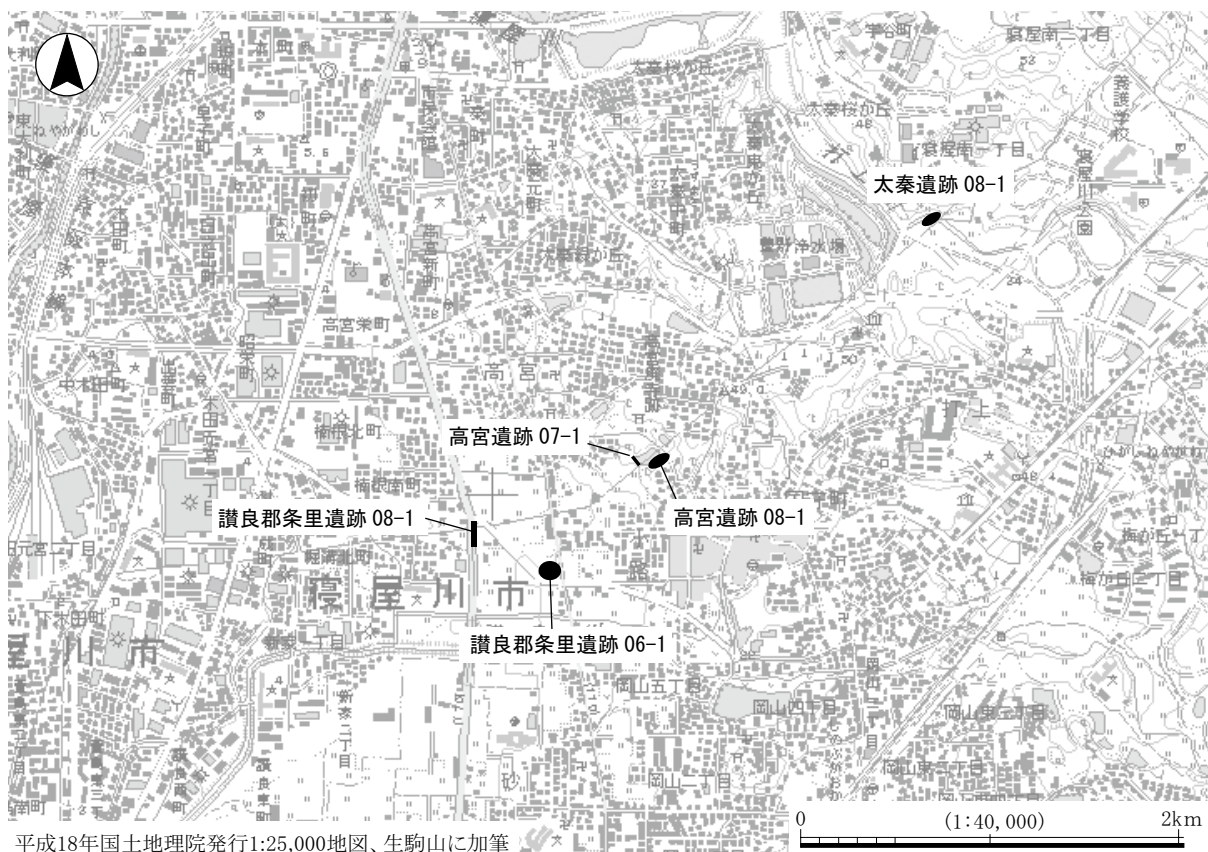
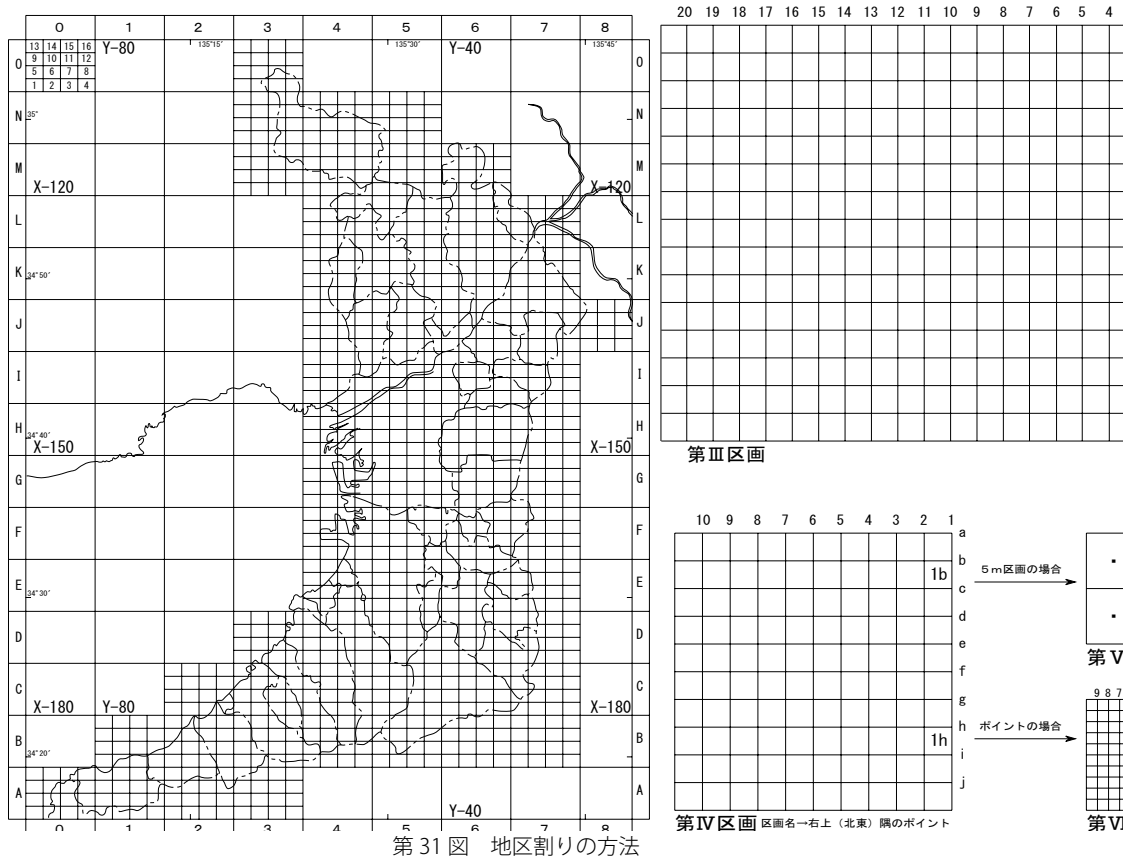
調査中は遺構や土層断面の写真撮影および、断面・平面の図化作業を随時おこなった。個別の遺構や土層の断面図などは、基準線を割り付けて測量・図化をおこなった。

調査時におこなった測量は、世界測地系に準拠する平面直角座標系第 VI 系を基準としており、水準については、東京湾平均海水面（T.P.）を基準としている。また高宮遺跡 08－1 では、遺構面の測量に、ヘリコプターを使用した空中写真測量を調査範囲全域にわたり一度実施している。

第6章 太秦遺跡 08－1

第1節 調査に至る経過と経緯

太秦遺跡 08－1 の調査地は、大阪府寝屋川市打上に所在する（第 32・33 図）。当調査地の周辺では、第二京阪道路（大阪北道路）建設に伴い、平成 13 年度から 15 年度にわたり、太秦遺跡・太秦古墳群の本調査を実施している。その結果、弥生時代中期から古代に至る各時期の遺構が検出され、弥生時代以降の土地利用や古環境の変遷過程があきらかになってきた。主な成果としては、弥生時代中期の竪穴住居・周溝墓、古墳時代中期の古墳群、古墳時代後期の竪穴住居、古代の掘立柱建物・竪穴住居などがあげられる。今回の発掘調査は、第二京阪道路（大阪北道路）の建設工事の一環で、トンネル東側出口



の擁壁の造成に伴う工事箇所について実施したものである。

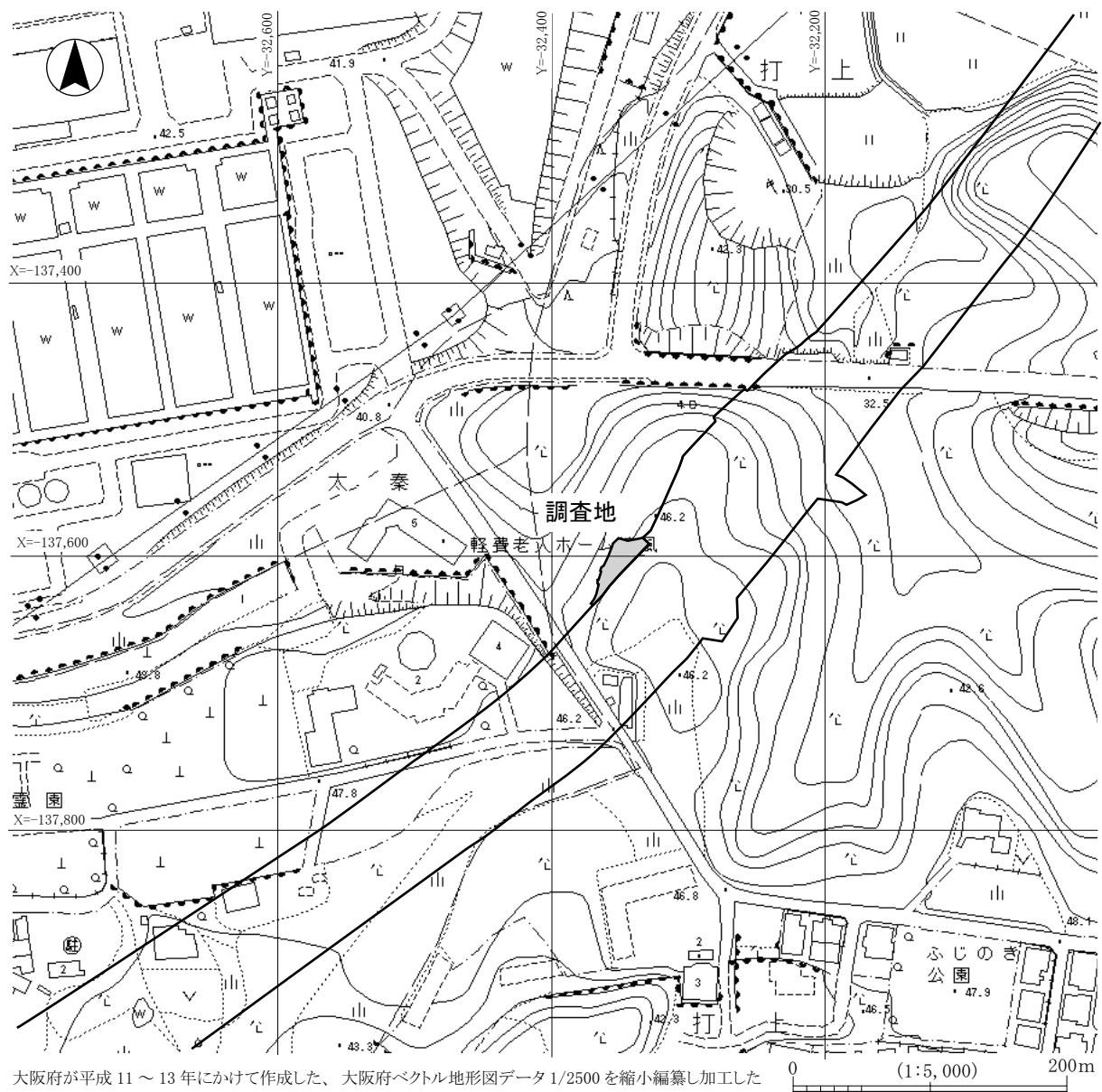
当センターは、国土交通省近畿地方整備局浪速国道事務所より委託を受け、大阪府教育委員会文化財保護課の指導の下、平成 20 年 10 月 14 日から平成 20 年 12 月 26 日にかけて発掘調査を実施した。調査面積は 730 m²である。

第 2 節 基本層序

太秦遺跡 08 - 1 調査地の西側には開析谷が広がっている。調査地の大部分は、近世以降の畝耕作、もしくは竹藪造成に伴い、近世以前の地表面は削平を受けていた。そのため確認できた地層は、遺構内の埋土を除くと、自然堆積層と近世以降の造成土、表土であった。

以下に表土を除いた基本層序を記す（第 34 図）。

第 1 層 近世以降の造成土と想定される。褐色のシルトもしくは細砂で構成される。遺物は包含しない。1～6 の地層がこれにあたる。



大阪府が平成 11～13 年にかけて作成した、大阪府ベクトル地形図データ 1/2500 を縮小編集し加工した

第 33 図 太秦遺跡 08 - 1 調査地位置図

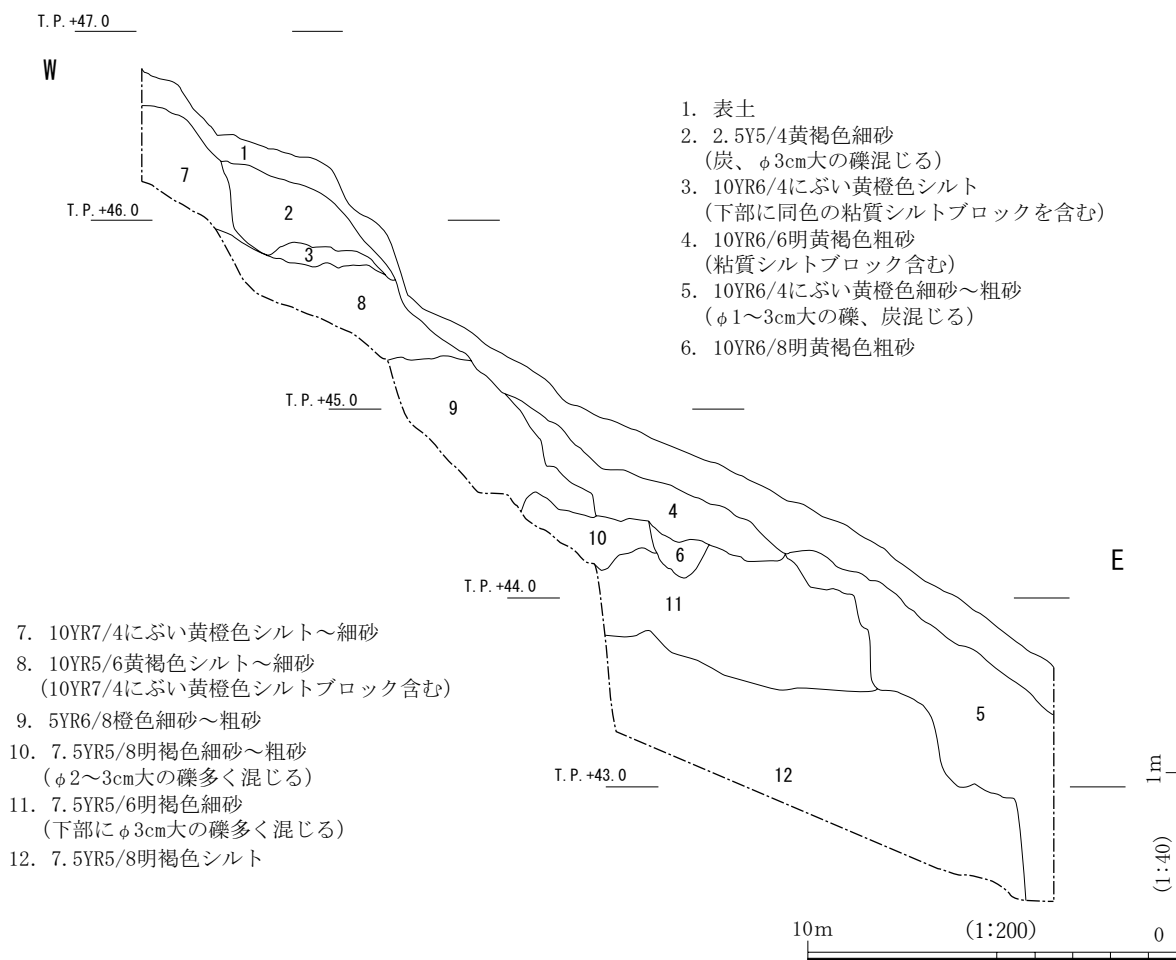
第2層 周辺の調査成果から鑑みれば、弥生時代以前の自然堆積層と想定される。黄橙色のシルトもしくは褐色の細砂を中心に構成され、直径3cm程度の砂礫が混入する箇所もある。出土遺物はない。7～12の地層がこれにあたる。

第3節 調査成果

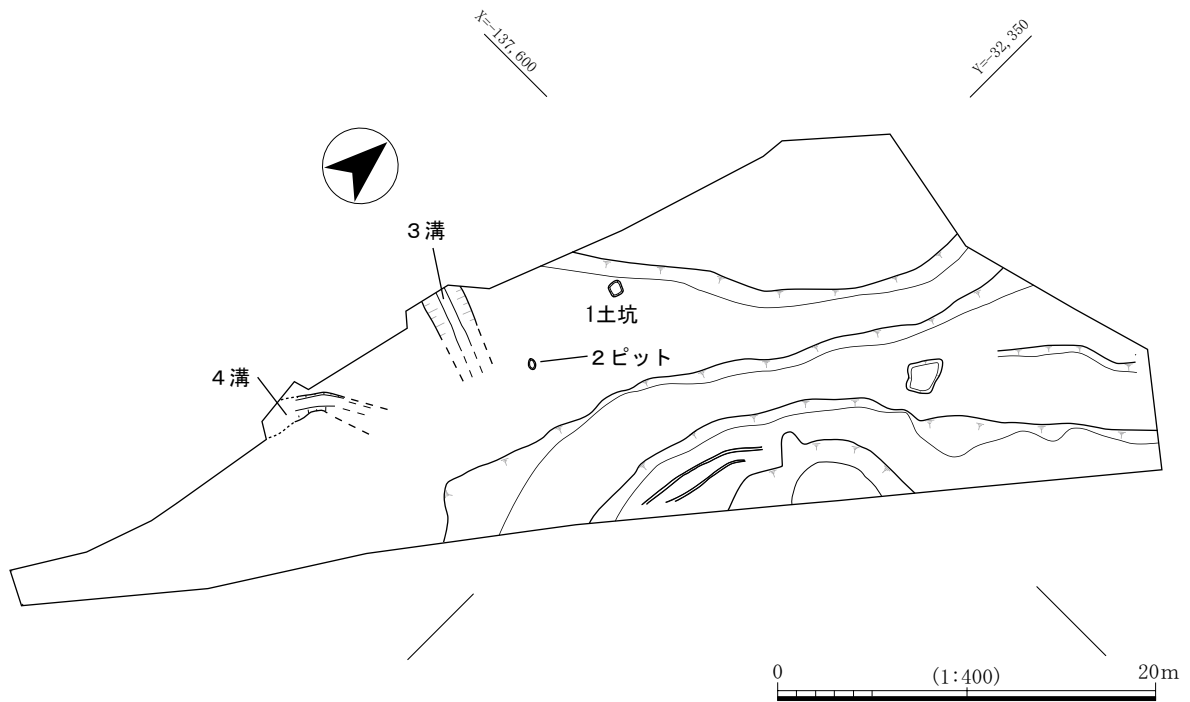
太秦遺跡 08-1の調査地は、平成13・17年度におこなわれた太秦 01-1・05-3調査区の北側に隣接しており、古墳の周溝が検出される可能性が考えられた。しかし前述したとおり、近世以降の造成で斜面地は削平されており、今回の調査区で遺構面が残存していたのは、西端の幅約0.5～1.0mの範囲のみであった。

調査の結果、調査地の西端部分でピット、土坑、溝を検出した(第35図)。3溝は東西方向に伸び、幅約2.0m、深さ約1.0mで断面形は逆三角形を呈す。埋土は上部が黒褐色を呈するシルト、下部が黄褐色を呈するシルトである。4溝は平面形がやや弧状を呈する溝で、幅約1.2m、深さ約0.3mである。埋土は黄褐色を呈するシルトで、粗砂が多く混入している。基本層序でいうところの第2層が混入しているのであろう。いずれの遺構からも出土遺物がないため、時期やその性格については不明である。

今回検出した3溝と4溝は、どちらも出土遺物がないため、時期・性格を確定することはできないが、周辺で検出されている古墳の周溝にあたる可能性も考えられる。



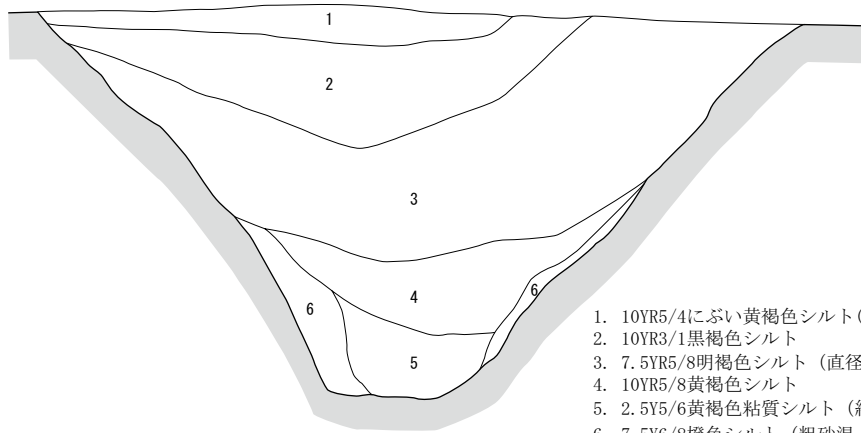
第34図 太秦遺跡 08-1 基本層序



T. P. +45.8
S

3溝

N

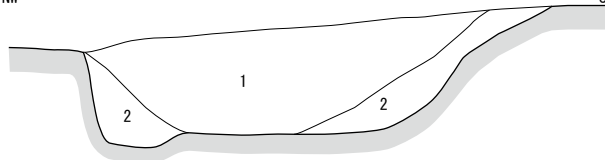


1. 10YR5/4にぶい黄褐色シルト(細砂混)
2. 10YR3/1黒褐色シルト
3. 7.5YR5/8明褐色シルト(直径1~2cm大の礫少量混じる)
4. 10YR5/8黄褐色シルト
5. 2.5Y5/6黄褐色粘質シルト(細砂~粗砂混)
6. 7.5Y6/8橙色シルト(粗砂混、鉄分沈着)

T. P. +45.8
NW

4溝

SE



1. 2.5Y5/4黄褐色シルト(炭・下層の粘土ブロック混じる)
2. 10YR5/6黄褐色シルト(粗砂混)

0 1m
(1:20)

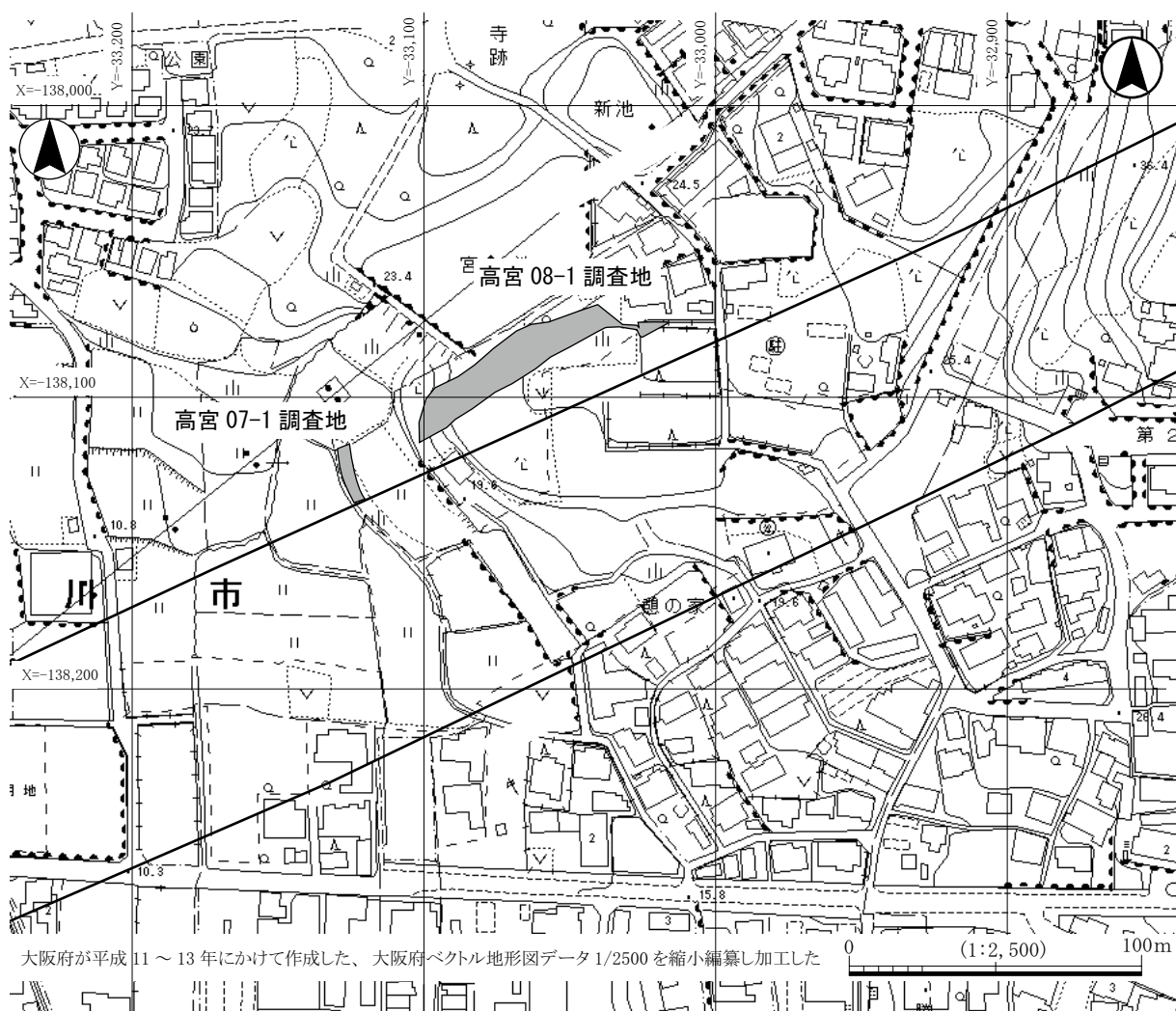
第35図 太秦遺跡08-1全体平面図・遺構断面図

第7章 高宮遺跡 07 - 1

第1節 調査に至る経過と経緯

高宮遺跡 07 - 1 の調査地は、大阪府寝屋川市高宮地内に所在する（第 32・36 図）。当調査地の周辺では、第二京阪道路（大阪北道路）建設に伴い、平成 13・14 年度における小路遺跡（高宮地区）、高宮遺跡（その 2・その 3）の発掘調査ほかが実施されている。その結果、旧石器時代から中世に至る各時期の遺構・遺物が発見され、旧石器時代以降の土地利用や古環境の変遷過程があきらかになった。主な成果としては、旧石器時代～縄文時代早期に属する石器集中部、縄文時代後期および弥生時代中期の墓、古墳時代中期の竪穴建物群、古代（奈良時代主体）の大形総柱建物（倉庫群）を含む掘立柱建物群や墓、中世の礎石建物や墓などがあげられる。

本調査は第二京阪道路（大阪北道路）の建設工事の一環で、第二京阪道路に取り付く坂路が造成される箇所において実施したものである。工事にさきだって、当センターは、国土交通省近畿地方整備局浪速国道事務所より委託を受け、大阪府教育委員会文化財保護課の指導の下、平成 20 年 5 月 13 日から



第 36 図 高宮遺跡 07 - 1・08 - 1 調査地位置図

平成 20 年 5 月 27 日にかけて発掘調査を実施した。調査面積は 129.7 m²である。

第 2 節 基本層序

基本層序は大きく以下の 3 層に分かれる (第 37 図)。

第 1 層 近世以降の耕作土。主として灰色もしくは橙色の細砂で構成される。第 2 層を攪拌しているため、層中には 8 世紀から近代までの遺物を包含する。ただし出土遺物の全てが細片であった。1～5 の地層がこれにあたる。

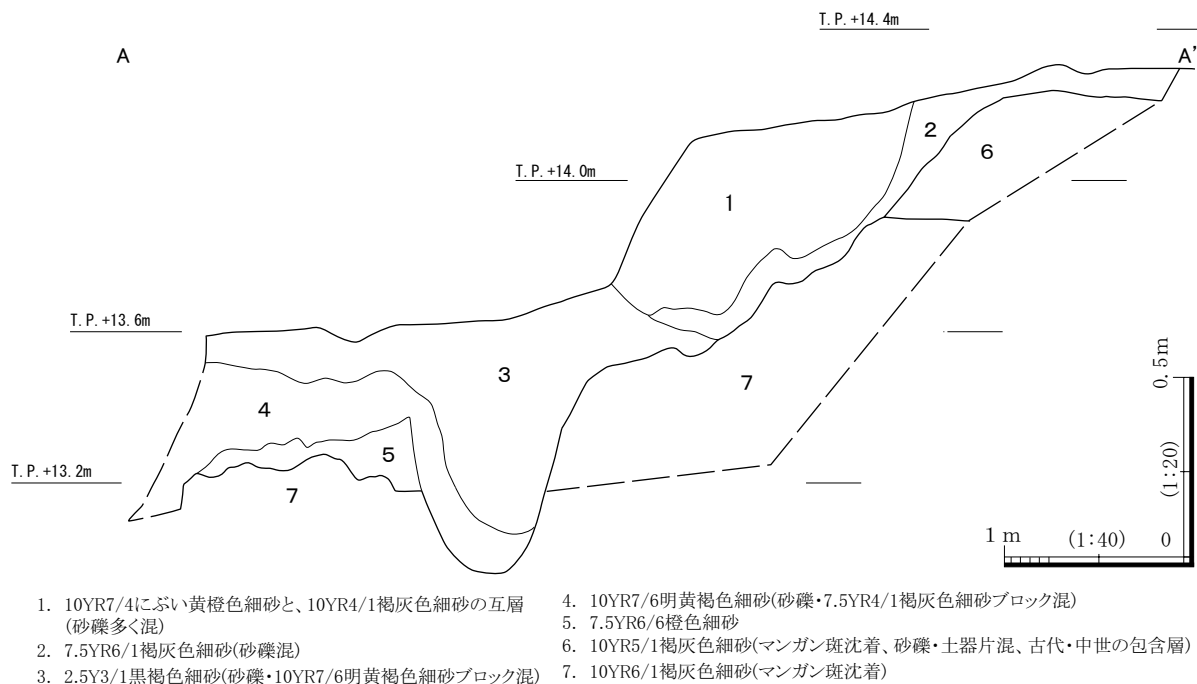
第 2 層 奈良時代から中世までの遺物包含層。主として褐色の細砂で構成され、炭化物が混じる。8 世紀の遺物を多く包含し、瓦器や土師器皿などの細片も混じる。第 2 層はもともと、緩やかに西へ低く傾斜していたと想定されるが、第 1 層形成時に削平を受けたため、法面にしか残存していなかった。6 の地層がこれにあたる。

第 3 層 古代以前の自然堆積層。主として褐灰色の細砂で構成される。遺物は包含しない。第 3 層も第 2 層同様、もともとは西へ低く傾斜していたが、第 1 層形成時に削平を受けたため、さほど残存していない。7 の地層がこれにあたる。

第 3 節 調査成果

今回の調査区は、平成 16 年度に隣接地で調査がおこなわれた地区の続き部分にあたり、16 年度の調査では古代の道路側溝と推定される遺構が検出されている。

今回の調査では、上述の道路側溝の北側延長部が検出される可能性があった。発掘調査の結果、古墳時代～平安時代の遺物を包含する地層を部分的に確認することができ、一定量の土師器・須恵器など当該期の遺物類を採取することができた。一方、人為的な遺構に関しては、慎重に精査を繰り返したにも



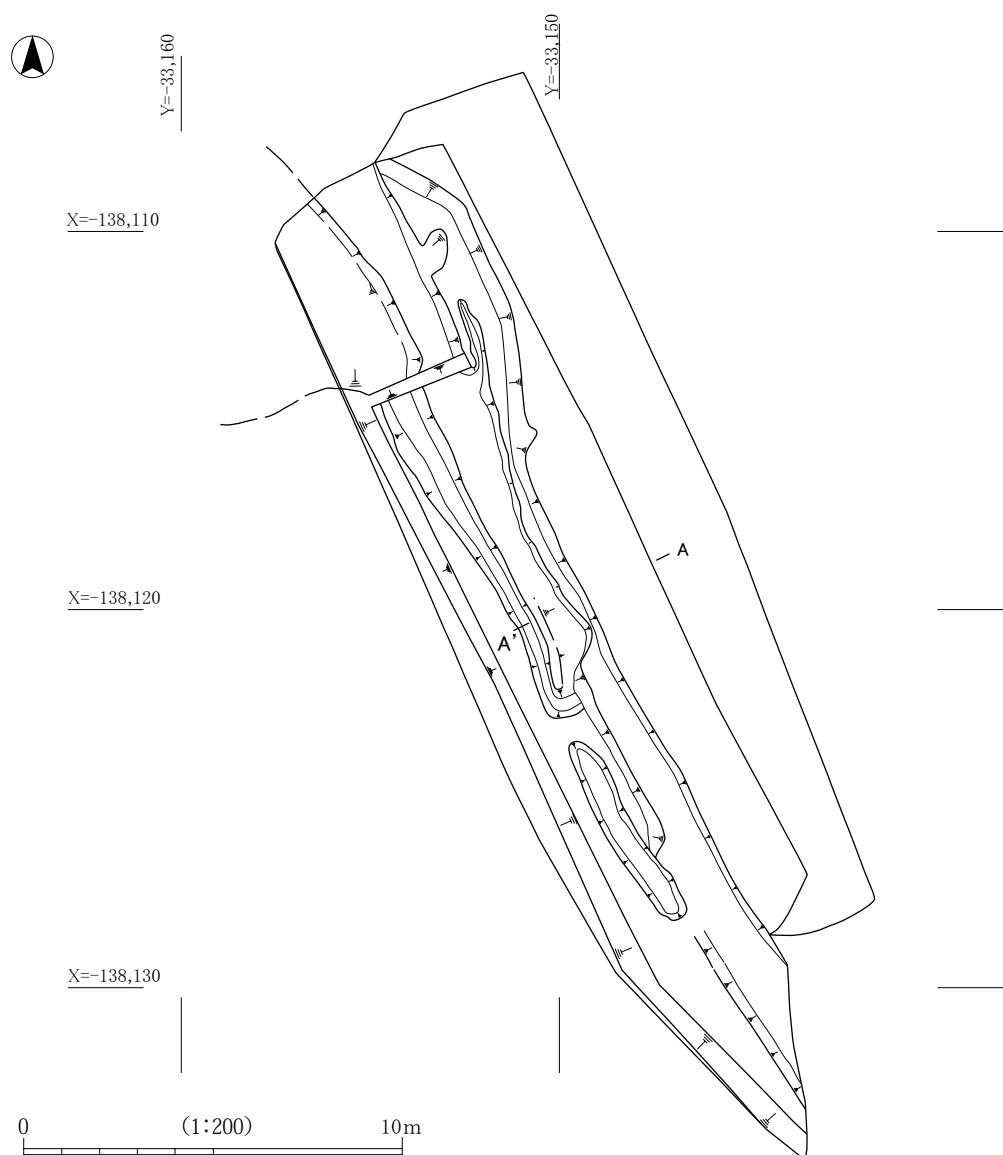
第 37 図 高宮遺跡 07 - 1 断面図

かかわらず、近世を遡ると判断できるものは一切検出することができなかった（第 38 図）。

平成 16 年に検出された古代の道路側溝の延伸部分で検出された遺構は、現代の里道脇の水路のみで、出土遺物は近世の陶磁器、土管、瓦片であった。したがって、かつて検出された古代の道路側溝は、近現代の里道脇の側溝であることがあきらかとなった。おそらく第 2 層の堆積が、近世以前には西側の低地に向かって傾斜する形で斜面地を形成し、斜面地には、古墳時代から古代の遺構が残っていたものと推測される。

出土遺物は 12 の須恵器杯身、13 の須恵器壺、17・18 の土師器甕で、いずれも 8 世紀後半のものである（第 56 図）。第 2 層からの出土である。ほかに土師器皿や瓦器椀の小片も出土したが、図化できるほどのものではなかった。

以上、発掘調査の結果、当該調査地は近代以降の畝耕作に伴う造成改変などによって、大きく旧地形の改変・削平を受けていることがわかった。



第 38 図 高宮遺跡 07 - 1 全体平面図

第8章 高宮遺跡 08－1

第1節 調査に至る経過と経緯

高宮遺跡 08－1 の調査地は、大阪府寝屋川市小路地内に所在する（第 32・36 図）。当調査地の周辺では、第 7 章の章でふれたように、第二京阪道路（大阪北道路）建設に伴い、平成 13・14 年度における小路遺跡（高宮地区）、高宮遺跡（その 2・その 3）の発掘調査等が実施されている。

今回の発掘調査は、第二京阪道路（大阪北道路）の建設工事の一環で、トンネル西側出口北側の擁壁の造成に伴う工事箇所について実施したものである。工事にさきだって当センターは、国土交通省近畿地方整備局浪速国道事務所より委託を受け、大阪府教育委員会文化財保護課の指導の下、平成 20 年 12 月 15 日から平成 21 年 3 月 25 日にかけて発掘調査を実施した。調査面積は 975 m² である。

第2節 基本層序

調査地は北東から南西に向けて低くなる傾斜地にあり、旧石器時代から現代まで、ほぼ同様の地形条件を保っていたことが既往の調査によりわかっている。調査地における遺物包含層は一層で、長期間にわたる遺物が単一の包含層に含まれることになる。実際にこの地層の中には、奈良時代から中世までの遺物が含まれていた。基本層序は以下のとおりである（第 39 図）。

第 1 層 奈良時代から中世までの遺物包含層。赤褐色のシルトもしくは細砂で構成される。1 の地層がこれにあたる。なお古墳時代の遺物は第 1 層には含まれていなかった。

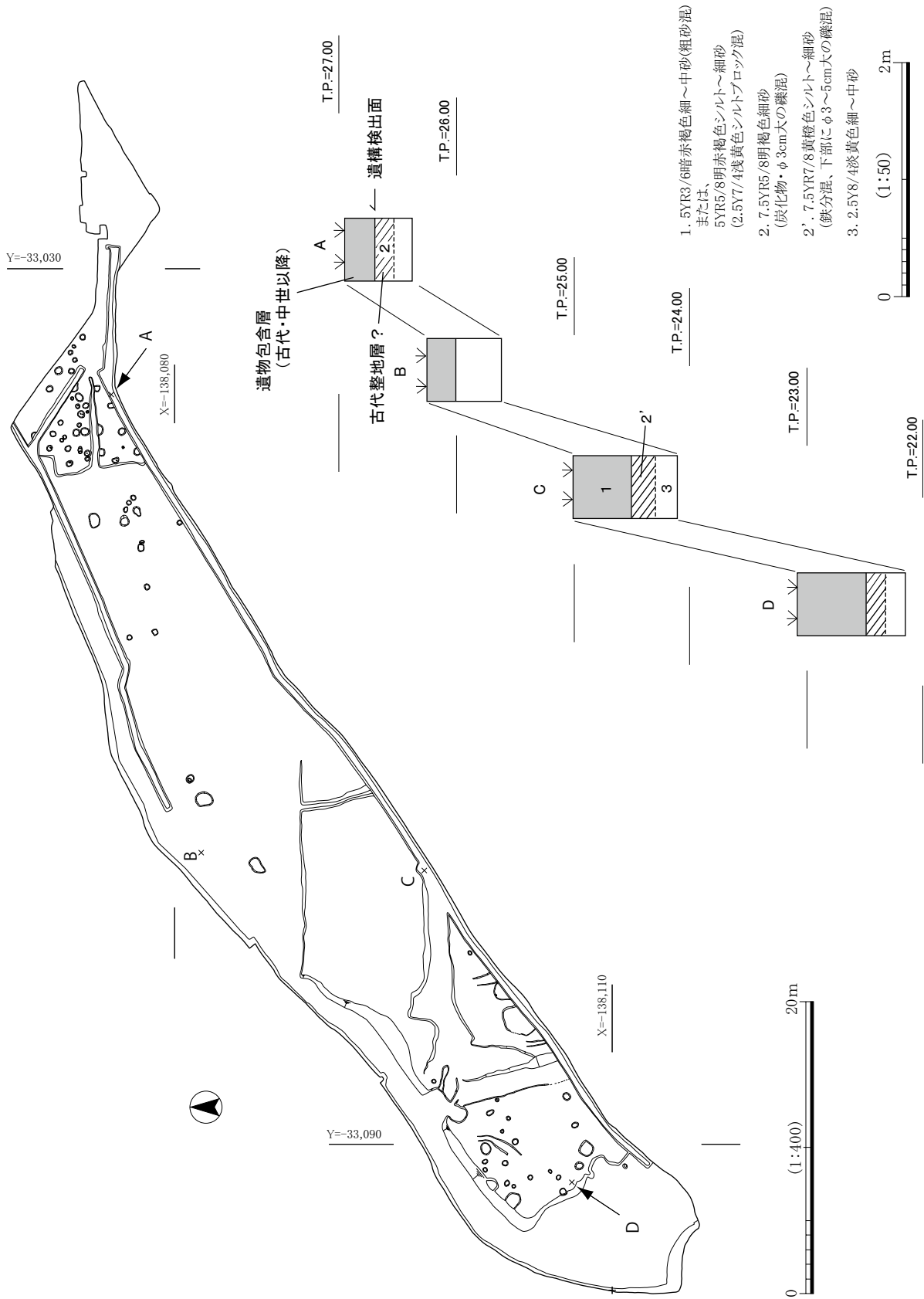
第 2 層 古代の整地層と想定される地層。明褐色もしくは黄橙色のシルトで構成される。第 2 層中には、第 3 層のブロックや炭化物が混じる。ただし出土遺物はない。地層の状況から自然堆積層とは考えにくく、古代における整地層と認識したが、遺物の包含が皆無であったため、積極的には断言できない。第 2 層を除去した後、遺構検出に努めたが、目立った遺構は確認できなかった。2 および 2' の地層がこれにあたる。

第 3 層 古代以前の自然堆積層。主として淡黄色の細砂で構成される。遺物は包含しない。3 の地層がこれにあたる。

第3節 調査成果

今回の調査区は、平成 13・14 年度の発掘調査区の北側隣接地にあたり、中世の建物や墓、古墳時代中期・後期の住居跡、奈良・平安時代の建物等の検出が予想された。よって、その点に留意しつつ調査を進めた。その結果、調査区の東側と西側で土坑群が検出された。ただしこれらの土坑群からの出土遺物は無いため、その時期を限定することはできない。

第 1 層からは 19 の須恵器甕が出土している（第 56 図）。他の出土遺物は瓦器碗や土師器皿の細片ばかりであった。なお今回の調査で出土した遺物のうち、古墳時代の遺物と認定できるものは皆無であった。第 3・4 章で報告した古墳時代の集落は、北側で竪穴住居が密集している様相をみせるが（第 27 図）、隣接する今回の調査区では遺構はおろか、遺物も確認できなかった。高宮遺跡 08－1 調査地では、古墳時代の集落はもともと展開していなかったか、もしくは後世に削平されたと考えられる。



第 39 図 高宮遺跡 08-1 全体平面図・基本層序図

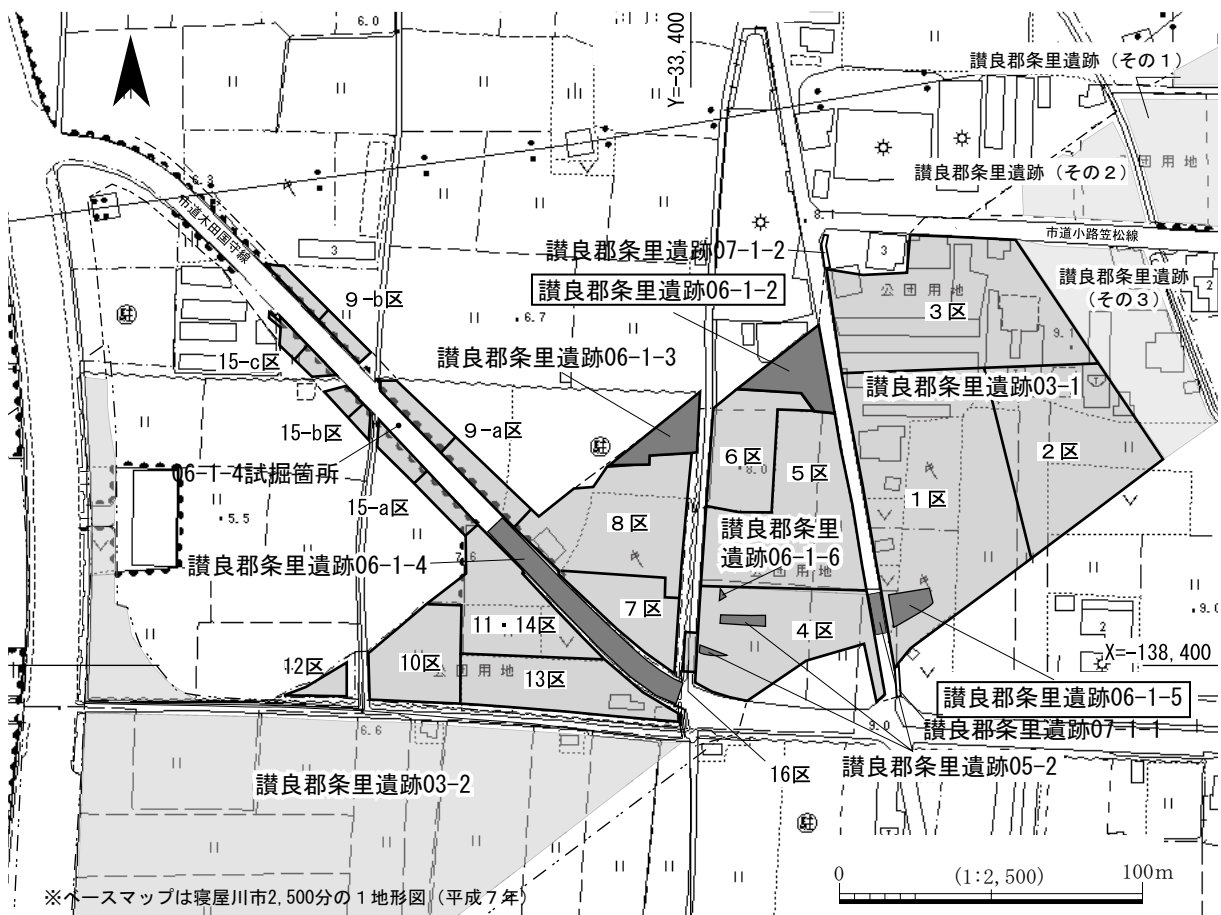
第9章 讃良郡条里遺跡 06 - 1

第1節 調査に至る経過と経緯

寝屋川市高宮地内では、第二京阪道路（大阪北道路）建設にさきだって、平成14～19年度に讃良郡条里遺跡03-1・05-2・06-1・07-1の発掘調査を実施した。その調査成果は『讃良郡条里遺跡VI』（大阪府文化財センター調査報告書第173集）で報告したが、この報告書入稿までに調査に着手できなかった調査区が2つあり、その成果は含まれていない。未報告となっているのは06-1-2区・5区であり（第40図）、ここでは、これらの調査区の成果を報告し、『讃良郡条里遺跡VI』の補遺としたい。

讃良郡条里遺跡03-1・05-2・06-1・07-1では、縄文時代から中世に至る各時期の遺構・遺物が検出された。それによって、縄文時代以降の土地利用や古環境の変遷過程が明らかになった。主な成果としては、縄文時代草創期末～晩期に属する土器・石器、弥生時代後期末～古墳時代初頭の集落跡、奈良時代後半～平安時代初頭の流路から出土した人面墨書土器、平安時代の集落跡などがあげられる。

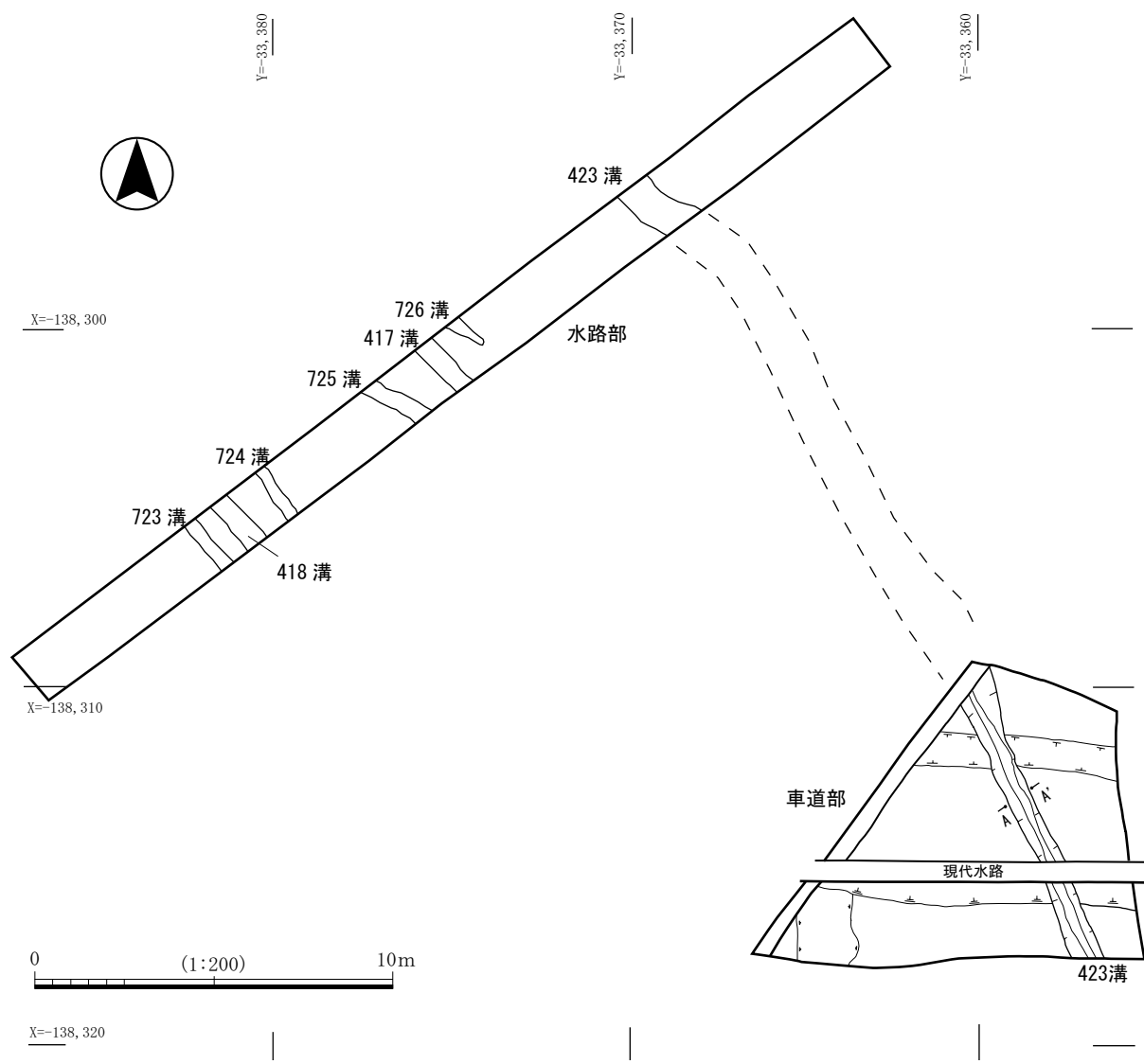
06-1-2区は、03-1-5・6区の北にあたる部分である（第40図）が、民間会社の建物・資材置き場への進入路や駐車場として利用されていたため、未調査部分として残されていた。この箇所の調査の進め方に関して、事業者と大阪府教育委員会による協議がおこなわれた結果、まず、車道となる



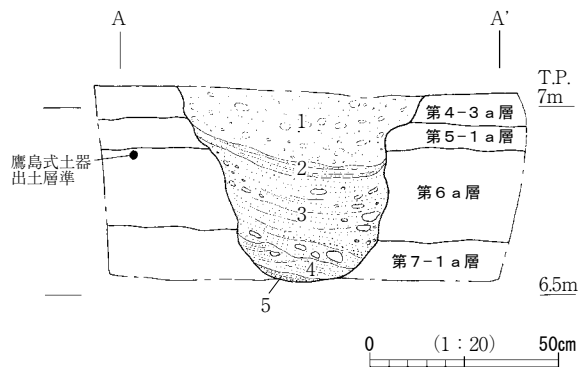
第40図 讃良郡条里遺跡06-1-2区・5区の調査地位置図

部分を発掘調査することになった（以下、車道部と呼称）。また、それ以外の部分に関しては、これまでの調査で検出された遺構の続きを確認するために、北端にトレンチを設定して発掘調査することも決定した。このトレンチ調査については、北端に設置される水路の工事に合わせて実施することになった（以下、水路部と呼称）。03-1-5・6区では、弥生時代後期～古墳時代初頭の遺構・遺物が多数検出された（第45図）ほか、その下層からは縄文時代の遺物も出土していた。この調査区ではこれらの時期の遺構・遺物を確認することが課題となった。

06-1-5区は、03-1-1区に設定された保存区域にあたる（第36図）。この部分からは、弥生時代後期末～古墳時代初頭の竪穴建物（建物5）が良好な形で検出され、大阪府教育委員会の指示に従って、下層の調査をせずにマサ土で埋め戻した。この部分の取り扱いについては、大阪府教育委員会と事業者との間で協議がなされたが、市道の付け替えに伴って大半を掘削せざるを得ないとの結論に至り、掘削される範囲に関しては発掘調査を実施することになった。したがって、この調査区ではまず、03-1の調査段階に掘削しなかった竪穴内の整地層を人力掘削し、建物5に伴う遺構が残っていないかどうか確認した。また、それよりも下層では縄文時代に属する遺構・遺物も確認されており、縄文時代の層準についても調査をおこなった。



第41図 06-1-2区 第4-2a層下面平面図



423溝（第4-2 a層下面遺構）

- 1 暗オリブ灰 5GY4/1 細礫まじり中砂～粗砂に極細砂～シルトブロックが混じる
- 2 緑灰～灰 7.5GY5/1～7.5Y6/1 極細砂・シルト・細砂～中砂の互層
- 3 灰 5Y5/1～6/1 細砂～極粗砂と細砂～シルトが葉理を形成 極細砂～シルトのブロック混じる
- 4 明緑灰～灰黄 7.5GY7/1～2.5Y6/2 細砂～粗砂 葉理あり
- 5 灰黄 2.5Y6/2 粗砂～極粗砂 葉理あり

第4-3 a層 縄文時代晩期末～弥生時代中期の古土壤（やや暗色化）

第5-1 a層 縄文時代後期中葉～後葉の古土壤（暗色帯）

第6 a層 縄文時代中期初頭～中葉の古土壤（やや暗色化）

第7-1 a層 縄文時代前期末の古土壤（暗色帯）

第42図 423溝断面図

なお2調査区の合計面積は179㎡で、調査期間は2区が平成19年12月17日～平成20年3月8日までの間、5区が平成19年12月7日～平成19年12月11日までの間である。

第2節 基本層序

基本層序については讃良郡条里遺跡03-1で用いた層序に拠っている。詳細については調査報告書（大阪府文化財センター2008）を参照されたい。

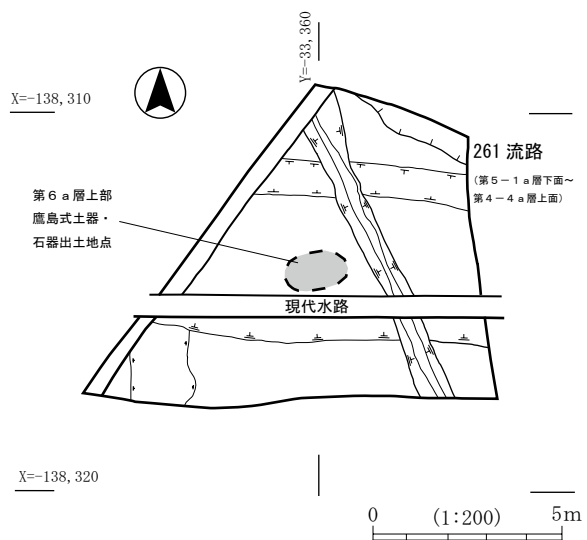
第3節 06-1-2区の調査成果

第1項 車道部

この調査区の層序に関しては、03-1の層序番号をそのまま用いた。盛土・旧表土の下には近世以降の作土層である第1 a層が堆積していたが、この段階の耕作によって古代～中世末の地層である第2-1 a層・第2-2 a層・第3 a層は削られて、部分的に残存しているだけであった。また、弥生時代後期～古墳時代の地層である第4-1 a・2 a層も大半が削られていた。第4-2 a層の下には、弥生時代前期～中期に属する第4-3 a層、縄文時代後期に属する第5-1 a層が堆積していたが、それらの遺存状況は比較的良好であった。また、第5-1 a層の下には、縄文時代中期に属する第6 a層が認められた。

車道部においては、盛土・旧表土および第1 a層を機械掘削した後、人力掘削をおこなった。遺構検出は、03-1に合わせて第5-1 a層下面までおこなった。なお、その面の直下にあたる層準は第6 a層であるが、この層の上部には、土器・石器が含まれていたため、遺物が見つかった部分については第6 a層上部も人力掘削した。

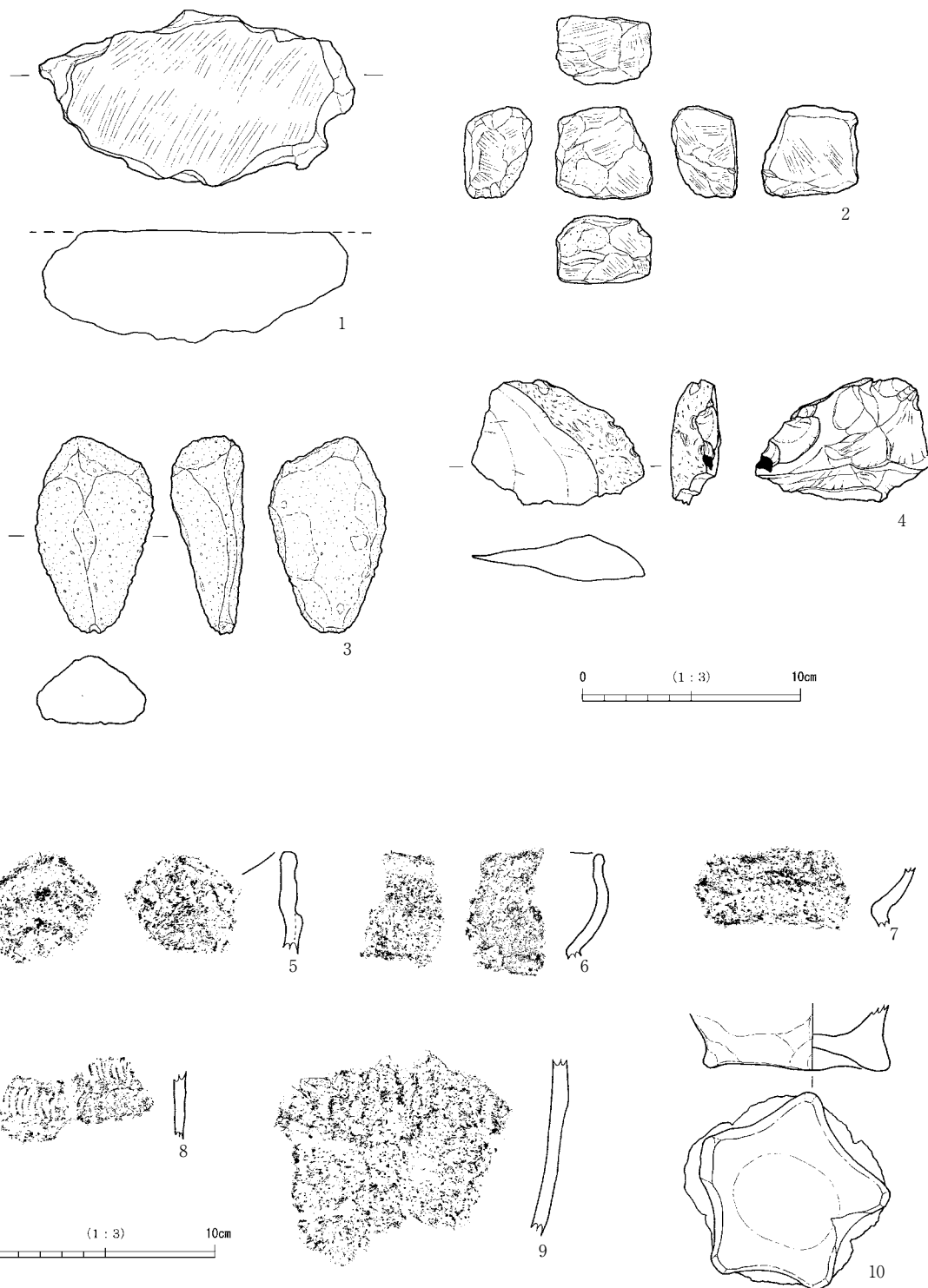
第4-2 a層下面 この面に属する遺構としては、423溝が検出された（第41図）。これは03-1-5区北東隅で検出されていた溝の続きである。断面図を作成した部分では、幅0.6 m、深さが0.5 mであったが、残りのよい南半では、幅0.8 m、深さ0.8 mであった。この溝の上部は、極細砂～シルトの



第43図 06-1-2区 第4-4 a層～第6 a層までの遺構平面図

ブロックと細礫混じり中砂～粗砂から構成される地層であり、人為的に埋め戻された可能性がある。また、中部から下部は葉理の認められる極粗砂～シルトであった（第42図）。なお、03-1-5区の調査成果からみて、この調査区の南西隅に417溝が検出されることが予想されたが、第1a層段階の耕作の影響が深くまで及んでおり、溝は遺存していなかった。

第5-1a層下面～第4-4a層上面 調査区北東隅において、第5-1a層下面に形成され、第4-4a層上面まで存続した261流路の肩をわずかに検出した（第43図）。これに関しては、03-1-

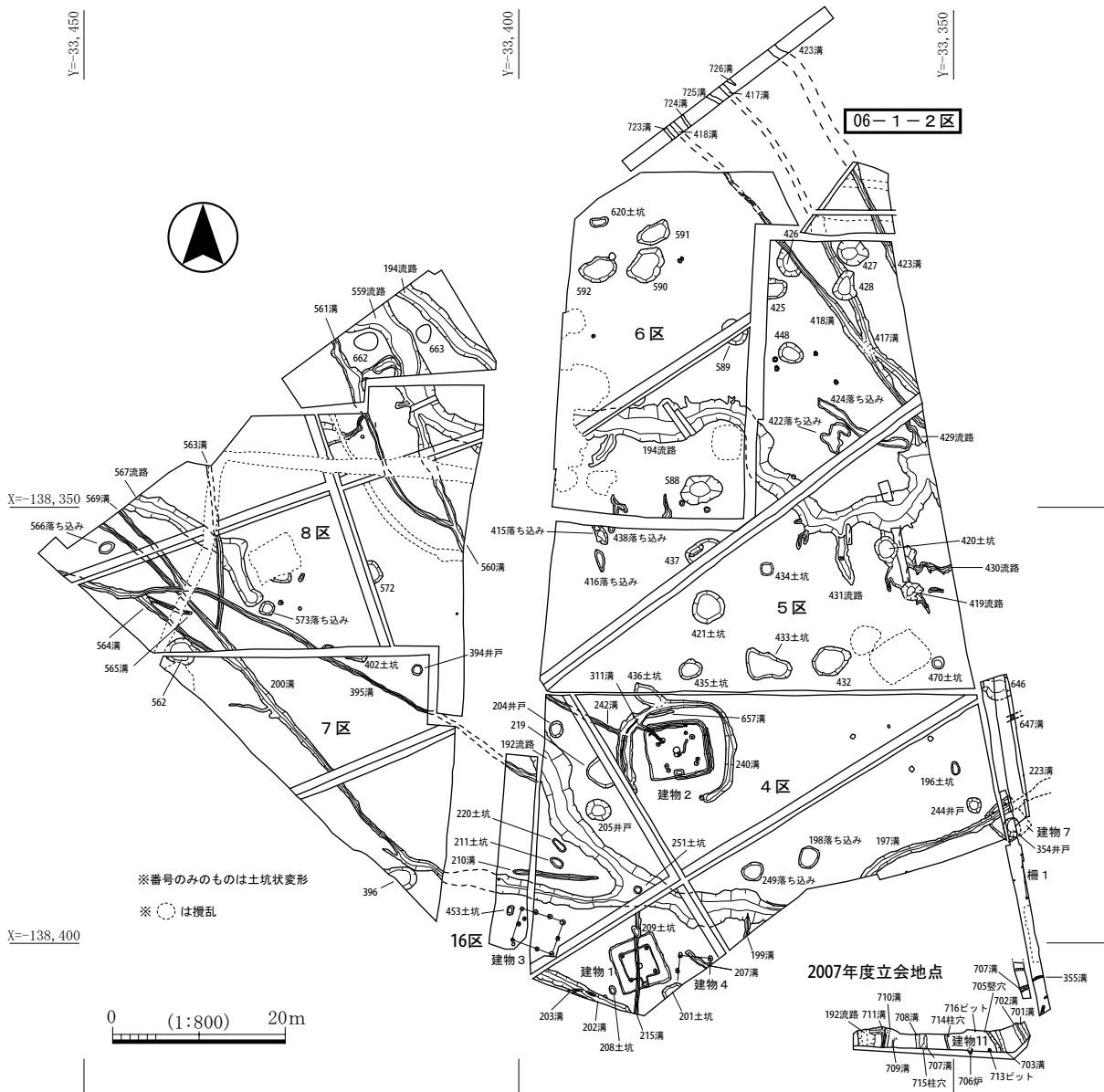


第44図 06-1-2区 第6a層出土遺物

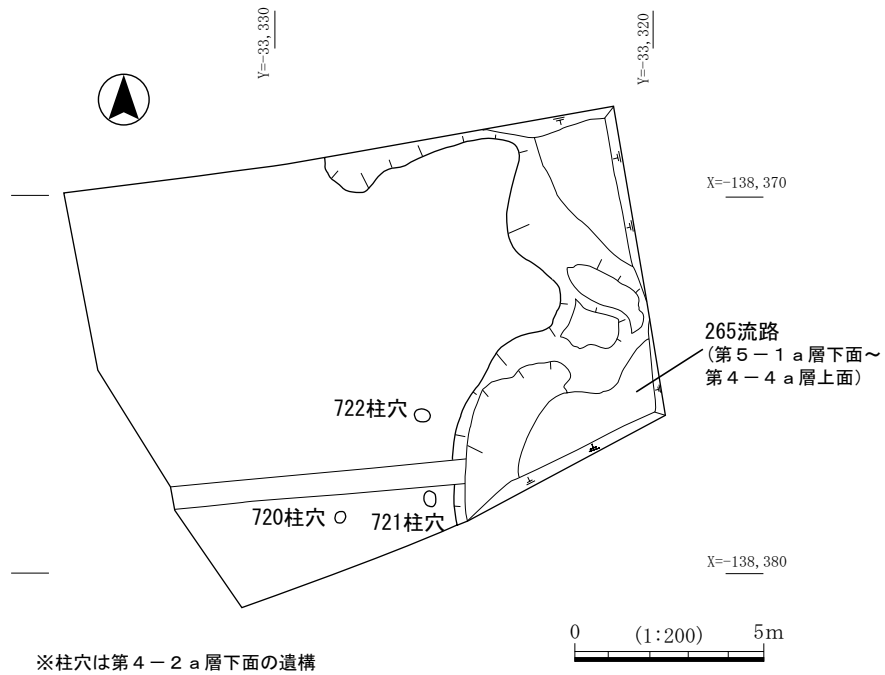
1区で検出された261流路の続きと思われる。

第6a層 調査区中央部を中心に、この層の上部から土器・石器が出土した(第44図、出土層準は第42図参照)。遺物がまとまって出土した部分の周辺には、炭化物粒(5mm以下)が多く含まれていた。土器片のほとんどは同一個体のものであり、口縁部から底部までの破片がそろっていた。このような出土状況や、出土石器の大きさが第6a層中に含まれる砂礫よりもはるかに大きいことからみて、これらの遺物は上流から流されてきて堆積したのではなく、人為的に持ち込まれたものである可能性が高い。

出土した土器のうち、底部から口縁部までの破片が出土したものは、遺存状況が悪く、外面の剥落も著しいが、キャリパー形の口縁部形態、C字形爪形文、五角形底といった特徴から、前期末～中期初頭の鷹島式(船元I式B類)にあたと判断できる(第44図-5~10)。また、この土器の周辺から出土した石器としては、石皿の破片(第44図-1、石材:凝灰質礫質砂岩)、すり石2個体(第44図-2、石材:石英斑岩・第44図-3、石材:はんれい岩)、サヌカイト剥片(第44図-4)がある。



第45図 第4-2a層下面における03-1調査区と06-1-2区の関係



第46図 06-1-5区 検出遺構



第47図 03-1-1区 建物5と720~722柱穴との関係

第2項 水路部

水路部の調査範囲は、幅 1.3 ～ 1.6 m と狭いうえ、盛土が厚く、現地表から 1.6 ～ 1.8 m 下でようやく第 4 - 2 a 層下面に到達する状況であった。そのため、この箇所においては、第 4 - 2 a 層下面で遺構検出をおこなうにとどめた（第 41 図）。遺構面を精査した結果、溝が 7 条検出された。このうち、417・418・423 溝は 03 - 1 - 5・6 区から続くものであり、それぞれ少なくとも 40 m 以上直線的のびる溝であることが判明した（第 45 図）。これまでの調査成果からみて、これらの溝は 194 流路から取水した灌漑水路であった可能性が高く、弥生時代後期後半～古墳時代初頭の集落形成直前に機能していたと考えられる。なお、418 溝の両側では、それと並行する形で 723・724 溝が検出された。また、417 溝の両側においても、やや向きが異なるが、溝（725・726 溝）が検出された。723 ～ 726 溝の深さに関しては完掘していないため正確には不明であるが、検出時に部分的に底面が露出する状態であったため、浅かった可能性が高い。これらと 418・417 溝との位置関係からみて、ふたつの溝の両脇に大畦畔が本来存在しており、両側から検出された浅い溝は大畦畔に伴う側溝であった可能性がある。

第4節 06 - 1 - 5 区の調査成果

第 4 - 2 a 層下面 保存協議の対象となった建物 5（第 47 図）は、方形の竪穴の周囲に周溝を巡らせるものであり、竪穴内には柱穴・炉跡などが遺存していた。また、竪穴内には整地層が存在しており、柱穴・炉跡は竪穴底面ではなく、整地層上面で検出された。この竪穴内の整地層に関しては、軟 X 線写真と土壌薄片の検討によって、竪穴掘削のさいに生じた土砂などを用いて、圧密を加えて施されたことが判明している。なお以下の遺構の詳細については、調査報告書（大阪府文化財センター 2008）を参照されたい。

03 - 1 の発掘調査時には、基本的に竪穴内の整地層上部で掘削を停止したため、整地層下面における遺構の有無を確認する必要があった。そこで、竪穴内の整地層を掘削して精査したところ、柱穴と思われる遺構が 3 つ検出された（第 46・47 図、720・721・722 柱穴）。いずれのものも、検出された深さは 0.2 m 程度である。これらは建物 5 整地層上面では認識できないため、建物 5 よりも古い遺構と思われる。また、これらが建物 5 に伴う柱穴（258・257・256 柱穴）の近くで見つかったことをふまえると、建物 5 の前身となる建物の柱穴の可能性もある。なお、北西隅にあたる柱穴は検出されていないが、それは建物 5 に伴う 255 柱穴と重なっていたため、遺存しなかったと考えられる。

今回検出された柱穴の間隔は 2 m 前後であり、建物 5 のそれ（約 3 m）よりも小さい。したがって、前身となる建物は建物 5 よりもやや小さめの建物であった可能性が高い。また、これらの柱穴に伴う竪穴や整地層などは認められなかったが、建物 5 建設時に、前身建物に伴う整地層や竪穴の肩などは破壊されてしまい、柱穴のみがかろうじて遺存することになったと思われる。なお、この前身建物の竪穴周囲に周溝が伴っていたかどうかは不明であるが、建物 5 に伴う 227 溝には切り合い関係が認められなかったため、仮に存在していたとしても、227 溝の掘削によって破壊されたと思われる。

第 5 - 1 a 層下面～第 4 - 4 a 層上面 第 4 - 2 a 層下面よりも下層からは、流路がひとつ検出された。検出されたのは、03 - 1 - 1 区で検出された 265 流路の西半部である（第 46 図）。03 - 1 の調査によって、この流路は第 5 - 1 a 層下面段階に形成され、第 4 - 4 a 層上面段階まで残存したことが判明している。また、03 - 1 - 1 区においては、第 4 - 4 a 層上面段階の流路を埋める堆積物中から、縄文時

代晩期前半に属する土器片が出土していた。今回も流路肩部から縄文土器片が若干出土したが、いずれも細片であり、時期を明らかにすることはできなかった。

なお、03-1-1区南西隅では、265流路に接して325流路が検出されていたが、今回の調査データをふまえて再検討した結果、265流路は325流路から分岐したものである可能性が高くなった。

第5節 まとめ

06-1-2区では、03-1-5区で検出されていた第4-2a層下面の溝が、そのまま直線的に北西方向へのびることが判明した。これらは、耕作地へ水を送るための水路であった可能性が高く、194流路から取水していたと考えられる。今回の調査成果と03-1の成果を総合すると、弥生時代後期後半頃には、調査区周辺の沖積扇状地上において開発が進行し、耕作地がかなり広がっていたと想定できる。

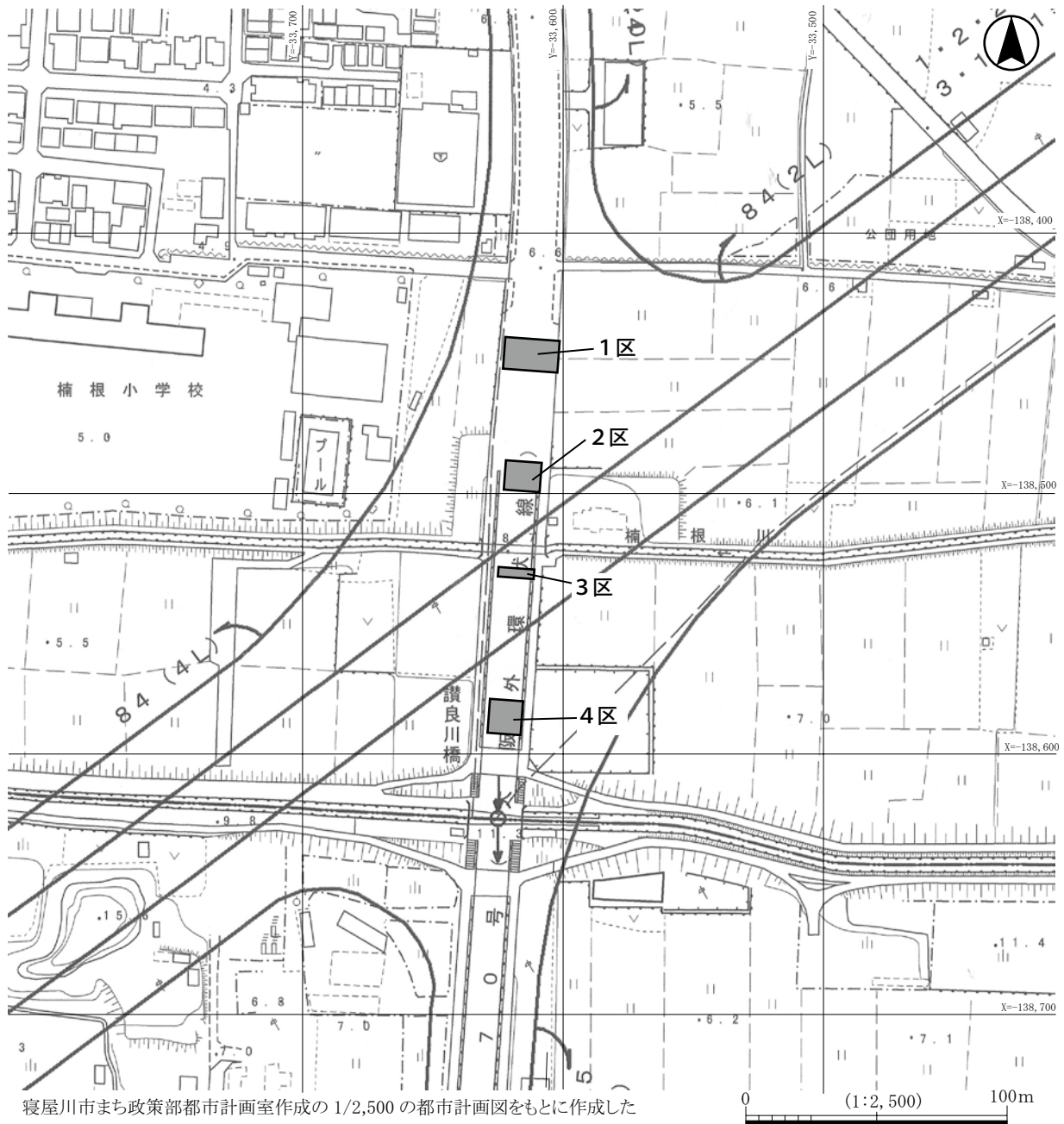
また、第6a層上部から出土した縄文土器・石器は、集落周辺でおこなわれた生業活動の痕跡と考えられる。また、第6a層段階には、海水準の低下に伴って大規模な開析流路が形成されたことが明らかになっているが、今回出土した土器は、そのような現象が起こった時期を推定する上で重要な資料といえる。これまでの調査では、下層の第7-1a層に関連して前期末の大歳山式、第6a層上面の開析流路を埋める堆積物の下部から、中期前葉～中葉の船元Ⅱ～Ⅲ式が出土していたが、今回、第6a層の形成が中期初頭には始まっていたことが明らかになった。第6a層は縄文時代中期中葉まで長期間にわたって続したが、これは開析流路の形成に伴い、流路周辺へ堆積物があまり供給されなくなったことと関係すると考えられる。そのように考えると、海水準低下に伴って開析流路が形成された時期は、前期末～中期初頭と推定できる。縄文海進後の海水準低下の時期がこれほど限定できた事例はほとんどなく、縄文時代の環境変遷を明らかにする上で重要なデータといえる。ちなみに、大阪湾地域において最高海面の時期は5,300～5,000年前とされ、その後海面が低下したと考えられている（増田ほか、2000）。今回は年代測定を実施することはできなかったが、鷹島式の年代は3600～3520calBC（5550～5470calBP）の中に含まれる可能性が高いとされている（小林、2004）。両者の年代には若干の違いがあるが、前者は神戸沖のボーリングデータにもとづいて導き出されているのに対し、当遺跡のデータは生駒山地西麓の沖積扇状地上で得られたものである点を考慮する必要があるだろう。

一方、06-1-5区では、03-1-1区で検出された建物5の前身となる建物が存在した可能性のあることが判明した。この建物は建物5よりもひとまわり小さな竪穴建物であったと推定される。

第 10 章 讃良郡条里遺跡 08 - 1

第 1 節 調査に至る経過と経緯

讃良郡条里遺跡 08 - 1 の調査地は、寝屋川市高宮・小路地内に所在する（第 32・48 図）。当調査地の周辺では、第二京阪道路（大阪北道路）建設に伴い、平成 15～17 年度における讃良郡条里遺跡（03 - 2・03 - 3）の発掘調査が実施されている。その結果、縄文時代から中世に至る各時期の遺構・遺物が発見され、縄文時代以降の土地利用や古環境の変遷過程があきらかになった。主な成果としては、縄文時代後期の石器集中部、古墳時代中期の水路、飛鳥時代の建物群などがあげられる。今回の発掘調査は、第二京阪道路（大阪北道路）の建設工事の一環で、第二京阪道路と外環状線（国道 170 号）の



寝屋川市まち政策部都市計画室作成の 1/2,500 の都市計画図をもとに作成した

第 48 図 讃良郡条里遺跡 08 - 1 の調査地位置図

交差部において、外環状線の橋脚建設予定地および、橋脚建設に伴う楠根川の付け替え予定地において実施した。

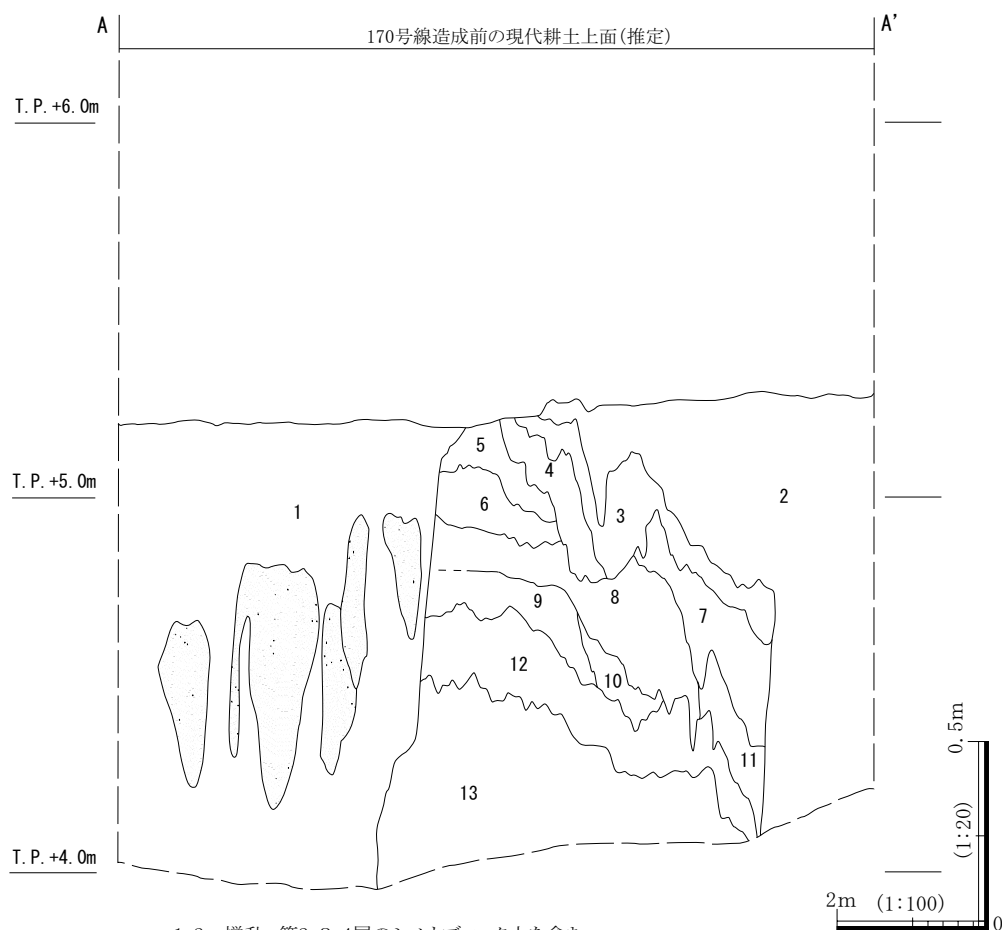
当センターは、国土交通省近畿地方整備局浪速国道事務所より委託を受け、大阪府教育委員会文化財保護課の指導の下、平成20年10月14日から平成20年12月26日にかけて発掘調査を実施した。調査区は橋脚部分3箇所（1・2・4区）と、楠根川付け替え予定地1箇所（3区）で、北から1区、2区と順に調査区番号を付した。4調査区の合計面積は305㎡である。

第2節 基本層序

基本層序は大きく以下の5層に分かれる（第49～51図）。

第1層 近世以降の耕作土。

第2層 中世の遺物包含層・耕作土層。黄灰色の細砂で構成される。



- 1・2. 攪乱 第2・3・4層のシルトブロック土を含む
3. 2.5Y3/1黒褐色細砂(砂礫混)
4. 5Y4/1灰色細砂(砂礫・炭化物・7.5Y3/1オリーブ黒色シルトブロック混)、第2層
5. 5Y5/2灰オリーブ色細砂(砂礫混)、第2層
6. 10YR4/3にぶい黄褐色細砂(砂礫・10YR4/1褐灰色シルトブロック混)、第3-1層
7. 7.5Y4/1灰色細砂 (砂礫・10YR4/3にぶい黄褐色シルトブロック混)
8. 10YR4/1褐灰色やや細砂 (炭化物混)、第3-2層
9. 10Y4/1褐灰色粗砂
10. 5Y4/1灰色細砂 (5Y4/1灰色細砂が帯状に入る)
11. 7.5Y4/1灰色粗砂 (φ15cm大の2.5Y4/1黄灰色シルトブロック混)
12. 10YR7/1黒色粗砂 (部分的にφ10cm大の10YR4/4褐色シルトブロック混)、第4層
13. 2.5Y4/1黄灰色粗砂 (部分的にφ5cm大の2.5Y3/1黒灰色シルトブロック混)、第5層

第49図 1区南壁断面図

第3層 中世の遺物包含層・耕作土層。やや濃い灰色の細砂で構成される。第3層は第3-1層と第3-2層の2層に分かれる。

第4層 古墳時代から古代の遺物包含層。濃い灰色もしくは黒褐色の細砂～シルトで構成される。

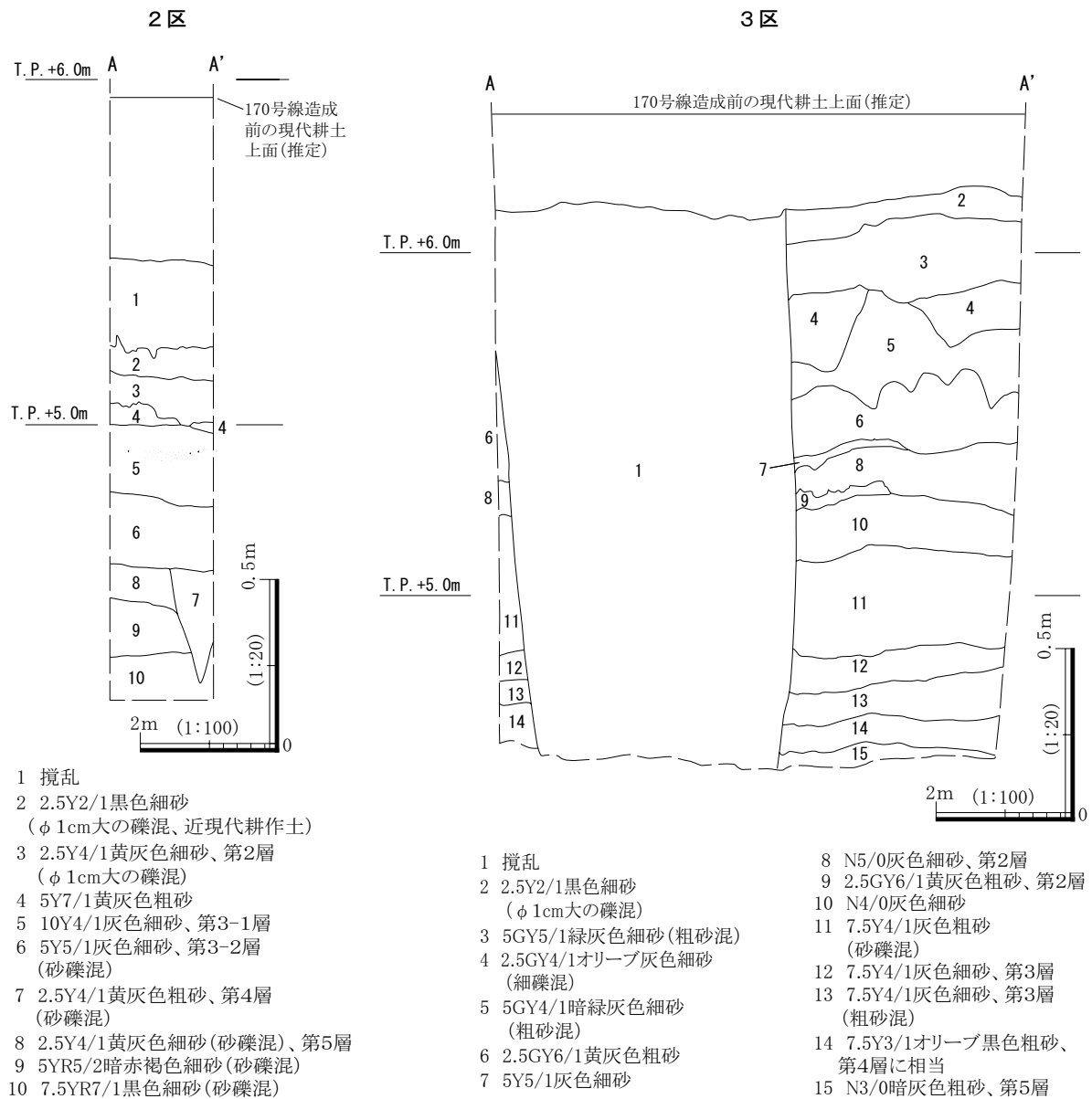
第5層 自然堆積層。灰色の粗砂で構成される。

第3節 調査成果

今回の調査区は、平成15～17年度の発掘調査区の隣接地にあたり、中世の耕作溝や、古墳時代中期～古代にかけての水路等の検出が予想された。よって、その点に留意しつつ調査を進めた(第52～55図)。

(1) 中世の遺構

第1面 調査の結果、中世の遺物包含層(第3-1・2層)を、すべての調査区で確認することができた。第1面は第3-1層の上面である。



第50図 2区西壁・3区南壁断面図

1区：1区は国道170号の建設に伴って、調査区の西側と東側で大きく攪乱を受けていた。攪乱は調査終了面よりも下部に達する。残存する遺構面で段差を検出した。この段差は上層が耕作土であることから、水田耕作もしくは畠作に伴うものと考えられる。

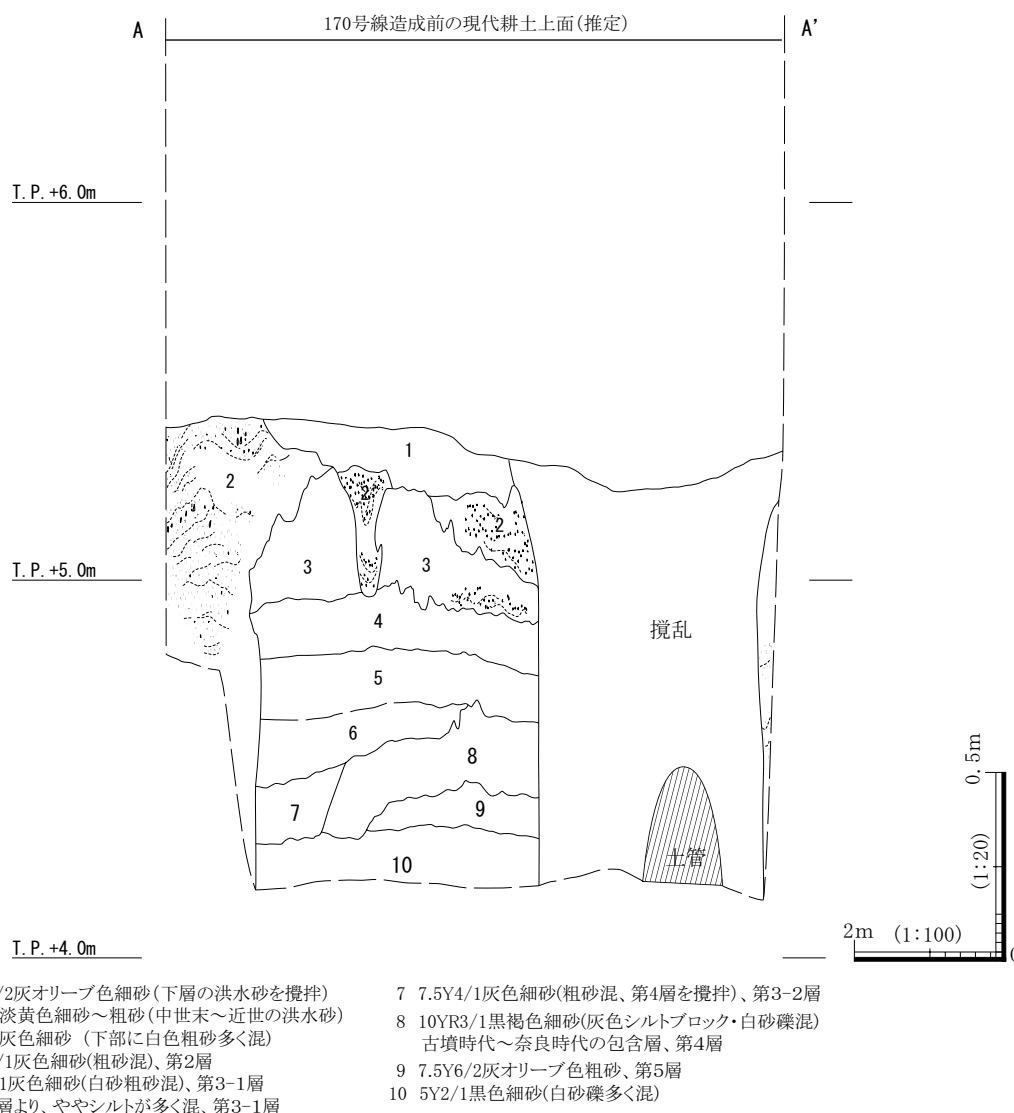
2区：2区は原因不明であるが、調査区の北側で大きく攪乱を受けていた。攪乱は調査終了面よりも下部に達する。残存する遺構面で溝と土坑と落ち込みを検出した。

3区：3区の東側部分は土管の埋設により攪乱を受けていた。残存する遺構面ではめだつた遺構は確認できなかった。

4区：4区は土管の埋設により、調査区の東側と南側で大きく攪乱を受けていた。攪乱は調査終了面よりも下部に達する。残存する遺構面ではめだつた遺構は確認できなかった。

第2面 第4層の上面、すなわち第3-1・2層を除去した面である。

1区：第1面と連続する段差を検出した。この段差についても上層が耕作土であることから、水田耕作もしくは畠作に伴うものと考えられる。



第51図 4区北壁断面図

2区：並行する3条の溝を検出した。溝は畝耕作に伴うものの可能性が考えられる。

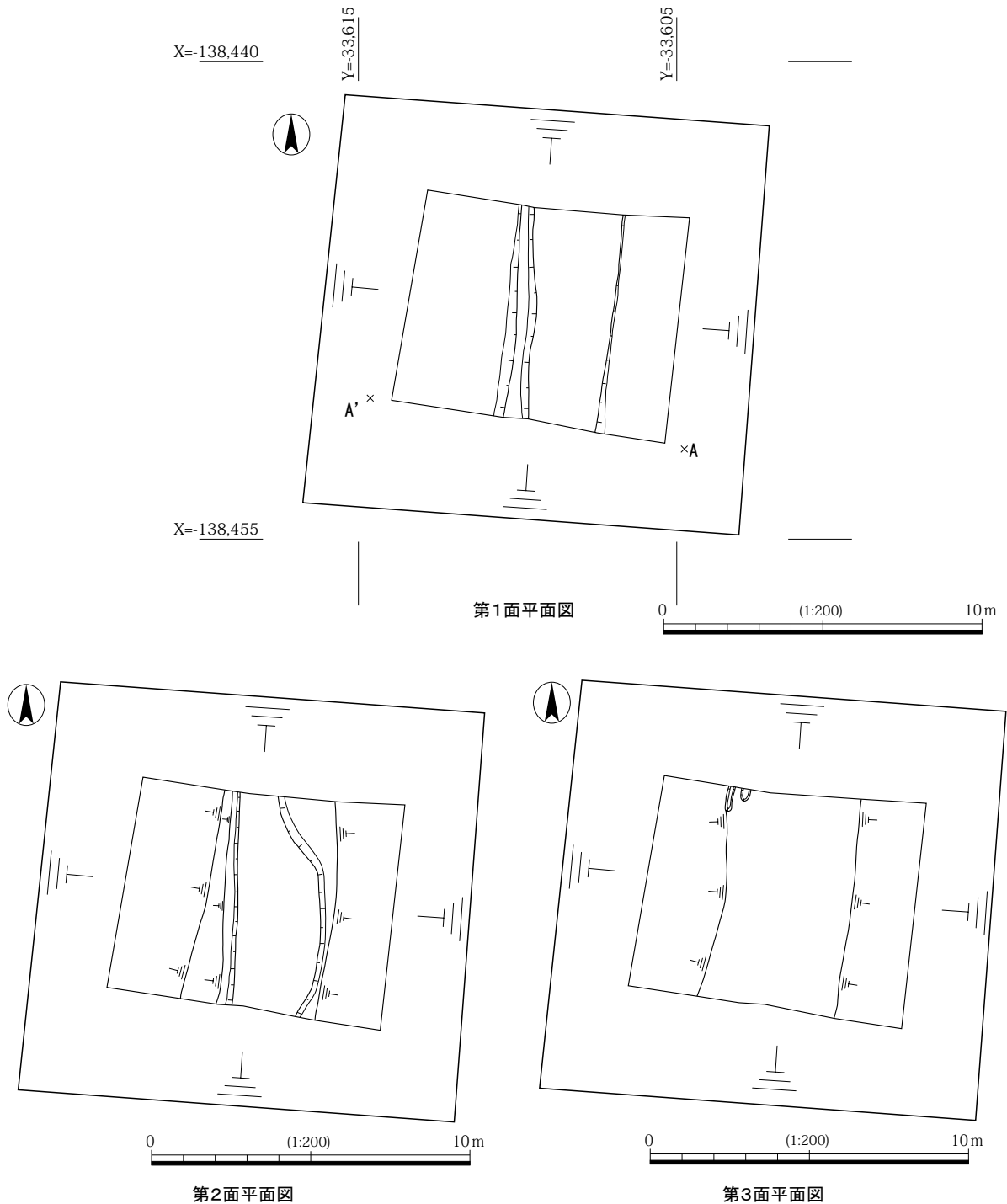
3区：めだった遺構は確認できなかった。

4区：直交する2条の溝を検出した。溝は畝耕作に伴うものか。

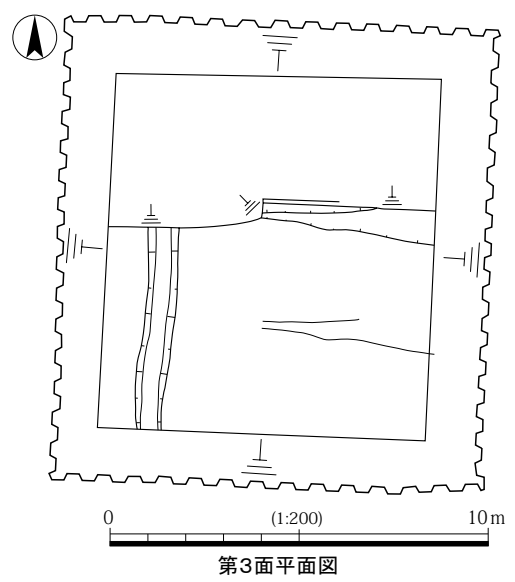
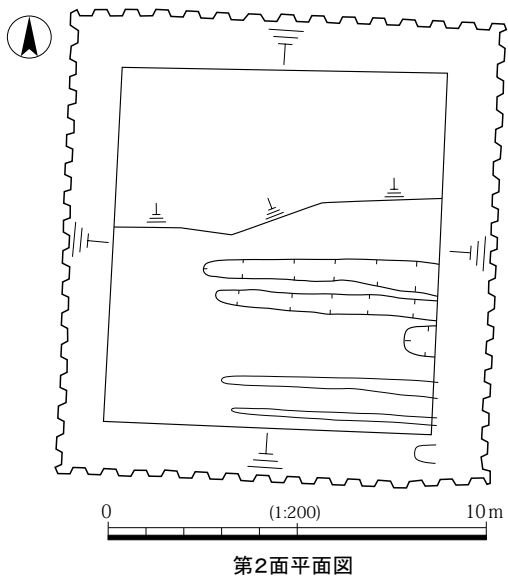
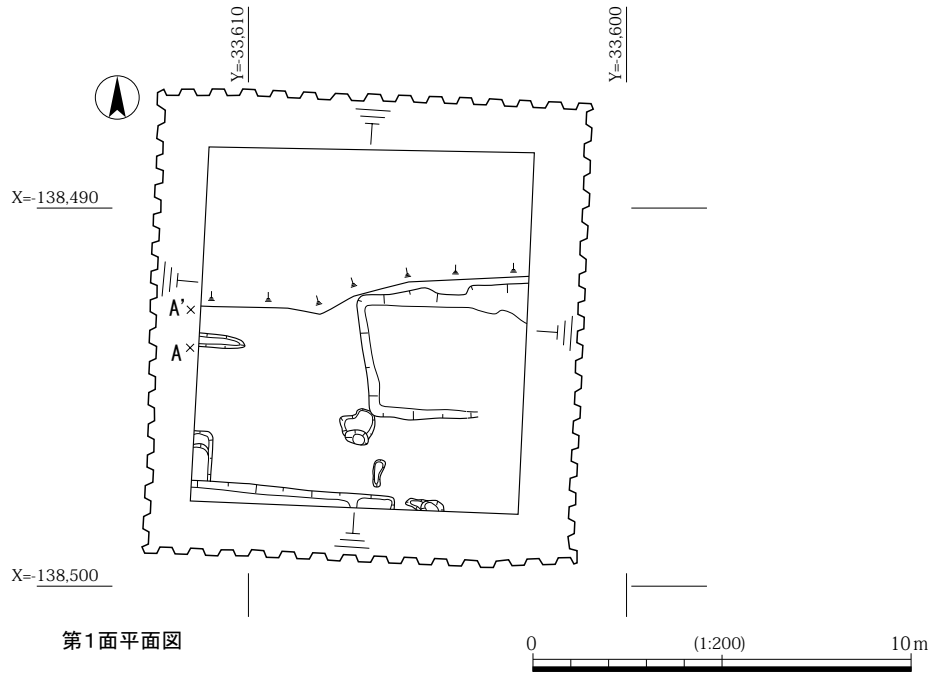
(2) 古墳時代～古代の遺構

第3面 古墳時代中期～奈良時代の遺物を包含する地層（第4層）を除去した面で、第4層下面にあたる。出土遺物から古墳時代～古代の遺構検出面と考えられる。

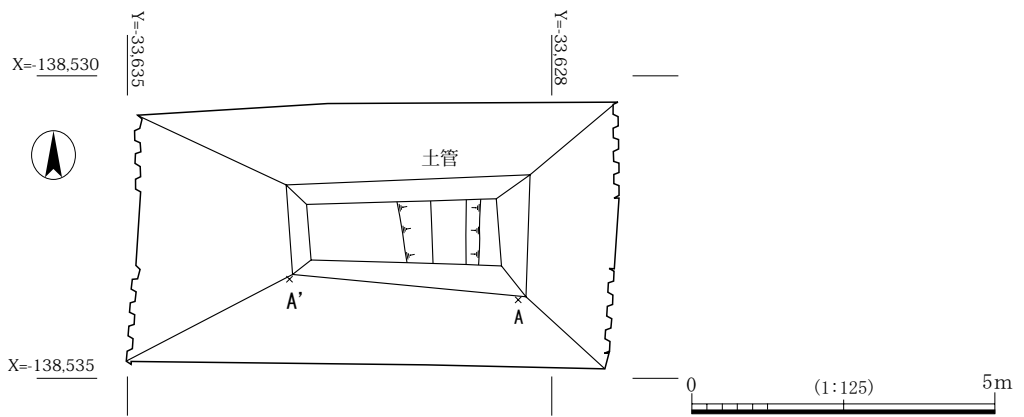
1区：調査区の北端で並行する2条の溝を検出した。検出範囲が狭いため遺構の全容は不明である。

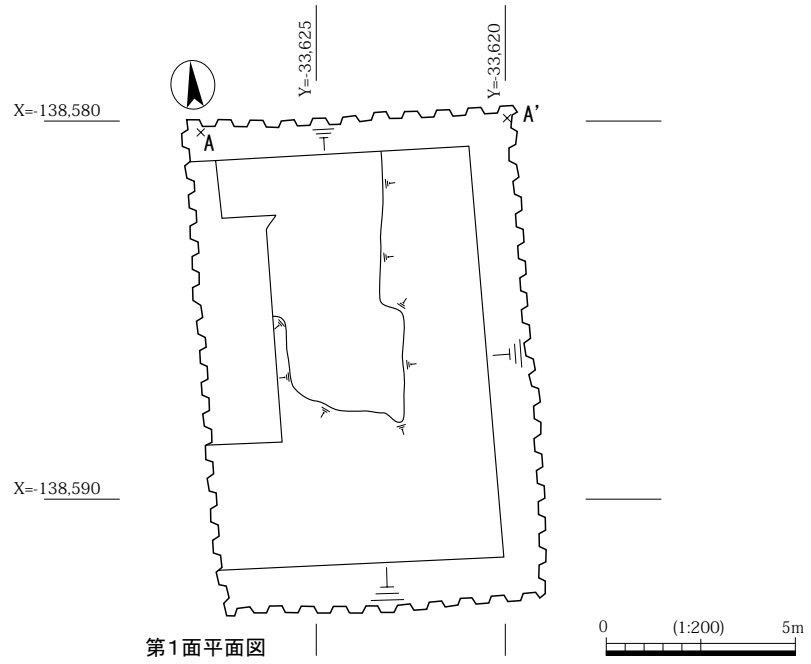


第52図 1区平面図

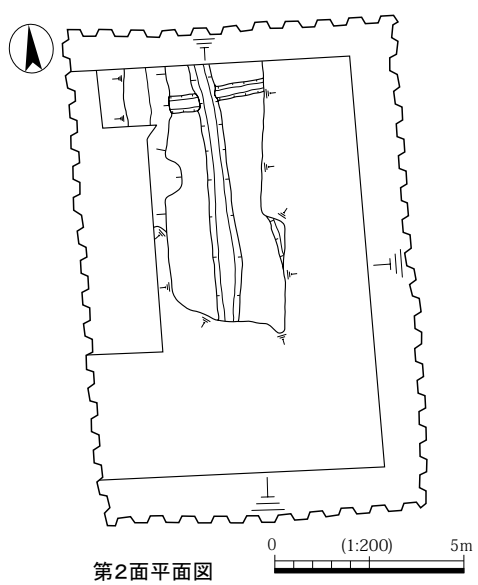


第53图 2区平面图

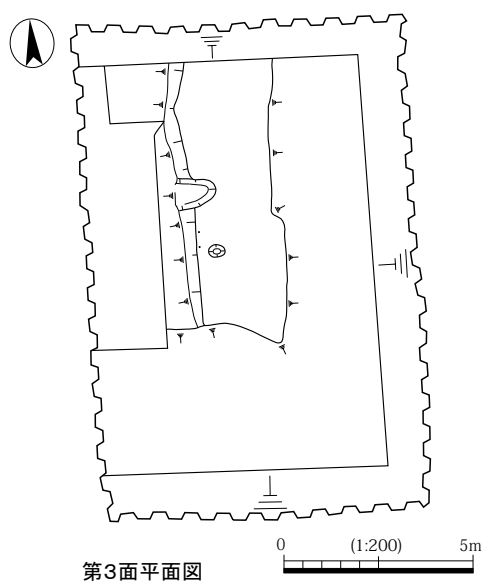




第1面平面图

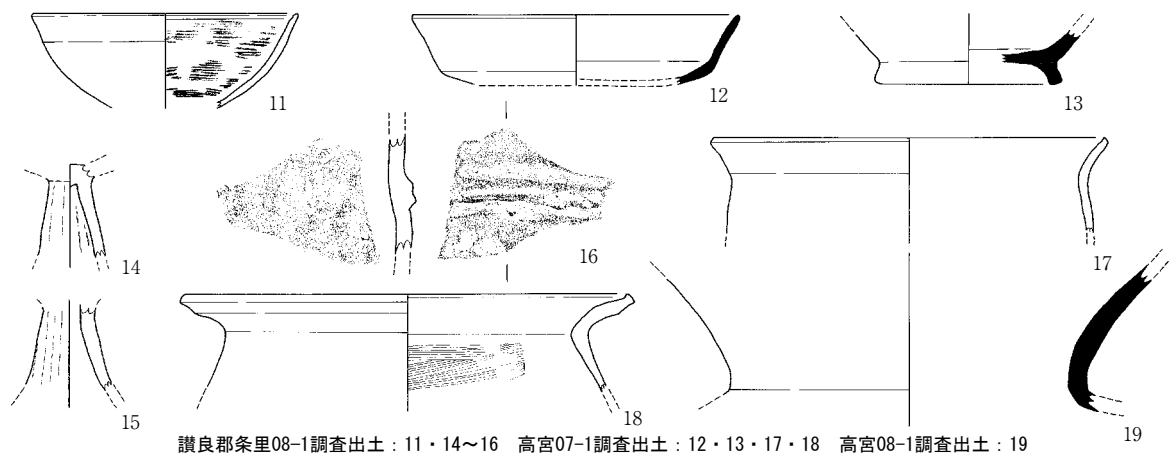


第2面平面图



第3面平面图

第55图 4区平面图



讚良郡条里08-1調査出土：11・14~16 高宮07-1調査出土：12・13・17・18 高宮08-1調査出土：19

第56图 高宮遺跡07-1・08-1、讚良郡条里遺跡08-1出土遺物

2区：直交する2条の溝を検出した。溝は東西方向から、南北方向の順で掘削されている。畝耕作に伴うものか。

3区：目立った遺構は確認できなかった。

4区：土坑と落ち込み（または溝の片側分）を検出した。

(3) 出土遺物

讃良郡条里遺跡08-1の調査では11の瓦器椀、14・15の土師器高杯、16の埴輪が出土している（第56図）。11は瓦器椀の口縁から胴部片で、内外面ともに磨滅しているが、内面にはまばらな暗文がみられる。12世紀中頃のものである。4区の第3-2層から出土した。14・15は土師器高杯の脚部片で、外面は磨滅のため調整は不明、内面にはシボリ目が残る。古墳時代中期のものである。14・15とも2区の第4層から出土した。16は円筒埴輪片で一次調整のナナメハケ調整痕跡がわずかに残る。6世紀のものである。4区の土管理設に伴う攪乱土内から出土した。攪乱土内には、第3層と第4層のブロックが大量に混じっており、16はそのうちの第4層のブロックから出土したと考えられる。

【参考文献】

小林謙一 2004 『縄紋社会研究の新視点—炭素14年代測定の利用—』六一書房, p.97.

財団法人大阪府文化財センター 2008 『讃良郡条里遺跡VI』（財）大阪府文化財センター調査報告書第173集, pp.12-22.

増田富士雄・宮原伐折羅・広津淳司・入月俊明・岩淵 洋・吉川周作 2000 「神戸沖海底コアから推定した完新世の大阪湾の海況変動」『地質学雑誌』第106巻第7号, 日本地質学会, pp.482-488.

写真図版



図版 2 中世の遺物



84



75



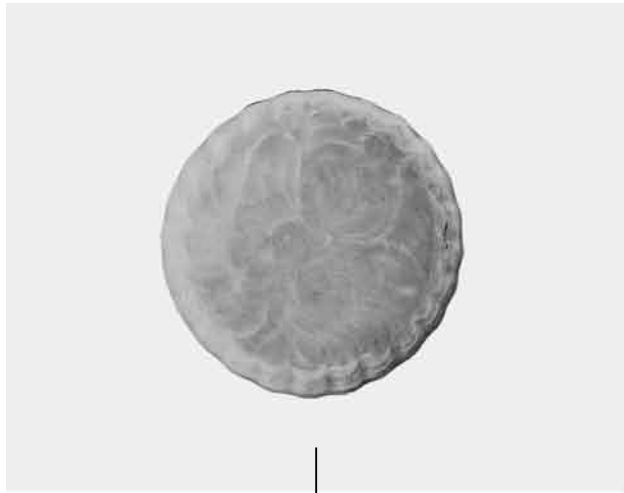
43



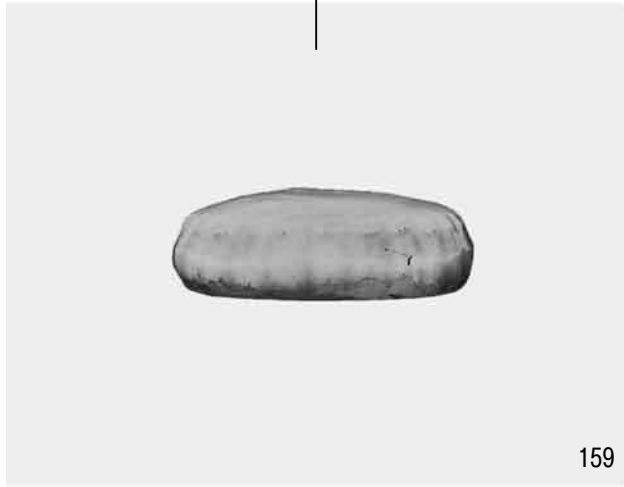
12



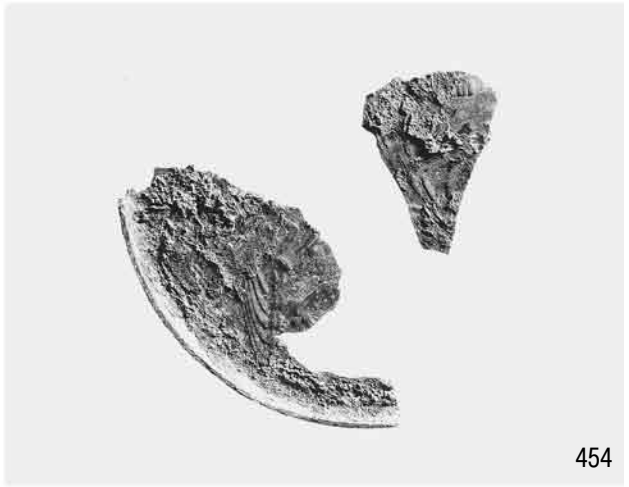
48



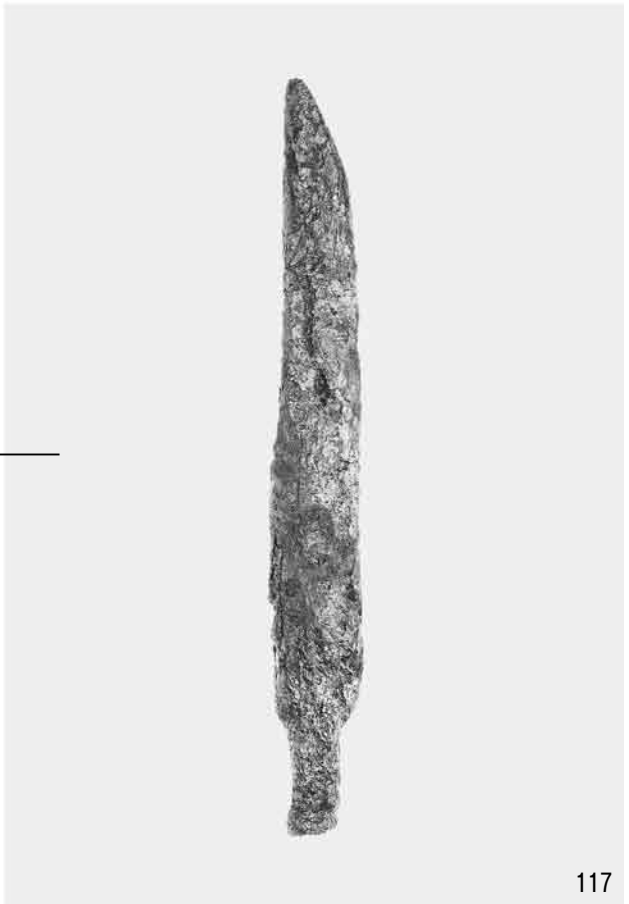
109



159



454



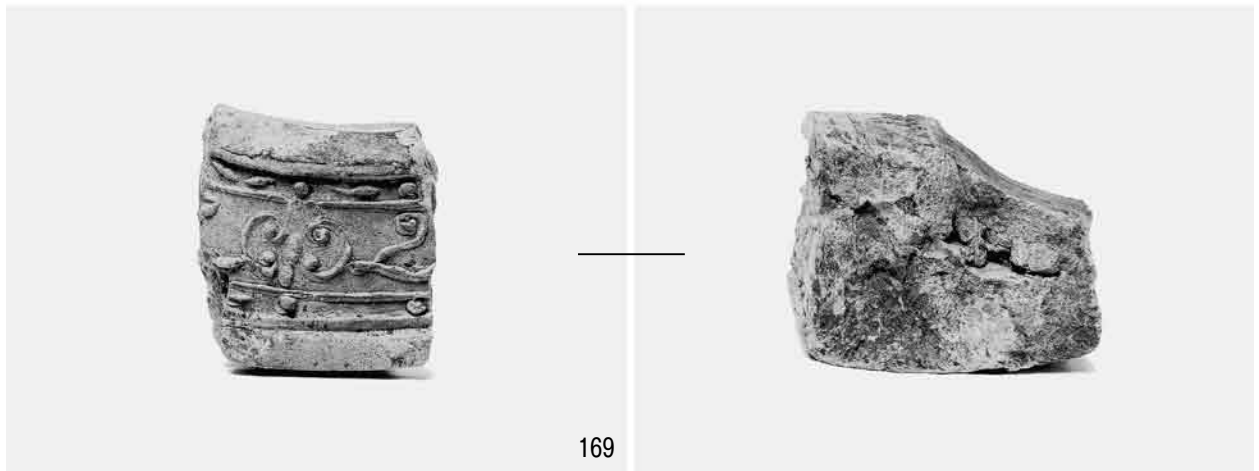
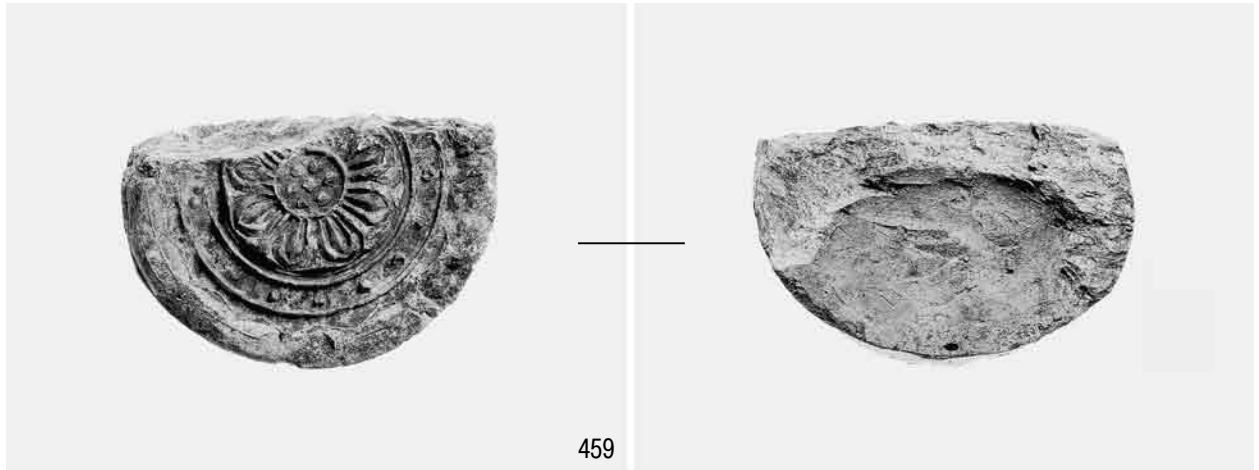
117

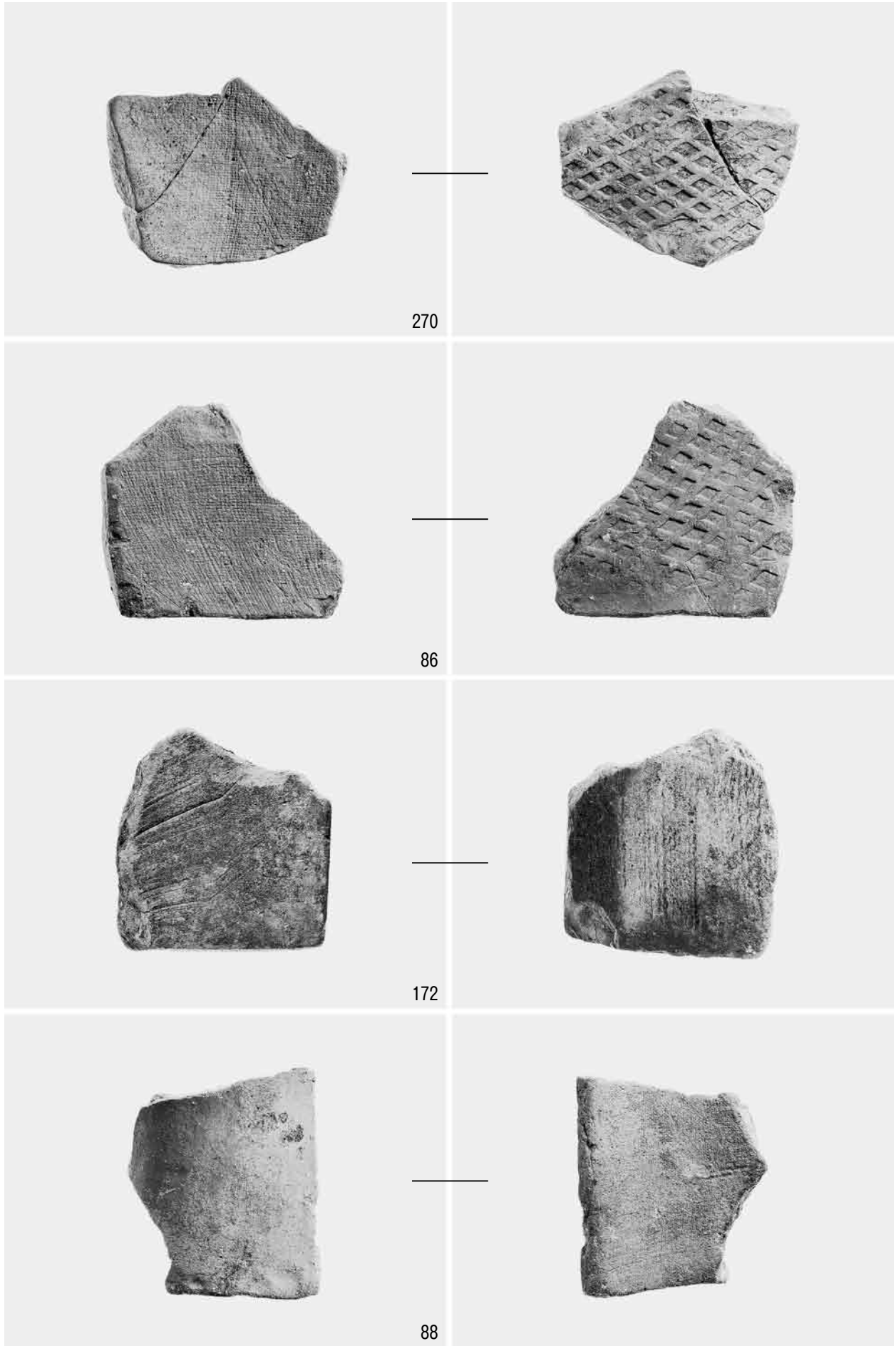
図版 4 古代の遺物



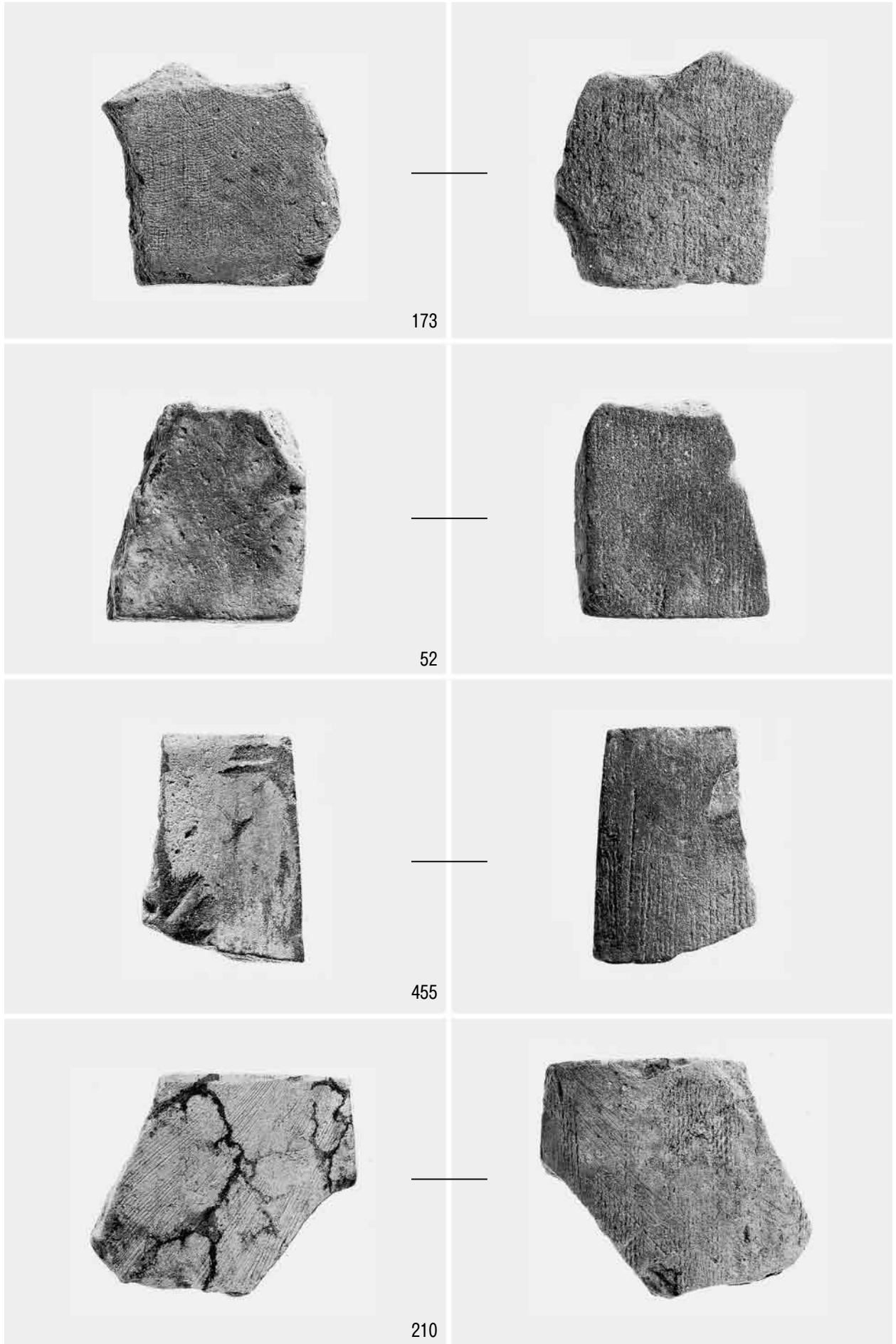


図版6 古代の遺物





図版 8 古代の遺物





452



350



451



377



304



321



390



389

図版 10 古墳時代の遺物





図版 12 古代・古墳時代の遺物









図版 16 古墳時代の遺物





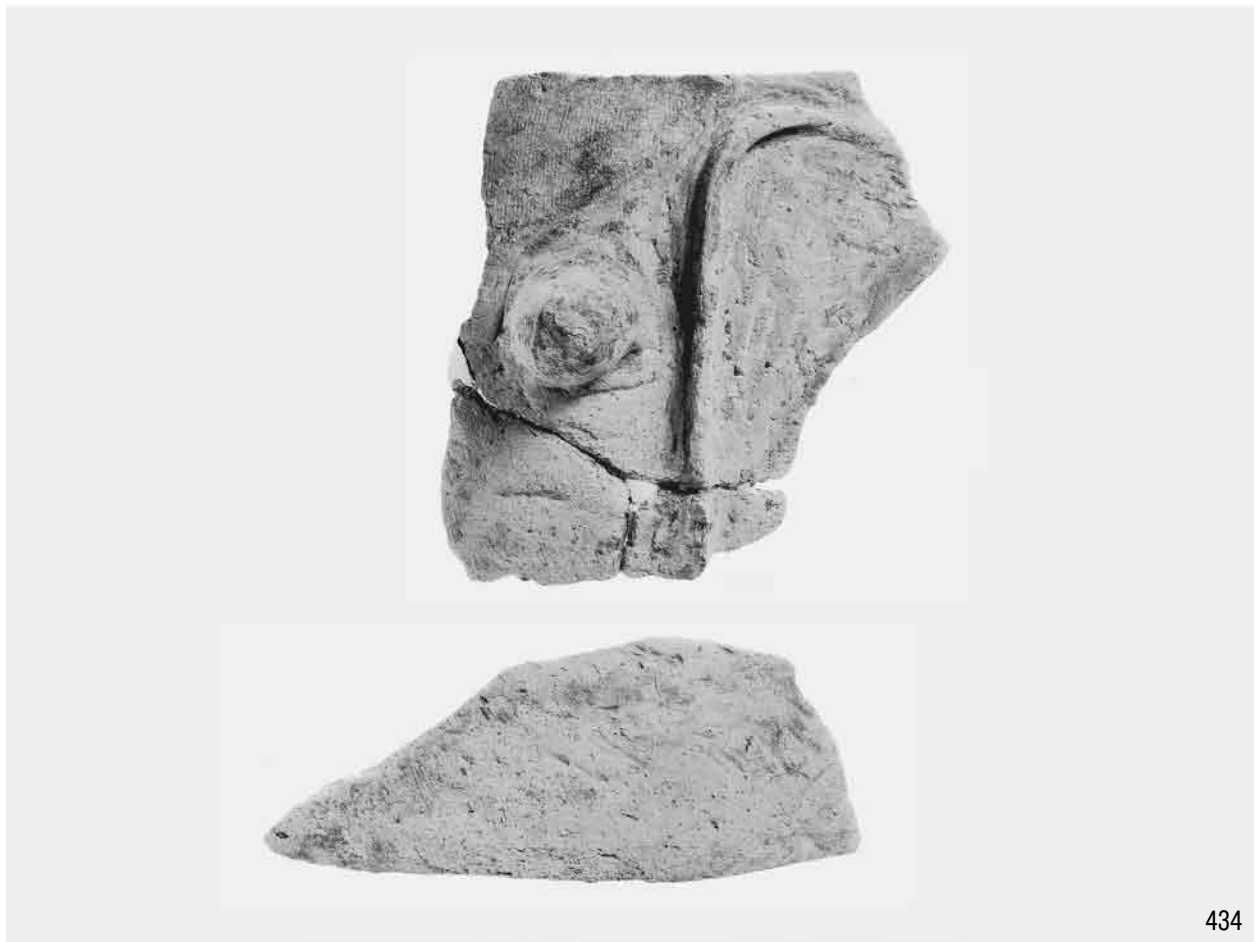




431



371





306

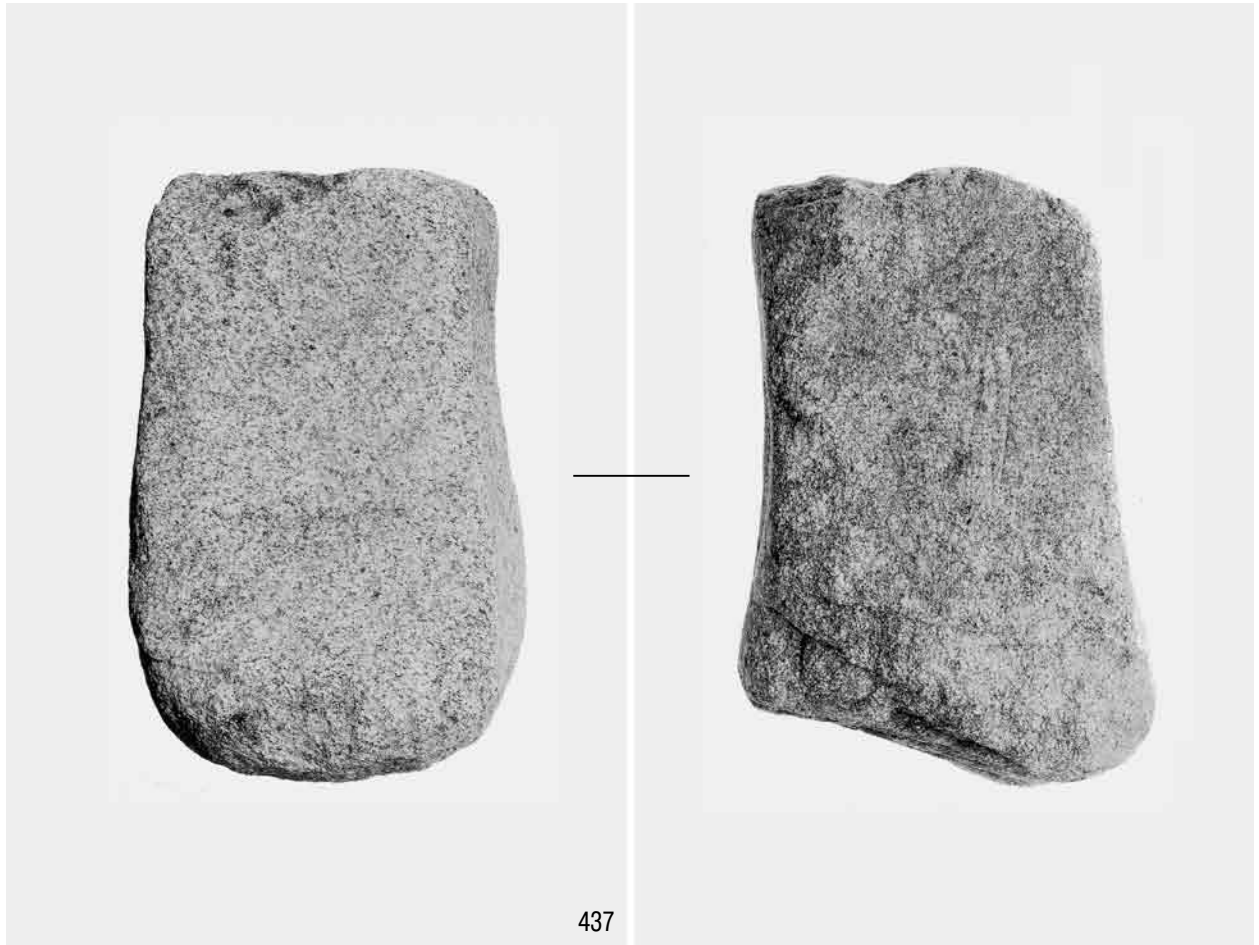




319



427

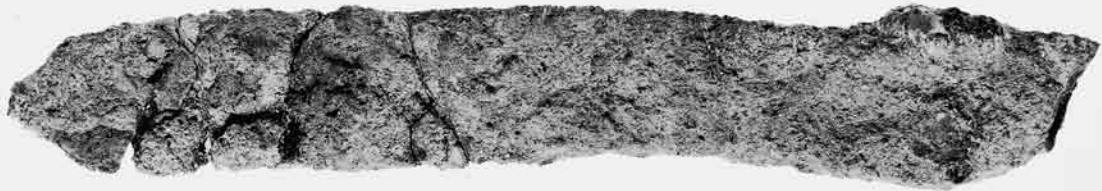


437

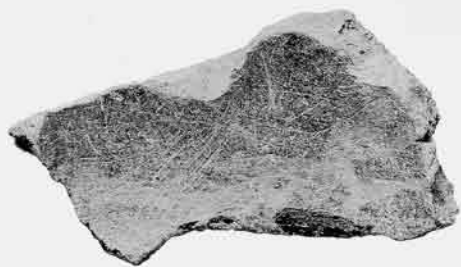


450

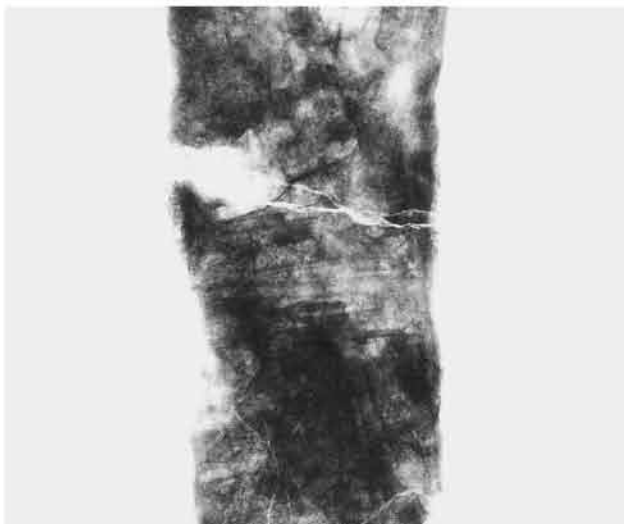
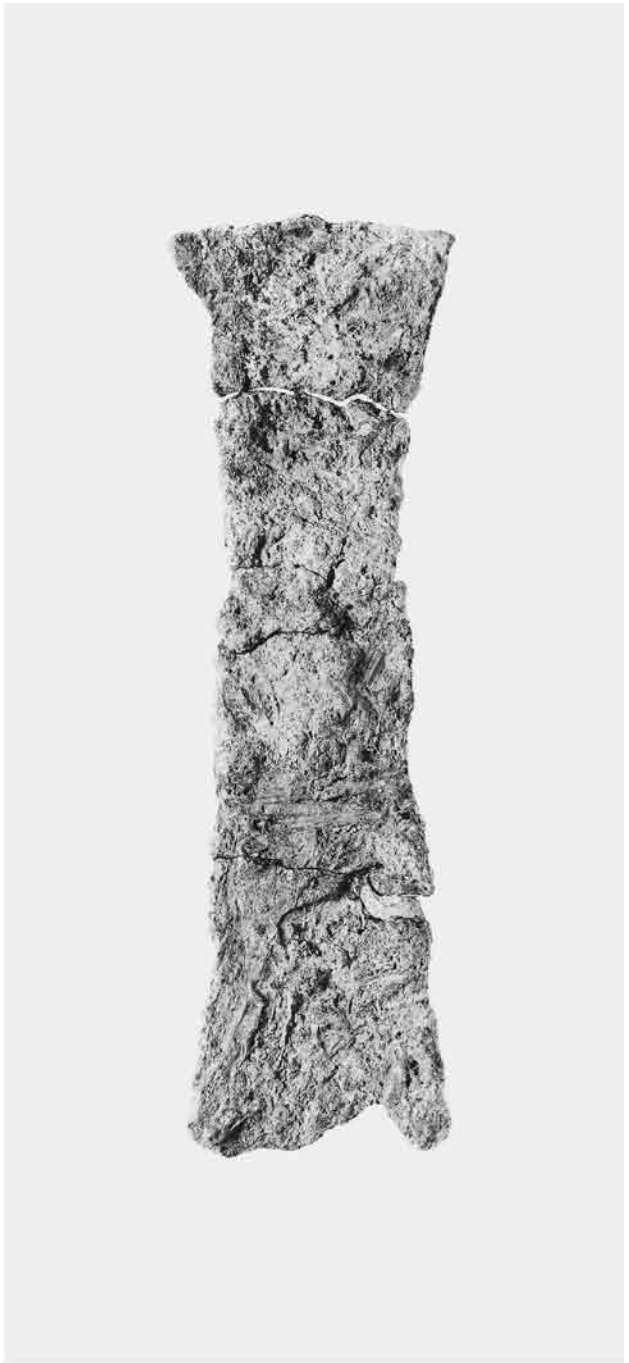
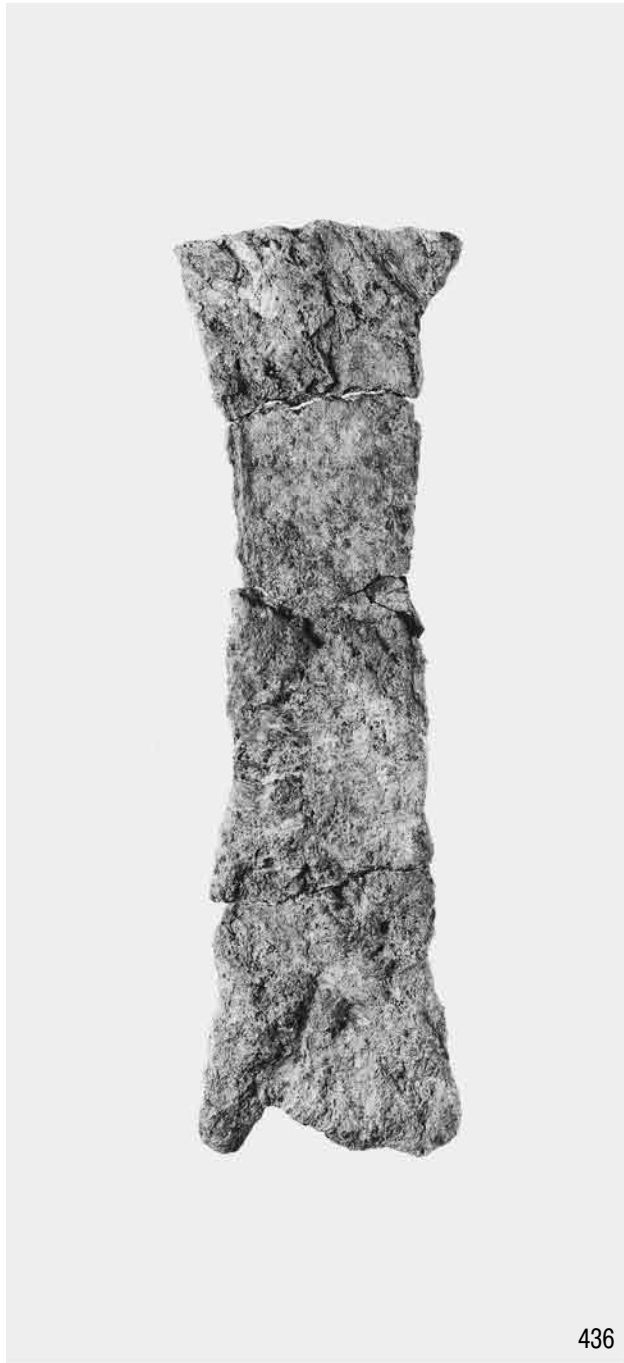
図版 24 中世・古墳時代の遺物



435



51



報告書抄録

ふりがな	たかみやいせき いぶつへん、うずまさいせき、たかみやいせき、さらぐんじょうりいせき							
書名	高宮遺跡 - 遺物編 -, 太秦遺跡、高宮遺跡、讃良郡条里遺跡							
副書名	一般国道1号バイパス (大阪北道路)・第二京阪道路建設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書							
巻次								
シリーズ名	(財)大阪府文化財センター調査報告書							
シリーズ番号	第206集							
編著者名	奥村茂輝、井上智博							
編集機関	財団法人 大阪府文化財センター							
所在地	〒590-0105 大阪府堺市南区竹城台3丁21番4号 TEL072 (299) 8791							
発行年月日	2010年10月20日							
ふりがな	ふりがな	コード		北緯	東経	調査期間	調査面積	調査原因
所収遺跡名	所在地	市町村	遺跡番号					
たかみやいせき 高宮遺跡 その1・3	ねやがわしたかみや 寝屋川市高宮・小路	2715	37	34° 45' 15"	135° 38' 20"	平成13年6月20日～ 平成14年3月25日 (その1) 平成14年4月24日～ 平成14年11月29日 (その2)	6,946㎡ 4,355㎡	一般国道1号バイパス (大阪北道路)・第二京阪道路建設
うずまさいせき 太秦遺跡08-1	ねやがわしうちあげ 寝屋川市打上	2715	3	34° 45' 16"	135° 38' 21"	平成20年10月14日 ～ 平成20年12月26日	730㎡	一般国道1号バイパス (大阪北道路)・第二京阪道路建設
たかみやいせき 高宮遺跡07-1	ねやがわしたかみや 寝屋川市高宮	2715	37	34° 45' 17"	135° 38' 22"	平成20年5月13日 ～ 平成20年5月27日	129.7㎡	一般国道1号バイパス (大阪北道路)・第二京阪道路建設
たかみやいせき 高宮遺跡08-1	ねやがわししょうじ 寝屋川市小路	2715	37	34° 45' 18"	135° 38' 23"	平成20年12月15日～ 平成21年3月25日	975㎡	一般国道1号バイパス (大阪北道路)・第二京阪道路建設
さらぐんじょうりいせき 讃良郡条里遺跡 06-1	ねやがわしたかみや 寝屋川市高宮地内	2715	36	34° 45' 19"	135° 38' 24"	平成19年12月17日～ 平成20年3月8日 (2区) 平成19年12月7日～ 平成19年12月11日 (5区)	49㎡ 130㎡	一般国道1号バイパス (大阪北道路)・第二京阪道路建設
さらぐんじょうりいせき 讃良郡条里遺跡 08-1	ねやがわしたかみや 寝屋川市高宮・小路	2715	36	34° 45' 20"	135° 38' 25"	平成20年10月14日～ 平成20年12月26日	305㎡	一般国道1号バイパス (大阪北道路)・第二京阪道路建設

所収遺跡名	種別	時代	主な遺構	主な遺物	特記事項
高宮遺跡	集落	縄文時代 ～ 中世（鎌倉）	方形周溝墓、 竪穴住居、掘井 立柱建物、戸、土坑	縄文土器、弥生土器、須恵器、土師器、韓式系土器、瓦、陶磁器、瓦器、鏡、鉄製品	古墳時代中期の集落、奈良時代の倉庫群、鎌倉時代の掘立柱建物を検出
太秦遺跡	散布地 古墳	弥生時代 ～ 古代	溝	土師器	
讚良郡条里遺跡	条里	縄文時代 ～ 中世（鎌倉）	溝、土坑	須恵器、土師器、瓦器	
要 約	高宮遺跡	高宮遺跡では縄文時代中期から鎌倉時代までの遺物が出土した。なかでも古墳時代中期の出土遺物と、奈良時代の出土遺物は特記すべきものである。古墳時代中期の遺物からは、5世紀前半に渡来系集団の集落が存在していたといえる。奈良時代の遺物は、8世紀の後半段階に寺院付属の大規模倉庫群が展開していたことを示す。			
	太秦遺跡	既往の調査で確認された、古墳の周溝とかかわると想定される遺構を検出した。			
	讚良郡条里遺跡	縄文時代における生業の痕跡が遺跡東部の出土遺物からうかがうことができた。また中央部の調査成果から、古代から中世段階における耕作行為の一端をうかがうことができる。			

(財)大阪府文化財センター調査報告書 第206集

高宮遺跡

－遺物編－

太秦遺跡、高宮遺跡、讃良郡条里遺跡

一般国道1号バイパス(大阪北道路)・第二京阪道路建設に伴う
埋蔵文化財発掘調査報告書

発行年月日 / 2010年10月22日

編集・発行 / 財団法人 大阪府文化財センター
大阪府堺市南竹城台3丁21番4号

印刷・製本 / 株式会社 近畿印刷センター
大阪府八尾市志紀町南131番地